第七章　關稅政策及び其學說の歴史

第一　重商主義　第二　アダム・スミス及びリカルド　第三　英國の自由貿易　第四　フリードリッヒ・リストと其時代　第五　佛獨の關稅政策　第六　米國の關稅　第七　英帝國の關稅　第八　歐洲大戰後の關稅と國際聯盟　第九　日本の關稅　第十　支那の關稅

第一 重商主義

アダム・スミスの重商主義論――歴史學派の重商主義觀――重商主義は時代の産物――富國强兵と金銀――金銀の輸出禁止より貿易差額へ――國別的貿易政策へ――植民地制度

重商主義 Mercantilism は十六世紀から十八世紀に亘つて歐洲諸國に行はれた商業政策の根底をなす所の思想を總稱するものであるが、その重商主義といふ名稱はアダム・スミスに初まつてゐる。彼は『國富論』中に當時諸國に行はるゝ所の實際の政策に對して此の名稱を與へ、これに對してフランスのフィジオクラット學派の說を重農主義 Agricultural system と名付けた。その理由は、スミスの見る所では、當時の實際政治家が金銀と富とを混同してゐるために、國家の政策によつて出來るだけ多くの金銀を外國から輸入せんとし、そのために外國貿易上の輸出入の差額 Balance of trade を非常に重要視し、所謂有利なる貿易差額を生ぜしむることを根本の目的として種々の經濟政策を實行したものである。これに反してフィジオクラットが此の如き偏見に捉はれずして國富は農業から生れるとしたのは寧ろ正鵠に近きものと云はねばならぬ。斯樣な意味で、當時流行の政策は重商主義である、外國貿易の差額を重要視し過ぎるものであるといつて、スミスは猛烈なる攻擊をこれに向つて加へたのである。併しながら、其の後經濟學上に歷史的考察の風潮が起つてから、近世初期の歐洲の政治的及び經濟的狀態を研究して見ると、この時代の政治家が金銀の輸入を重要視したといふことについても相當の根據があり、尙彼等の採つた所の政策は必ずしもスミスのいふが如く此の一點のみから割り出されたものでなくして、寧ろ此の時代の一般的狀勢に基いて中央集權の政府の力により國民經濟の團結を圖ることを主眼として居つたものである。此の如くしてドイツの歷史學派の如きは重商主義に對して遙かに同情ある見解をとる樣になり、却つてスミスの攻擊の論據の薄弱なることを指摘するやうになつた

(例へば Roscher, Geschichte der Nationalökonomie in Deutschland)。かくして現在においては Mercantilism をその字義通り商を重んずるといふ意味にとるものは最早無くなつて了つて、或は嚴格なる國家統制主義といつた様な意味に用ひらるゝこともある。併し金銀を過度に尊重する所の思想は二百年前に有力であつたことも亦確かなる事實である。今日と雖も輸入超過を極端に恐れる思想が現存して居るから、スミスの攻撃を全部排斥することは出來ないのである。

重商主義は最初に理論があつて實際がこれによつて導かれたのではない。實際の必要に應じて種々の政策が樹てられ、後に多少の理論的考察が行はれたのである。だから寧ろこれを時勢の必要に應じて樹てられた幾多の政策の集りであると見てもよい。ロッシャーは重商主義政策の主要の傾向を次の四つの項目であるとして居る。

(一) 國内に多くの貴金屬を維持する必要を過度に重要視したこと
(二) (a)、外國貿易を國内商業以上に重要視したこと
(b)、工業を農業以上に重要視したこと
(三) 人口の大なることを過度に重要視したこと
(四) 以上の見解に基づき盛に國家の權力を用ひたこと

これ等の傾向は近世の初めにおける歐洲の形勢を背景として起つて來たものである。ローマ法王の教會によつて散漫に結びつけられてゐた所の歐洲のキリスト教世界が、近世になつて分裂して民族的國家となり、それ等の國家が互に權力を爭ひ屢々戰爭を起した。そこで國王は各々その領土内の諸侯の力を抑へて國民の團結を强固にして外國に對抗することを努めた。さうして軍國の必要に基づいて人口を増加し、國富を開發すべき各種の政策を採つた。人口の増加を必要とするのは軍隊を强くせんがためであり、國富の開發を求めるのは此の軍隊を動かすに充分なる物資の供

給を得んがためであつた。そこで産業の狀態を見るに、土地及び農業は舊來の封建貴族の支配の下にあつて、此の方面から生産の發達を圖るべき餘地は極めて乏しかつた。これに反して商工業は新たに發達した所の市民階級の仕事であり、國王は此の階級を保護することによつて國を富まし又國庫の收入を得ることが出來たのである。而かも商工業は農業以上に人口を維持することが出來るから、これを奬勵して富國强兵の基を築くことになつたのである。それのみならず商工業の發達は當時の貨幣經濟の發達を伴ひ、貨幣の蓄積を多くすることによつて軍隊の遠征に備へることが出來ると云ふ點は、各國の名君賢相が此の方面に特に意を注いだ理由であつた。自國に金銀を生産する國では政府の力によつてこれを開發し、これを國内に産せざる國々では植民地の獲得若しくは貿易によつてこれを得なければならなかつた。スペインはアメリカの植民地を占領して其の鑛山から金銀を採掘し、オランダ、イギリス、フランス等はスペイン其他との貿易によつてこれを得るのであつた。此の貿易は勿論輸出超過でなければならなかつた。英國東印度會社の重役であつた所のトマス・マンの言に「我が國の富 Wealth and treasure を增加すべき普通の手段は外國貿易であるが、其の外國貿易においては次の法則を守らねばならぬ。年々我が國が外國の財貨を消費する以上の品物を外國人に對して賣らねばならぬ」とある（Thomas Mun, England's Treasure by Foreign Trade, 1664)。かくの如くにして、一方には關稅及び禁止制度によつて輸入を制限し、他の一方には外國との通商條約並に植民地の開發によつて輸出を盛ならしめんとした。金銀を國内に止めるために諸國の採つた政策は、最初は金銀の輸出禁止であつて、英國の如きも十四世紀以來此の法を行つてゐたが、然し後には一旦金銀を外國へ出してもこれを以て買ひ入れた所の外國品を更に他國へ輸出すれば更に多くの金銀を得られるといふ理由により、直接に金銀の輸出禁止を爲す所の政策を改め、差額を有利ならしめること、卽ち商品の輸出超過を目的とするやうになつた。それが前記のトマス・マン等の主張となつて居るのである。これは必ずしも金銀と富とを同一視したわけではなくして、寧ろ商工業發達の

ため、又軍事上の必要のために多々益々多くの貨幣を必要としたのである。又金銀を得ることのみを國家の政策として居たわけでもないから、時としては原料品の輸出を禁止して國內工業の發達を助けたやうな例もある。

輸入防遏の政策たる關稅及び輸入禁止は軍事上の競爭國に對して特に苛酷に使用されたことは勿論である。十八世紀に於ける英佛の兩國は互に相反抗する政策のみを採つてゐる。卽ち英國がフランスから來る所の葡萄酒並に絹物の輸入を禁止し、若しくは禁止的課稅を以つて抑へんとすれば、フランスの側においても英國の毛織物、鐵物を虐待するといふ狀態であつた。併しながら自國に生產せざる所の原料品はこれが輸入を差止めることは出來ないから、右の政策は主として製造品に對して加へられたものである。輸入稅の稅率は一般に非常に高くして佛國に對し英國の課したる輸入稅は最低七十五パーセントであつたと稱せられる。さうして多くの品物は英佛海峽における密貿易のみによつて取引される狀態であつた。

貿易の對手國の中で其の關係が輸入超過になり易き國と輸出超過になり易き國とを區別し、通商條約の締結によつて或る國々との通商を奬勵するやうなこともあつた。例へば英國ではポルトガルと親交を結んで相互にその市場を開放し、同じ葡萄酒でもフランス產のものに高い稅を課し、ポルトガル產のものに安い稅を課するやうな政策をとつた。植民地に對する政策も亦同樣であつて、植民地は本國の商工業のために原料を供給し其の製品を消費する所の場所として取扱はれて居つた。英國では北アメリカの植民地の產物を列擧品 enumerated goods と非列擧品 non-enumerated goods とに區別し、煙草、コーヒー、砂糖の如く歐洲に產出せざるものはこれを列擧品として、一旦本國へ輸入した上でなければ他國へ賣らせないことゝした。これは勿論本國商人をして植民地の商業を獨占せしめるためであつた。帆檣用材、タール、鐵鑛等も亦列擧品の中であつたが、これ等のものは本國における造船其の他の工業のために植民地の產物を保留する意味であつた。砂糖並に鐵鑛石は原料のまゝ本國に持つて來なければならないのであ

つて、植民地においてこれを精製することは許されなかつた。つまり外國に對してのみならず、植民地に對しても本國の商工業を保護することを努めたのである。そこで非列擧品は植民地から他の何れの國へも自由に輸出することを許されたのであるが、其の品物は木材、牛肉、魚等であつて、此等は本國へ輸入すれば却つて本國の産業と競爭することになるからである。

第二　アダム・スミス及びリカルド

アダム・スミス――彼の重商主義攻擊――金銀偏重の誤り――保護關税政策の無效有害――自由貿易の除外例――國防關税、補償關税、交渉關税、維持關税――教育關税――保護關税と商工業者の利己的詭辯――國際的敵愾心の弊害――植民地論――彼の實際的觀察

リカルド――正統學派における彼の地位――國内價格と國際價格――比較的生産費說――其說明――其批評

アダム・スミス

アダム・スミスの自由貿易論は彼の自然法的な哲學を背景とした所の一般的自由放任主義の一部であることは既に述べた通りである。而して其の自由放任主義は、國内の經濟政策としては主としてギルドの特權を攻擊し、對外政策の方面にあつては所謂重商主義を攻擊したのである。併しながら、當時の英國においてはギルドの特權は産業の一部に限り維持せられ、總べてのものに及んで居らなかつた。さうして政治家が其の經濟政策の眼目として力を注いだのは對外商業政策であつたから、スミスの攻擊も亦主として此の點に向けられたのである。實際彼の『國富論』は殆ど此の攻擊のために書かれたと云つてもよいのであつて、分量から見ても頁數の四分の一をこれに費して居る。彼の重

商主義論は八章より成つて居るが、その初めに當り先づ以つて重商主義の根本的の誤りは金銀と富とを同一視したことにあるとなし、又その貿易差額を統制せんとする手段の無效なることを論じて居る。卽ち金銀の輸入が多くなれば物價が騰貴するから、商品の輸出は少くなり輸入が多くなるのは當然であつて、假令如何なる嚴法を以つてこれを遮らんとしても其の目的を達することは出來ない、といふ理論を述べて居る。それから重商主義の手段に移つて、輸入防遏の方面から關稅及び輸入禁止を論じ、輸出奬勵の側から戾稅、奬勵金、通商條約並に植民地政策を論じて居る。

關稅政策についてスミスの言ふ所は次の如くである。

保護關稅は其の保護を受くる所の內國產業を發達せしめるけれども、併しながら、それは國の產業の全部を發達せしむるものにあらずして、却つてこれを妨害するものである。何となれば一國の產業の大さは資本の高によつて定まつて居るのであつて、關稅政策は唯其の資本の投ぜられる方向を左右するだけのことである。而かも保護政策の下にあつては資本は其の國に適當する所の產業から適當せざる所の產業に轉ずるのである。强いて爲さんとすればスコットランドに於いて葡萄を作ることも出來ない業ではないが、それが資本の浪費に終ることは明かである。蓋し分業は各個人が各々其の生活狀態を改善せんとする所の自然の人情に基いて行はるゝものであるから、これを自然に放任することによつて最もよく國民の生產を興すことが出來るのである。さうして外國貿易は畢竟此の分業の範圍を國際的におし擴めたものに外ならない。

併しながら、スミスの論は總べて彼の哲學から理論的に割り出して行くばかりでなくして、常に實際の事情を考慮して居る。それで自由貿易論についても條件を付して四つの例外を認めて居る。第一は國防上自給を必要とするものについての例外であつて、こゝにクロムウェルの航海條例を論じ「國防は經濟よりも一層重要なるが故に、航海條例は英國が採用した所の總べての商業政策の最上なるものである」といふ有名な言をなして居る。第二は內國稅として

或る商品の生産に課税した場合にはこれと平均をとるために外國からの輸入品に對しても同率の課税をなすことは當然である、として居る。これは勿論保護税の部類に入るべきものではない。第三は今日謂ふ所の交渉關税であつて、外國の課税を止めさせるために一時的に課する所の關税であるが、スミスは此の問題は「一般的且つ永久的なる原理を求むる所の立法學の範圍にあらずして、寧ろ彼の政治家と名付くる老猾にして奸策を好む所の動物に之を任すべきである」といふ皮肉を以つて結んで居る。第四は今日云ふ所の維持税であつて、現に存在する所の産業が急激に衰退する時は多數の失業者を發生するから、これを防ぐだけの關税を置かなければならない。現にその關税が設けられてあるならば之が廢止を徐々にしなければならぬ、といつて居る。但し右の四項目の中で、第一、第二は當然除外例とすべき場合であるが、第三、第四は除外例とするか否かを考慮すべきものたるに過ぎない。

スミスは幼稚産業の保護についても説をなして居るが、此論據によつて保護關税を設くることは資本の蓄積を遲くするといふ理由に基いて之を否認して居る。

最後に、保護關税が國の産業の發達に對して有害無益なることは以上の如く明らかであるけれども、現に英國に存在する所の關税を撤廢することは非常に困難である。「貿易の自由が英國において全部回復されると思ふのは例へばオセアナ又はユトピアの實現を望むと同じである。そこには輿論の偏見があるのみならず、それ以上頑强に多數の個人の私的利害關係が關税と結びついて居て猛烈に其引下に反對する。關税による獨占は恰も過大に膨脹した陸軍の如く、政府を威壓し議會を脅かして居る。議員は若し此の獨占に加勢すれば巨萬の富を抱いた有力な階級の人望を收むるであらうが、若し之に反抗するならば如何なる名望閲歷も、最高の地位も、最大の功績も到底工業家の虐待を防ぐに足らぬのである」と極論して居る。

又國際間の軍事的競爭と貿易政策との關係について次の論を爲して居る。貿易は輸出超過國のために利益となり、

その相手たる輸入超過國には損になる、といふ思想は誤つて居る。貿易は如何なる場合にも之を爲す所の二國の何れにも有利である。輸出入の差額の現狀を考慮して、國別的貿易政策の下に或一國との貿易を奬勵し、他の一國との貿易を阻害するのは全く無益であるのみならず頗る有害なるものといはねばならぬ。此の如き俗論が當世に通用するのは、各國民が相互に富强を競ふの餘り、敵愾心の極端に馳するためである。而かもその俗論は「商人及び工業家の利己的詭辯」に過ぎぬのであつて、彼等は巧に其詭辯の裏面に隱れて獨占の利を貪り、國民はこれに强いられて不必要に高き代金を課せられる。さうして本來國際間の友誼を增進すべき商業が却つて不和と反感の原因となる。「君主や政治家の野心が國民を累すること大なりと言はれて居るが、今の時代における商人及び工業家の厚顏なる利己心には及ばない」。スミスは英佛兩國間の政治的嫉妬が累を商業政策に及ぼすことを慨嘆し「隣國の富は戰爭及び政治上に危險なりとしても、商業上には確かに有利である。それは戰時には敵國の軍隊、軍艦の多きを意味するが、平和の狀態にあつては彼は絕好の顧客となること恰かも富裕なる隣人が商人を利すること大なると同じである」と言つて居る。

又植民地に對する政策については、本國が植民地の產業を抑壓する政策の不當なることを極論し、當時の議會が爲す如く、植民地にはかることなくして唯之に課稅せんとすれば、彼地の住民の指導者が本國に對して反感を懷くは當然のことであるとして、米國獨立の叛亂を辯護する所の態度をとつてゐる。然し彼は植民地は獨立するよりも、寧ろ選擧權を與へられ英帝國議會に代表さるべきであるとして居る。卽ち彼は或る意味に於いて二十世紀に起つた所の帝國主義の思想を懷いて居つたのである。

スミスの商業政策論は後の學者が取扱つた所の殆どすべての問題に觸れて居り、今日から見て意外と思はれる程研究を積んで居る。後世の學者は彼以上に精密な議論をしたけれども、少くともその萌芽だけは彼の書物の中の何處か

に發見し得るものである。スミスは一生涯を純然たる學者として過した所の、いはゞ世才に乏しき人であつたに拘らず、當時の政治界の表裏に對して透徹したる觀察を下してゐること驚くべきものがある。前段に拔萃した所だけを見ても、彼が時弊を攻擊する論鋒の痛烈さが現はれてゐて、吾人をして恰かも今の世界を論じてゐるかの感を生ぜしむるのである。(『商學研究』第三卷第一號に「アダム・スミスの經濟政策」と題する拙稿がある。)

リカルド

リカルドはアダム・スミスの學說を受け繼いで之を一層精密なる理論に組み立てた人である。イギリスの所謂正統學派の學說はリカルドによつて其の本質を定められ、ジェー・エス・ミルによつて大成されたといはれてゐる。此の如くして國際貿易に關する理論も亦彼の理論的體系の一部分として考へられることになつた。リカルドは流通經濟の法則を立てる爲めに、實際の經濟界の錯雜せる事情を暫く度外視して或る單純なる假定の下にその銳利なる論理的考究を進めたのであるが、其の結果としてスミスの主張が一層正確に言ひ表はされるやうになり、經濟上の「法則」が形成されることゝなつた。併しながら此の研究法を採つたことは一面において正統學派の缺點をも生じたのである。此の種の研究法は勿論卽ち其の學說が動もすれば實際生活と懸け離れた所の抽象的な理論になるといふことである。然るに此の抽象論法は之を全然廢止することは出來ないけれども、之を如何なる點まで進めるべきかは問題である。リカルドの學說卽ち國際價値論の如きも、或は此の學派の弱點を現はした所の一例ではないかと思はれるのであつて、英米以外の學界においては之に重きを置く者なく、英米においても之が實際の政策上に影響を及ぼしたことはない。その中に或る眞理を傳へてゐることは勿論否む能はざる所であるけれども、之のみを以ては實際問題を解くことが出

來ないのである。（明治四十五年同文館發行の『經濟學大辭書』中に「國際價値論」についての拙稿がある）。

リカルドに從へば國內市場の價格と國際市場の價格とは之を支配する所の原理が違ふのである。國內市場では絕對的生產費が價格を決定し、國際市場では比較的生產費が價格を決定するといふことが出來る。國內では或る商品の價格が生產費以上に上れば資本勞力が其の商品の生產に集中されて供給を增加し、その結果として價格を引下げることとなる。又之に反してその商品の價格が生產費以下に下れば資本及び勞力はその產業を去つて了ふから供給が減少し、やがて價格は上つて來る。かくの如くして財貨は常に騰貴したり下落したりして一つの點に止ることはないけれども、而かもそこに自然の歸着點がある。卽ち價格は生產費を離れて長く騰貴し、又は下落を續けることは出來ない。それだから、之を自然價格卽ち Natural value と名付けることが出來る。然るに國際間においては何うかと云ふに、資本及び勞力は國內におけるが如く自由に移轉されないから、此の法則はそのまゝでは行はれない。或る特別の形をとるのである。そこで國際間に於いては資本及び勞力の移轉が少しも行はれないと云ふ假定の下に、前記の生產費の理論を適用すれば何うなるか。

一、こゝに假設の例をとつて見る。英國では一單位の勞働を以つて十二單位の木綿を織ることが出來る。さうして其の同じ一單位の勞働を葡萄酒の釀造に用ふれば十單位しか出來ぬとせよ。さうしてポルトガルは一單位の勞働を以つて十單位の木綿又は十二單位の葡萄酒を作ることが出來るとせよ。此の場合に英國は葡萄酒の釀造を止めて綿布を作り、ポルトガルは綿布の製造を止めて葡萄酒のみを作り、斯くして相互にその生產物を交換することは雙方の利益であるに相違ない。卽ち此の場合には兩國を通じて二單位の勞働によつて二十四の綿布と二十四の葡萄酒とを生產することになる。若し兩國がかくの如き國際分業を行はないならば兩國を通じての生產高は二十二の綿布と二十二の葡萄酒であるから、此の分業の結果としての二品各々二單位の生產增加が得られたのである。この二單位づゝの生產高

が兩國の間に如何なる割合で分割されるかは取引上の立場の强さによつて定められるのであるが、如何なる場合においても兩國は多少に拘らず分業によつて其の生産を增すといふことは明かである。

二、右の假定を變じて英國では一單位の勞働によつて得る所は綿布でも葡萄酒でも共に十單位に限られてゐるとせよ。而してポルトガルでは二品共に同じ勞働を以つて十二單位を生産し得るとせよ。此の場合に英國は二品共に生産費の絕對に低い所のポルトガルから買ふかといふに、それは出來ないことである。ポルトガルが英國に品物を送るとしてもその代りに英國から買ふべき品物がない（若し貨幣價値の計算において二品共に同じ比例で英國の市價がポルトガルの市價よりも高いとすれば、二品共にポルトガルから英國に輸出せられ、英國は之に對して正貨を支拂ふことになるであらうが、正貨の輸出は一時のことであつて、やがて兩國の價格は平均して了ふ、といふのがリカルドの組立てた他の一つの「法則」である）。

三、更に假定を變じて英國では一單位の勞働に對して綿布九單位、葡萄酒十單位を得るとせよ。ポルトガルは同じく綿布十單位、葡萄酒十二單位を得るとせよ。此の場合には第二の場合と同じく二品共に英國の生産費がポルトガルの生産費よりも高いのである。けれども第二の場合の如くその生産費の比較が二品同一でない。卽ち前の場合には二品共に十對十二であつたが、此の第三の例においては綿布については九對十、葡萄酒については十對十二である。そこで此の場合には貿易は有利に行はれるのである。何となれば英國は九單位の綿布をポルトガルに送れば少くとも十單位以上の葡萄酒を受取ることが出來る。ポルトガル人は綿布においても葡萄酒においても、共に英國におけるよりもよい生産條件の下に働くのであるが、いづれかと言へば綿布よりも葡萄酒の方が得意である。だから英國をして綿布を作らしめ、之に對して葡萄酒を賣ることを利益とするのである。ポルトガルでは十單位の綿布と十二單位の葡萄酒とが同價である。そこに英國から九單位の綿布を持つて來て賣れば $9\times\frac{12}{10}=10.8$ がポルトガルの相場だからそれよりも幾分安ければ利益がある。英國から見れば九單位の綿布に對して十單位の葡萄酒が相場だから此の十單位以上

の葡萄酒を得ればこれ亦やはり利益である。そこで貿易が兩國に對して有利となり分業が行はれる。斯くして英國は綿布のみを作り、ポルトガルは葡萄酒のみを作ることによつて全體の生産高が增加する。その增加したものが兩國の間に如何なる割合で分割されるか分らないが、兎に角幾分の分け前が得られるわけである。

さて、此の三つの場合を對照して見るに、第二の場合に貿易が行はれないといふ理由は、絕對的生產費については兩國の間に差があるけれども、比較的生產費についての差がないからである。第一と第三の場合には比較的生產費の差があるから貿易が行はれるのである。第三の場合には英國は、何れの品物についても絕對的生產費がポルトガルに比して高いのであるから、貿易の行はるゝと否とに拘らず同じ品物を作るに多くの勞働を費さなければならないけれども、貿易を行ふときはこれを行はざる場合に比して幾分生產高を增すことが出來るといふ結果になる。

右の學說は其の論理において誤りがないことは勿論であるが、其の論理を引き出す所の最初の假說について疑をさし挾む所の餘地がある。その假設といふのは、國內にては資本及び勞働の移轉が完全に自由自在であるけれども、國際間にはその移轉が全然行はれないことである。若し國際間にも國內同樣に資本勞働の移轉が行はれるならば、或る財貨が生產費の高い地方からその低い地方へ賣れて行く筈はない。此の如き現象が生ずる前に甲地方の資本勞働は乙地方に移つて了ふ道理である。從つて前記の第三の場合は勿論、第二の場合もあり得ない。國際間には資本及び勞働の移轉がないことを前提として居るによつて此の結論が生ずるのである。

併しながら、今リカルドの學說の前提を總べて眼中に置かずして直ちに現實の經濟現象を見れば、リカルドの立てた自然價格說卽ち國內價格の學說そのものが旣に左程に正確に行はるゝものではない。國內においても資本及び勞働の移轉は決して完全に自由自在といふことは出來ない。さうして國際間に其の移轉が少しもないといふことも、之亦

實際に符合して居ない。國際間に移住移民といふことは相當に行はれて居り、又外資輸入、海外投資といふことは餘程自由に行はれてゐる。內國と同じ程度でなくとも全く別個の法則を立てなければならぬ程の差異は考へられない。唯右の學說が意味する所は資本及び勞働の移轉の不完全なる場合において、或る地方の住民が他の地方の住民よりも不利益な生產條件の下に働いて居る場合に、その二つの地方の間に行はるゝ商業は二つの地方の利益になることであつて、損失にはならぬといふことになる。つまり天然の資源の非常に豐富なる國と其の貧弱なる國と貿易をなすことは、其の貧弱なる國にとつても有利であるといふだけの結論が大體において成立するのである。

第三　英國の自由貿易

重商主義の崩壞――英佛條約――ナポレオン戰爭の影響――英國の關稅改革

一　十九世紀初期の英國關稅――ハスキッソンの改革――穀物法の變遷

二　ピールの改革――關稅整理と所得稅の發達

三　穀物關稅の撤廢――スライディング・スケールの失敗――穀物法反對同盟――ピールの一斷――穀物法廢止と工場法及びチャーティスト運動

四　自由貿易の完成――グラッドストンの改革――一八六〇年の英佛條約

アダム・スミスは彼自身の主張した所の自由貿易が實際に行はるゝことは、恰かもユトピアを夢見る樣なものだと言つたが、事實においてはそれは必ずしもユトピアでなくして、『國富論』の出版の後滿百年を經過する前に、少くとも英國だけは彼の說を實現することになつたのである。スミスの時代は英佛において重商主義の諸政策が完成した時代であるが、それは又同時に此の政策が行詰りとなつて、正にそれ自らの重さによつて崩壞しなければならぬ形勢

をも生じてゐたのである。『國富論』の出版と前後してアメリカの植民地が本國に向つて叛旗を飜し其の獨立を獲得したといふことが、とりも直さず重商主義崩壊の第一歩であつた。さうして其の變化は先づ通商條約に現はれた。即ちアメリカが獨立の後、間もなく締結した所の米佛條約、米英條約といふものは何れも互惠的に對手國の商品を優遇する方針をとつてゐた。それから一七八六年に結ばれた英佛條約は從來絶えず敵味方の間柄であつた所の二つの强國間に互惠的協定を爲したものであつて、是實に兩國商業政策の轉回を示すものといつてもよい。此の條約によつて兩國互に多くの品物について輸入禁止を廢止し、且つ輸入税率を非常に引下げた。英國側ではフランスの葡萄酒の關税を半分に減じ、其の他種々の製造品の關税を非常に引下げた。之に對してフランス側では英國の綿織物、毛織物、金物等の禁止を解き、一割乃至一割五分といふ低い税金をかけることになつた。さうしてその結果從來の密貿易が止んで公然たる貿易高が急に増加したことは當時の貿易統計の上に現はれて居る。然し此の時代に英國では新たに發明された所の蒸汽機械、紡績機械が徐々に普及し始めたゝめに、フランスの工業は大恐慌を來したから、此の協定がそのまゝ繼續されることは困難であつたといはねばならぬ。

けれども事實に於いては條約締結から僅かに數年の後、即ち一七八九年にフランス大革命が起り、次いで英佛開戰となつたから、條約は勿論廢棄せられたのみならず一旦動き出した所の商業政策轉回の傾向も全く停止して了つた。さうして一八一五年歐洲の大亂が終結するまで二十五年の長い間、戰爭のために各國の貿易が妨害せられ、且各國が互に敵國の商業を破壊せんとする政策を實行することゝなつた。ナポレオンは所謂 Continental system の政策により、彼が征服し得た所の大陸諸國において英國品を輸入することを嚴禁し、又英國へ食料品、原料等を送ることも嚴禁し、此の經濟的封鎖によつて苦しめんとしたが、これに對して英國も亦フランスの海上貿易を極力妨害したのであつた。此の期間に英國の新式工業は益々發達しつゝあつたので、生産費の安い英國品がナポレオンの Continental

system の隙を狙つて大陸諸國に侵入して行つたが、然しその販路は戰爭の一勝一敗によつて絕えず動搖する狀態であつた。此の如くして國際分業組織の破壞された結果は戰爭の後までもその影響を及ぼすことゝなり、思想上に國民的反感を高めたのみならず、事實に於いて二十五年の長い間に發達した所の各國の自給的產業組織そのものが、戰後における貿易發達の障碍となつて了つたのである。卽ち戰爭後に於いて大陸諸國の工業は英國の新式工業に對して保護を要求し、これに反して英國の農業は大陸からの穀物輸入に對して保護を要求することゝなつた。さうして歐洲諸國の間に再び互惠的條約締結の機運の動き出したのは約半世紀を經過したる一八六〇年代であつた。

唯英國だけは一旦農業保護の政策を採つたけれども、次第に自由貿易の方向に進まなければならぬ形勢となつて、一八二〇年代から六〇年代までの間に度々關稅制度の改革を行ひ、結局完全なる自由貿易國となつて了つた。その改革は大體三つの時期に分れ、それが又三人の有名な政治家の手によつて行はれたと云ふことが出來る。第一は一八二四年から二七年の間、ハスキッソン Huskisson が商務大臣として斷行した所の改革であつて、その要點は種々の製造品の稅率を引下げると共に原料品の稅率を大いに引下げ、且つ紛糾錯雜を極めた所の重商主義的な差別關稅を整理し、その他傳統的の航海條例の制限を大いに緩和したことである。然るに其の後英國工業家の勢力の增大に伴つて議會制度改革の問題が起り、そのために政治家は關稅改革のことを顧みる遑がなかつた。そこで第二期はサー・ロバート・ピール Sir Robert Peel が內閣を組織した時であつて、改革は一八四二年、四五年並に四六年に爲された。此の時期は自由貿易運動の最も華々しき成績を收めた時代であつて、工業品、原料品のみならず、ナポレオン戰後に設けた所の穀物關稅までも撤廢したのである。それから第三期は卽ちグラッドストン Gladstone の時代であつて、是は前の改革の後に取り殘された所の多くの保護關稅を一掃したのである。此の間六十年間の事實は後世のために參考となる所の幾多の經驗を殘して居るから、次にその大要を語ることゝする。

一 十九世紀初期の英國關稅

ナポレオン戰爭の結果逆轉した所の英國の關稅は十八世紀の初期と同じ狀態に歸つて居つた。外國に對する反感と財政上收入を要するとの二つの理由で、あらゆる商品に課稅したのみならず、相手國によつて稅率を差別することも、禁止制度も、輸出稅も、輸出奬勵金も行はれて居つた。一八二〇年に關稅に關する法律の數が一千五百に達したといふから、その制度の亂脈を極めたことも想像されるであらう。戰爭後英國の工業は他國の競爭を毫も恐るゝやうなことはなかつたから工業關稅の增設はなかつたけれども、農產物の輸入稅が增加された。

ハスキッソンが先づ着手した所の仕事は工業品並に原料品の稅率引下げ、及びその制度の整理であつた。當時製造品は四割から十八割の稅率が盛られてあつて、其の輸入は殆ど不可能であつた。原料品も生絲、羊毛、棉花、木材、鹽、生皮等の稅があつた。それから差別關稅の最も甚しきものは英國領なる西印度からの輸入に對して特惠を與へ、東印度產に對しても幾分低き稅を課し、外國（此の中にオランダ領がある）から來るものは最も重課された。其の他木材についても同樣に植民地產に對して特惠を與へ、葡萄酒に關してはポルトガル產に特惠を與へてフランス產に重稅をかけて居つた。一八二〇年代は戰爭後の不景氣が去つて好景氣が來り國庫の收入も增加する時であつたから、稅制整理を爲すに最もよき時期であつて種々の消費稅が撤廢されたが、關稅引下も亦此の稅制整理の一部として爲されたのである。ハスキッソンは製造品の輸入稅を最高三〇％に止むることを方針とし、絹織物三〇％、麻織物二〇％、毛織物一五％、木綿織物一〇％となした。絹織物はフランスの競爭を受くることが確實であるため從來全く輸入を禁止してゐたのであるから、ハスキッソンの新稅率も比較的高くしてある。木綿織物は英國獨特の新式工業であるから其の稅率も至つて低く、唯原料の輸入稅を償ふ程度に止めたものといはれて居る。ハスキッソンは原料輸入稅を大いに

引下げたから彼の改正は工業家の反對を受くること少く、寧ろ生産費を低くするの理由によつて一部の工業家から歡迎されたのであつた。然るに穀物關稅に關しては之と事情を異にし、彼はその問題のために遂に辭職しなければならなかつた。それで一八二八年に成立した所の穀物法改正案は彼の案でなくして、首相ウェリントン公の案であつた。蓋し當時の內閣は保守黨內閣であり、保守黨は地主の勢力によつて立つてゐる所の政黨であつたが、ハスキッソンは農産物についても減稅の主張を持つてゐた爲に此の衝突を惹起したのである。尙穀物關稅に比すれば問題は小さいが、砂糖の特惠關稅が矢張り難物であつた。それは西印度諸島の砂糖畑の持主が本國の貴族の一團であつて、特惠關稅はこれ等の人々の特殊の利益を保護する手段となつて居つた。そのためにハスキッソンは他の差別關稅には手をつけたけれども、此の問題には遂に觸れることが出來なかつた。さうしてそれはピールの時代になつて始めて撤廢されたのである。

英國には古くから穀物の輸出入について取締を行ふ所の穀物法 Corn laws なるものがあつて、一六七〇年以來穀物の輸入を禁止して居つた。これは一方には當時の政治上の支配階級たる地主貴族の利益を保護するためであるが、一方においては戰時における食物供給の獨立を確かにする目的を持つて居つたのである。併しながら當時は尙穀物の不足を感ずることなくして、寧ろ多少の輸出があつた。而して一六八九年以來長い間穀物の輸出奬勵金を與へることは同國商業政策の大きな仕事になつて居つた。斯くして穀物の輸入が輸出に超過するに至つたのは一七八八年を以つて初めとする。つまり人口が增加し、而もその人口が多く工業に吸收されて行つた結果である。

そこでナポレオン戰爭中には外國からの輸入が無いから、凶作の年には小麥の價格が非常に騰貴し窮民の暴動を惹起す樣なことも度々あつた。大體において穀物の價格が高く農業は有利であつたから、開墾は盛に行はれ、農業技術は改良せられ、Enclosure（一種の耕地整理である、詳しくは拙著『英國産業革命史論』を見よ）が流行して、英國獨特の大農法が發達し、地代は此の戰爭中に七割の騰貴をなしたといはれて居る。

此の如き次第で一八一五年戰爭の終結した時には穀物需給の關係が戰前とは非常に變化し、穀物を外國に輸出することは愚か、何とかして外國小麥の輸入を制限しなければ戰時に發達した農業を維持することが出來ない狀態になつて來たのである。そこで同年議會において新しき穀物法を制定し、小麥の市價一クォーターに付八十志に達しない間は其の輸入を禁止することゝした。つまり凶作で非常に小麥が騰貴した時は自由に輸入させるが、平時においては全然之を禁止すると云ふ政策である。然るに此の法律を實行した結果は何うかと云ふと、消費者に對しては勿論重い負擔をかけることになるが、生產者の側から見ても不便なことが多くあつた。それは何故かと云ふと內國だけの生產を以つて全國民の消費を充たさんとすれば、凶作の場合には市價が非常に騰貴し、豐作の場合には非常に下落し、その變動の程度が甚しくなるのは當然である。

そこで此の法律を改正することゝなり、結局一八二八年に通過したのはスライディング・スケール Sliding scale の方法である。卽ち穀物が安い時は稅金を高くし、高くなるに從つて稅金を引下げ、之によつて國內農業に保護を與へると同時に、消費者に對しても或る程度以上の負擔をかけないことを趣意とするものである。ハスキッソンは Sliding scale を採ることに反對はしなかつたが、其の稅率の細目について首相ウェリントン公と意見を異にしたことが原因となつて職を辭したのである。新法のスケールは市價六十二志以下ならば稅金二十五志八片、六十二志から七十三志ならば二十四志八片、さうして七十三志以上ならば一志といふことになつて居つた。その頃相場の最も高く上つた一八一七年は九十六志、その最も安く下つた三五年は三十九志で、普通は五十志乃至七十志であつたから、稅金は相當に高くかゝるわけであつて、而かも其のスケールの適用が變更される際に穀物の投機を奬勵するやうな結果になる。それでハスキッソンの如き穀物について漸次自由貿易に近づかんとする者にとつては、此の關稅を承認することが出來なかつたわけである。

二 ピールの改革

一八四一年サー・ロバート・ピール Sir Robert Peel の保守黨內閣が成立したが、此の人は地主であると同時に木綿工業にも關係を有し、當時の英國の國情に鑑みて自由貿易の方向に向はなければならないことを知つて居たのみならず、前の關稅改革の結果が產業上にも財政上にも毫も困難を生じなかつたといふ事實に奬勵されて、第二の改革を企てることになつた。その大體の方針は前回と同じく工業品並びに原料品の全部について稅率引下げを行ひ、而してその稅率は加工の程度によつて差異をつけるといふことであつた。一八四二年には原料品は五％以下、半製品は一二％以下、全製品は二〇％以下といふ標準によつて稅率を盛つたのであるが、四五年に至つて更に原料品は大部分これを無稅となし、全製品の稅率を一〇％に止め、唯絹織物に對して例外的に一五％を與へた。食料品もすべて減稅を行ひ、穀物關稅にも改正を斷行したのである。

然るに此の關稅引下げを行ふについて、政府の收入減少を如何にして償ふかといふことが一つの問題であつた。ピールは此の場合に一時の便法として所得稅を採用した。卽ち一八四二年に三年間の期限を付して所得稅を課し、更に四五年に再び三年間の期限を付して之を課することゝした。所得稅は現今においては英國においても又其の他の國においても國家の收入の最も重要なものとされて居るが、ピールの時代には未だ常設の稅でなくして國家有事の際に採用すべき手段と考へられて居つた。嘗つて一七九八年ナポレオン戰爭中にピットが軍事費を支辨する目的を以つて初めてこれを行つたが、戰爭終結と共に全廢されて其の後そのまゝになつて居つた。だからピールが之を採用するに當つても一時的の制度として之を設け、やがて貿易の增進によつて關稅收入の增收が得られた時に之を全廢する考へであつたのである。序でに云ふが、ピールの後を受けて關稅改革を完成した所のグラッドストンも亦矢張り關稅收入の

減少を補ふために所得稅を採用し、而かも一時の方便として期限を付して實行したのであるが、それが順次延期に延期を重ねて、結局永久的の制度に發達したのである。此の當時の政治家はピールにしてもグラッドストンにしても、社會的租稅制度を樹てるといふ思想は持つて居らなかつたけれども、結果から見れば關稅に代ふるに所得稅を以つてすることは、社會政策の趣意に一致したものといはなければならない。

ピールによつて爲された關稅改革中、社會的に意義の最も大なるものは後に述べる所の穀物稅減廢であるが、それ以外の改革も亦可なり廣き影響を生じたのである。一八四〇年に一千百五十の課稅品目があつたが、その中で三百四十九種が僅かに八千磅の收入を生じ、他の一方において僅かに九種の品目が一千八百五十七萬磅、卽ち關稅收入總額二千二百十萬磅に對する七分の六を生ずる狀態であつた。細目を調べて見れば、一品目について僅かに數志の收入しか擧げざるものも多數にあつた。此の如き次第で、一八四二年には七百五十の稅目が整理せられ、四五年には四百五十の稅目が全然定率表から取除かれることゝなつた。之によつて一般消費者の負擔を輕減することは勿論であるが、關稅制度の簡單になるために貿易商の手數を省き、これによつて貿易を促進することも亦注意を拂はねばならぬ所である。穀物稅の撤廢が餘りに華々しかつた故にピールの功績はそれに限られたやうに誤解され易いけれども、こゝに述べた所の比較的重要ならざる多數の稅目を整理して關稅を簡單にしたことも決して看過する能はざる一事業であるといはねばならぬ。

三 穀物關稅の撤廢

既に述べたる如くナポレオン戰爭後に新設された所の穀物關稅は、一八二八年に Sliding scale の方法に改められたけれども、未だ生產者、消費者の雙方にとつて不便不利なるものであつた。その理由は Sliding scale はその理論

において巧妙なるが如くに見えるけれども、實際の運用は甚だ困難であつて、價格の變動に應じて税率を上下する際に投機を伴ふといふ缺點がある。今少し價格が上れば税率が安くなるといふ様な相場の出來たときには、商人は殊更賣り惜みをして、そのために益々相場を押し上げる。又反對に今少し安くなれば急に高い税率が適用されるやうな相場になると、反對に賣り崩しが行はれて相場を益々引下げる。そのために相場の變動が多いといふことになる。それのみならず一八三〇年代から四〇年代の初めにかけて恰かも産業革命の過渡期に際し英國には多くの失業者を生じ、勞働階級が政治上に非常な不滿を懷いて居つて、そのためにチャーティスト運動なるものが起り、普通選擧權を要求して勞働階級の政府を打ち立てんとするやうな革命的色彩を持つ所まで進んで行つた。それだからして政府としては何らかの方法によつて勞働階級の負擔を輕減し、その生活狀態を改善する所の政策を採る必要に迫られてゐたのである。そこで穀物關税の如きは地主の利益のために必要品の價格を高める所の惡制度として一般の攻撃を受けたのである。そこでピールは四二年に此の關税の改革を行つたが、それは矢張り Sliding scale の方法を採り、其の內容の改正によつて價格の變動を出來るだけ少くすると共に、税率の輕減を圖つたものである。當時 Sliding scale を廢して一定の税率を置くがよいといふ說もあつたけれども、それでは凶作の場合に輸入を容易ならしむることが出來ず、さればと云つて政府の行政處分によつて減税、免税を行ふことも憲法上の原則に觸れるといふ理由で、これは採用されなかつたのである。ピールの考へでは、英國の農業は鐵道の敷設等によつて運搬費の上に利益を受けるから、漸次にその保護を輕減することは必ず出來得るのであるが、併しながら、彼の率ゐる所の保守黨內の輿論に抵抗して一擧に撤廢を斷行することは不得策と考へたのである。

然るに此の時民間には頗る有力なる自由貿易運動が起つて、猛烈に穀物關税を攻撃することゝなつた。それは卽ちマンチェスターの工業家の後援を得た所の穀物關税反對同盟 Anti-Corn Law League といふものが三九年に組織さ

れて、毎年議會にその案を提出し、Sliding scale にも、又一定の税率にも滿足せず、直ちに穀物關税の全廢を主張するのであつた。その運動の中堅人物は棉花商人たるリチャード・コブデン Richard Cobden 及び紡績工業家たるジョン・ブライト John Bright の二人であつた。これ等の人々は何れも後に有力なる大政治家となつた程の人物であつたが、それが工業家の寄附金を集めて全國的の宣傳に努め、或は講演、或は新聞紙の利用、或は印刷物の配布といつたやうに、凡ゆる手段を盡して輿論を喚起するに努め、同時に議會内にあつて提案の貫徹に盡力したのである。當時英國には勞働者側の大衆運動として前記のチャーティスト運動があり、又一方には工場勞働の弊害を除くことを目的とした所の工場法運動があり、三つの大運動が並び行はれて相下らざる狀態であつた。

政府は前に述べた所の趣意で漸進的に關税改革を行はんとしたけれども、形勢は益々不利になつて行つて了つた。恰かも一八四五年は非常な不作であつてパンの價格が非常に騰貴したので、ピール首相は遂に全廢案を斷行するの外なしと決心した。そこでピールは保守黨の立場を考へて一旦辭職せんとしたが、自由黨内閣の組織が出來ないために愈々踏み止つて自から此の案を提出し、遂に議會を通過せしめた。それが一八四六年のことであつた。然し本來地主黨である所の保守黨はこれがために分裂して、ピールは結局政府を去り獨立の少數黨を率ゐるの外なき狀態となつた。

前に述べた所の工場法運動は概して保守的な人道主義の思想に基いた所の運動であつて、其の中堅にはシャフツベリー伯が之に當つてゐたが、彼等の主張する所の十時間勞働法案も穀物税全廢の翌年卽ち一八四七年に議會を通過することゝなつた。その時保守黨の地主議員は必ずしも工場法に共鳴するがためでなくして、寧ろ工業家の穀物法攻擊の復讐をする意味で此案の通過に贊成したといはれて居る。つまり當時の社會の大勢を見るに、産業革命のために社會的不安が起り、勞働者はチャーティストによつて其の不平不滿の感情を發表し、之に對して工業家は穀價引下によ

つて此の難關を切り拔けようとし、地主側は工場法を以つて之に當らんとした。その結果が右の如く二つの案を共に實現することになつたのである。一八五〇年以後にチャーティスト運動が下火となり、勞働者の態度が非革命的に轉換された理由は、主として好景氣の到來に歸せねばならないが、それと共に右二法案の通過も亦その形勢の發展を圓滑ならしむるの效果があつたといはれてゐる。

四 自由貿易の完成

英國の經濟狀態は四〇年代の半ばから漸次好況に向ひ、鐵道の敷設は盛に行はれ、工業品の輸出は年々に增大し、又稅制整理等の結果として生活費が安くなり、以前の社會的不安は全く取除かれて了つた。そこで最後にグラッドストンが自由黨內閣の政策として自由貿易の完成を實現することになつた。グラッドストンの改革は一八五三年及び六〇年の二回に爲されたが、五三年には百二十三の稅目を廢止し、百三十三の稅率を引下げた。それからクリミヤ戰爭のために改革が一時途切れたが六〇年に至つて愈々最後の改革をなし、すべての保護關稅を全廢したのである。一八四二年に一千五十二の品目が課稅されてゐたが、五三年に四百六十六となり、五九年に四百十九と減じて居つた。六〇年の改革によつて課稅品の數は僅かに四十八となり、此の四十八の中で十五が實際收入の大部分を生ずるものであつて、其他は此の主たる商品の代用品になり易いために課稅して居るのである。これ等の關稅は勿論全部財政關稅のみである。

グラッドストンの關稅改革に引續いて英佛通商條約の成立を特記する必要がある。フランスにおいてはナポレオン戰爭以後、高くさうして錯雜したる關稅が依然として繼續されてゐたが、五〇年代になつてナポレオン三世が大統領となり、次いで皇帝となり、その豫ての意見に基いて關稅改革を行はんとし、先づ此の條約によつて稅率の協定を行

ふことゝなつたのである。英國の側から見れば、自から自由貿易を行つても他國が之に倣つて來なければ充分に其の工業の販路を開拓することは出來ない。それだから此の條約は、つまり國內の運動を更に國際的に進展せしむる所の方法であつた。此の條約は正式には兩國政府の當事者によつて締結されたものであるが、コブデンが事實上の主張者として兩方の間に周旋したのである。コブデンは英國民の生活を改善する手段として自由貿易を主張したのみならず、若し之を國際的に實現するならば各國間の經濟的利害關係は益々緊密になり行く結果として、世界の永久的平和を保證することが出來るといふ考へを持つてゐたのである。事實においては彼の豫想したやうな世界的自由貿易の時代は遂に來なかつたけれども、此英佛條約が皮切りとなつて同樣の稅率協定は大陸諸國の間に流行し、凡そ二十年の間關稅引下げが時代の風潮となつたのであるが、此のことについては後に述べようと思ふ。

第四 フリードリッヒ・リストと其時代

リストの生涯と時代――ナポレオン戰後のドイツ――關稅同盟の發達――道路及び鐵道――リストの觀察――**『國民主義經濟學』の內容**――リストの理論――**一**、スミス學派の經濟學は國民の存在を無視してゐる――**二**、スミス學派は生產力の養成を忘れてゐる――**三**、工業の生產力は農業の生產力以上の力である――リストの經濟發展段階說――實際政策

保護貿易を主張したる論著にはアダム・スミスの『國富論』に匹敵するものはないが、その中で比較的深き思想上の背景を有し、最も廣く各般の問題を洩れなく取扱つたものはフリードリッヒ・リスト Friedrich List の『國民主義經濟學』Nationale System der politischen Oekonomie (1841) である。リストの學說の意義は彼の時代におけ る世界の大勢並にドイツの國情と對照して見なければ之を理解することは出來ない。リストは一七八九年南ドイツの

ロイトリンゲンといふ町に生れ、若くしてウルテンベルグ王國の官吏となり、チュービンゲン大學の教授に任命された。けれども彼の政治運動の猛烈なりしために官を罷められたのみならず、やがて海外へ放逐されることゝなり米國へ渡つた。米國に居ること六年間で、其の間新聞記者として主に經濟問題に筆をとり、殊にハミルトンの說に共鳴して工業保護の必要なることを主張し名聲を博したけれども、彼の志は寧ろ故鄕のドイツにあつたので、終に米國領事の職を得てドイツへ歸つて來た。それからドイツで再び記者生活に入り、鐵道の建設、關稅同盟の擴張等の宣傳運動に從事すると共に前記の大著を書き上げた。此の如くして非常に多忙なる日を送つてゐる間に精神病に罹り、一八四六年自殺して悲慘なる最期を遂げたのである。そこで先づ彼の生涯五十七年は如何なる時代であつたかを考へ、然る後に彼が其の時代の要求を如何に看取したかを考へて見る。

リストの幼時は歐洲大戰亂の中に過ぎ、青年時代の思索は戰爭終結後のドイツについて爲されたのである。當時ドイツ人の祖國は分裂の極に達し、二百の王國及び公國と五十の獨立都市と無數の騎士領が並立してゐたと稱せられる。その中で最も勢力のあつた國は申すまでもなく神聖ローマ帝國の本據たりしオーストリヤ、並に北方の新興國たるプロシヤであつたが、その中間にバイエルン、サクセン、ウルテンベルグ等の國々があつて、ドイツの覇權が何れに歸するか分らなかつた。ドイツの青年思想家の間には祖國統一の熱情が燃えてゐたけれども、その希望を實現するのは何時になるかわからなかつた。産業の狀態を見れば當時のドイツは殆ど全く農業國であつたが、國が古いだけに中世以來の手工業の傳統もあり、又ナポレオンの Continental system の下に家內工業が發達して織物、鑄物等を生産してゐた。それが戰後に至つて英國の機械製の商品と競爭することになつたために非常の不況に陷つたことは想像が出來る。フランスの小工業も亦同樣の競爭を受けたのであるが、フランスには强大なる中央政府があるから直ちに保護關稅を設けてこれを救濟することが出來た。然るにドイツは前記の如く國權の不統一がその極に達して居つたか

ら、之を如何ともすることが出來ない。そこで差向き關税の統一といふことが産業上の問題になつたのである。而してプロシヤは此の關税の統一といふことを目的として隣國との間に同盟を結び、之によつて政治上の權力をも増進せんとする政策をとつた。そしてプロシヤはその同盟に加入した國々に對して盛に道路の改良工事を行つたから、小國はこの道路政策の利益を受けんが爲めに關税同盟に加入する狀態であつた。かくの如くしてプロシヤを中心とする所の關税同盟は一八一九年以來漸次に擴大せられて一八三四年には十八ヶ國、その人口三百萬人に達する所の廣い地域が同盟に組み入れられることゝなつた。これより先、二〇年代に南ドイツではバイエルンとウルテンベルグの同盟、中部ではサクセンを中心とする小同盟が出來たがこれ等のものは三四年迄に皆大同盟に投じて來たのである。それから此の關税同盟が其の以後にも益々加入國を増加し、五〇年迄にオーストリヤを除く全ドイツの團體となり、ドイツ帝國の先驅となつたことはよく知られた事實である。リストが米國から歸つて鐵道敷設論や關税同盟論を唱へたのは即ちこの現實の同盟運動の進行しつゝあつた時代に屬する。その鐵道論はプロシヤの道路政策と同じく交通機關の改善によつて同盟に屬する地方の經濟上の結束を固くせんとする趣意であつて、それは間もなくプロシヤ政府によつて實現されたのである。關税同盟についてもリストの計畫は積極的であつて、ドイツ本土の外にオランダを包括しライン河の水路を通じて北海に出口を求めなければ、經濟的發展の基礎が不充分であるとなした。

さて一八三四年に成立した所の關税同盟が如何なる關税法を採用したかといふと、それは一八一九年プロシヤに於いてマッセン Massen といふ人が立案した所の税法であつた。その税率は當時の何れの國に較べても遙かに低くして、製造品でも一〇%を超えず、原料は更に低き税を課せられ、無税なるものもあつた。唯砂糖、コーヒーの如き植民地産物に幾分高く税をかけて收入を擧げたのである。此の税法は英國の自由貿易論者の賞讚の的となつてゐたけれども、プロシヤ政府は必ずしも自由貿易の立場からこれを立案したのではなくして、實際これ以上の保護策は實現し

得なかつたのである。即ち國家の統一なく領土の錯雜した所で、關税を高く設けても、其の結果は脱税、密賣を奬勵するに過ぎないからである。

かくの如き環境に處してリストが何を考へたかといふことは彼自ら『國民主義經濟學』の序文の中に物語つてゐるから左にその要領を摘記して見る。

自分は青年時代に當時流行の英國流の經濟學を研究したが、其の自由貿易の理論に對して少からざる疑を懐いた。Continental system の下に發達した所の工業を英國品の競爭によつて衰退せしめることは、ドイツにとつて忍ぶべからざる所である。此の如き場合に尙自由貿易を主張する所の學説には、何か缺點があるのでなければならぬ。そこで自分はスミス派の經濟論が國民といふものを無視してゐることに注意を向けた。スミス派の經濟學は世界經濟學 Cosmopolitical Economy であつて、眞の經濟學 Political Economy でなく、自由貿易は産業上の生産力が對等なる國々の間に之を行へば人類全體の幸福を增進するけれども、ドイツの如き後進國が直ちに英國の如き工業の發達せる國と自由貿易を行ふ時は、その國民としての發達を妨害されて了ふのである。然るに自分が此の説を主張するのに非常な困難を感じた。英國人は自國の利益から割り出して、自由貿易を行ふと同時に他國にも亦その主義を行はしめようとする。さうして英國の工業家はその販路擴張の目的のために誤つた經濟學説を利用し、英國政府の機密費はドイツの新聞を動かして、ドイツ工業家を保護する政策の不當なることを宣傳せしめたのである。

此の如くにして日々論戰を交へてゐる間に自分の思索は更に進んで價格の理論と生産力の理論との區別に向けられ、又生産力の中でも農業の力と工業の力との區別に向けられた。スミス學派は少しもこれ等の問題について考慮して居らない。それから自分は北ドイツ、南ドイツの諸國、フランス、イギリスを旅行し、更に米國に渡つて實地

を視察したが、所謂經濟學の書物は毫も頼むに足らず、現實の産業事情こそ最上の教科書であると感ずるに至つた。此の現實の産業事情を直視することによつて編み出されたのが自分の學說體系である。

リストの『國民主義經濟學』は第一歴史、第二理論、第三體系、第四政治の四編から成つてゐる。第一編には重商主義時代からの歐洲各國の經濟政策を敍して保護政策の必要なることを論證し、英國自からも亦保護政策によつて生産力の根本を養ひ來つたことを明かにしてゐる。第二編は後に詳論する所の彼自からの理論を述べ、第三編に至つて經濟學諸學派の批評を爲してゐる。彼は「重商主義」Mercantile system といふ名稱が其の實を傳へざるものであるとして、改めて之れを「重工主義」Industrial system と呼び、又スミス學派を「重工主義」と呼ぶ者あるも、それは全く當らないとして別に「交換價値中心主義」System of exchange value の名を與へてゐる。リストが此の如き名稱の轉換を試みたのは工業の生産力を養ふことが國民經濟上重大な意義を持つて居るといふ彼自からの說を强調せんがためである。

第二編理論の部は申すまでもなく此の著書の最重要の部分であつて十七章から成つてゐるが、その總べてはスミス學派に向けられた攻撃である。スミスが『國富論』に於いて重商主義を攻撃したのと同じく猛烈にスミス學派を攻撃してゐる。リストの主張は、つまり前記の序文中に擧げられた三つの點に集中する。第一スミス學派の經濟學は世界經濟學であつて國民の存在を無視して居る。第二スミス學派の經濟學は交換價値のみを說いて生産力を說くことを忘れてゐる。第三生産力の中で工業生産力は農業生産力に優る所の重要性を持つてゐる。

(一) スミス學派の經濟學は國民の存在を無視してゐる

ケネーは其の著書の表題を『フィジオクラチー、卽ち人類に對し最も有益なる政治組織』Physiocratie ou du

Gouvernement le plus avantageux au Genre humain と言ひ、スミスは彼の大著に『國民の富の性質及び原因』The Nature and Causes of the Wealth of Nations の名稱を與へて居るが、この兩者は何れも國民の富若しくは國民の幸福を論ぜずして、人類の富、人類の幸福を論じたものである。彼等は自から稱して Political Economy を研究するといふが、その實はCosmopolitical Economy の研究になつてゐる。卽ち彼等の說く所は人類全體のことか、或は個人のことかであつて、其二つの間に國家、國民の存在することを眼中に置いてゐない。固より世界經濟、人類經濟といふことも亦之を忘れてはならない。のみならず人類の文明の終極の問題がそこにあることはリストの疑はざる所である。又歷史上においても個人が相結んで村を成し、都市を成し、都市の聯合を成し、國を成し、國の聯合を成し、やがて世界的國家の樹立に到達すべきことは自然の運命といふべきである。國際間の商業の發達によつて漸次に戰爭の危險が減少し、世界の諸國民が其の利害を一にするに至ることは遠き將來に於いて期待し得るのである。併しながら、現今の國家は一足飛びに世界的國家を作ることは出來ないのであるからスミス學派はつまり將來に來るべき狀態を現在に假定して、その假定の上に說を立てたといふ譏りを免かれることは出來ない。現在の國家は一民族の特有なる國語、習慣、歷史的發達、文化並に法律によつて一つの團結を爲してゐるのであつて、此の團結こそ個人の安全、幸福並に進步の第一條件である。だから個人の利益は國民の生存に依存するものであり、國家の富强を圖るために之を犧牲にしなければならぬ。個人の利益は必ずしもスミスの云ふ如く國家の利益と一致するものでないから、場合によつては個人の自由を拘束することが國家の任務となるのである。若し現在の狀態に於いて世界に完全なる自由貿易を行つたならば、英國が唯一の主權者となり、他の國々は皆これに服從させられてしまふであらう。若しも眞に世界國家が成立したならば、或る國の技術才能並びに資本は他の國に流れて行くこと、恰も北米合衆國を構成する所の多くの州の中で、東部諸州の人力、財力が他の諸州の發達を助くるが如くになるであらう。此の如き狀

態の下に於いては自由貿易は最上の政策であるといはねばならぬ。併しながら現今の實情は決してさうではない。英國人は世界中何れの國の發達に向つてその力を注ぐかといへば、先づ以つて英國の國語、法律、習慣の行はるゝ所の植民地に向ふのが自然である。英國人の移住も又彼の投資も植民地に向つて進出すべくして、決して歐洲大陸に向ふことはあり得ない。斯くして全英國はアジア、アフリカ、オーストラリヤに於ける植民地を統一して、これがために工業品を供給する所の心臓となり、斯くして英國風の大國家を作るやうになる。その時ヨーロッパ大陸の諸國は世界の重要ならざる一部分をなすに過ぎず、フランスは婦人の帽子を製作し、ドイツは子供の玩具と木細工の時計を作るだけの工業を維持することになるであらう。若しもフランス及びドイツがこの運命から免かれんとするならば、宜しく保護政策によつて彼等自からの工業生産力を養成すべきである。この政策によつて先進國の技術、才能、資本を國内に輸入し、これによつて英國と同様の工業國に進化することが出來る。その時自由貿易を行へば始めて世界の平和は得られるのである。

(二) スミス學派は生産力の養成を忘れてゐる

アダム・スミスは國民の富の性質及び原因を論ずるといひながら、その性質のみを論じて原因を取扱ふことが甚だ缺けて居る。その點については彼は分業を論じ、分業によつて人民の熟練及び智力が進むといふに過ぎない。それ以外において彼の經濟學は富卽ち交換價値の增進を唯一の目的として居るのである。併しながら、國民にとつて大切なものは富よりも寧ろ富を生産する所の力である。試みに二つの農家があつて各々五人の子供を持つてゐると假定せよ。さうしてその中の一軒の戸主はその財産から生ずる收入を貯蓄し子供をして幼時より勞働に從事せしめるが、他の一軒の戸主は五人の子供の中二人をして農業を守らしめ他の三人をして種々の職業を學ばしめ、夫々よき教育を施すと

せよ。そこに交換價値を重んずるものと生産力を尊ぶものとの差違が現はれるであらう。第一の戸主はその死する時或は第二の戸主よりも多くの財産を積んで居るかも知れない。併しながら彼の所有地は五つの小さい部分に分割せられ、その各部が昔ながらの幼稚な方法で耕作されることになる。これに反して第二の家族は二人の子供に土地を分配し、三人の子供は夫々特色ある技術を以つて世に立つことゝなり、何れも進歩的の方向をとるであらう。そこで教育といふことが殖財以上に重要なることの道理が明かになるのである。各國はその宗教、法律、制度、技術等の發達に國費を用ひなければならないが、それ等のものは皆國民の生産力の源となる。商業政策も亦此の如き意味においてこれを樹てねばならぬ。スミス學派の論理においては物質上の財貨を作るものゝみが生産的と稱せられるから豚を養ふ者は生産者であるが人を養ふ者は不生産者といふことになる。固より生産力を養ふには交換價値を犠牲にしなければならぬ。保護關税が價格を騰貴させるといふことはこれを認めるが、その價格を騰貴させることによつて國民の生産力を増進すれば結局國民の利益となる。生産力は國民にとつて恰かも腕の如きものである。腕を失ひながら安いシャツを買つたといふて喜んでゐることは出來ない。

(三) 工業の生産力は農業の生産力以上の力である

スミスは分業の偉大なる效果を論じながら一國內における最も重要なる分業を閑却して居る。凡そ或る國民が經濟的に健全なる發達を遂げるためには必ず農、工、商の分業を持たねばならぬ。これによつて始めてその文化を進め、その獨立を維持することが出來るのである。この三つの産業部門を一つの同じ國權の下に結合することの利益は、戰爭や、國際間の衝突や、世界的の恐慌や、又農業上の凶作等によつて動搖しない所の經濟生活の基礎を確かにする所以である。併しながら、この三つの部門の中で工業、商業の生産力は農業の生産力に比して國民經濟上特に重要なる

意味を持つて居る。農業は天然を相手となし、工業は人を相手とするものである。農業は靜止的であり、工業は進歩的である。だから純然たる農業國は動もすれば保守沈滯の弊に墜ち、企業の精神に乏しく、古風の偏見に煩さるゝことゝなる。これに反して工業の發達は科學の進歩を促し、政治的自由の進歩に貢獻する。從つて工業の奬勵は卽ち文化の奬勵となるのである。此の如き健全なる國家の發達は次の順序によつてなされるのである。

古來人類の經濟的發達の順序を見るに、最初に牧畜時代あり、次に農業時代あり、その次に農工業時代があり、最後に農工商時代が來る。純農業の時代には文化の程度が低いのだから、外國品の輸入によつてその文化を開發しなければならない。然し國民の知識が相當の程度に發達して自から工業上の技術を應用することの出來るやうになつた時代には、外國品の輸入を制限して自國の工業を興さなければならない。若し戰爭のために外國との交通が妨げられて、その結果として內國工業が勃興するやうなことがあれば、それはこれに伴ふ犧牲の大なるに拘らず寧ろ國民の幸といはなければならぬ。此の如き場合にその工業を外國との競爭に委せて置けば、折角芽を出した所の生産力が伸びることを得ずして枯れて了ふであらう。斯くして一國の産業組織を戰爭の度每に建てたり崩したりすることは大いなる不利益といはねばならぬ。さて國家の保護によつて工業が充分に發達した曉には、農工商の分業が成立するのであつて、此の時始めて又自由貿易に歸るべき時代が來る。此の如き發達の成就された上は內國産業を健全なる競爭にさらしてその沈滯を防がなければならぬ。現在この最後の段階まで進歩した所の國は英國だけであつて、他の國は皆後進國である。しかもフランス、ドイツ、アメリカの三國は正に農工業時代にあつて最も多く工業の保護を必要とするのである。

以上三つの論據によつてリストは保護政策の必要を大いに鼓吹するのであるが、それならばドイツ關稅同盟に對し

如何なる政策を薦めるかといふに、それは次の如きものである。卽ち河川、運河及び鐵道による內地交通機關の完成、海運業の創設及び定期航路の開始、植民地の獲得、アメリカ、オランダ其他の諸國との通商條約、さうして工業保護關税である。併しながら、リストの薦めた關税政策は今日から見れば案外穩和なるものであつた。卽ち彼はすべての工業を保護するの必要を認めず、木綿、痲及び羊毛の織物、並に製鐵業の如き主要の工業を保護すれば他のものはおのづからこれに連れて發達するといつて居る。又彼の關税はその税率を非常に高くして一時に完全なる自給自足を圖ることを目的とするものではない、唯國內需要の一部を自給し得る程度に止め、國內工業をして外國品と競爭しつゝ發達せしめるのが得策だとする。さうしてその實行案として先づ五年間を期して製造品に二五%を課し、その後漸次に遞減して一五%に至らしむべしといつてゐる。

リストの著書論文の出たのは恰かも英國の穀物法廢止運動が白熱した時代であつたから、ドイツにおいても頗る輿論の注意を惹き起し、これに對して贊否の論が大いに起つた。當時ドイツにゐた英國の大使が特に本國へ書面を送つて、リストはドイツ工業家の金を受くる所の非凡な才力を持つた人であることを申し送つたといふ話がある。英國としては大陸諸國にその工業品の販路を擴張することは最も努めた所であるから、リストの運動がそのために邪魔になつたであらう。然し又、リストの側から言へば前記の序文に見える如く、英國人こそ却つて外國の新聞記者に金を與へて自由貿易の代辯を勸めしむる所の老獪な人間と見えたであらう。何れにしても彼の議論が實際政治の上に相當の效果を持つてゐたと推定することが出來るのである。併しながら彼の說が實際に最も大きな力を現はしたのは、彼の生存中でなくしてその死後であつた。彼の死後三十年を經てドイツ帝國が事實上彼の政策の殆ど全部を採用し、又その場合に彼の學說が常に引用されたのである。さうして彼は結局ドイツ商業政策の疑ふべからざる豫言者であつたといふことが出來る。

第五　佛獨の關税政策

一　十九世紀前半のドイツ關税――保護關税實行難
二　一八六〇年以前のフランス關税――高率保護の實施――ナポレオン三世の自由主義――一八六〇年の英佛條約及び其後の諸條約
三　一八七〇年以後の獨佛關税――戰爭と關税――ドイツ帝國の統一と關税――ビスマルクの關税政策――米國小麥の侵入と農業關税――工業の發達と關税協定――フランス共和国の關税

ナポレオン戰爭の終結から二十世紀の歐洲大戰爭開始までの百年間における佛獨兩國の關税政策の傾向を通覽して見れば次の如くいふことが出來る。十九世紀前半には佛、獨共に工業上英國の競爭を恐れたのであるが、これに對してフランスは極端な保護政策をとつたのに反して、ドイツは寧ろ寛大な税法を行つてゐた。然るに五十年代になつて英國の風潮に曳きづられて兩國共に自由主義に傾き、一八六〇年の英佛條約以來各國間の協定によつて更に低い税率を實施することになつたが、普佛戰爭以後再び保護主義に逆轉し、やがて米國の農産物が歐洲へ進入して來た時に、從來の工業關税の上に更に農業關税を加へることになつた。併しながら、交通機關の非常に改良されたゝめに各國間の貿易は非常に增加してゐる。こゝには先づ十九世紀の前半における兩國の關税政策を別々に述べ、その次に後半のことに論及しようと思ふ。

一　十九世紀前半におけるドイツ關税政策

既に前節の中に述べた通り、ドイツの關税同盟が事實上成立したのは一八三四年であり、その同盟の關税法は一八

一九年のプロシヤの税法をそのまゝ採用したのであるが、これが重要なる改正を加へられることなしに五〇年代まで繼續して行はれた。改正の行はれなかつた理由は、これを行はんとすれば北部の農業國は自由主義を主張し、多少の工業を有する南部諸國が保護を要求するので、その全體の協調を得ることが困難なるためであつた。この税法は當時歐洲各國の關税中最も低い保護税であつて、製造品に對して大體一〇%の標準を採つたといはれて居るが、その製造品の關税は從量税であつたから長き年數の間に製造品の價格の安くなるに連れて從價換算率は最初の標準率よりも漸次に高くなつてゐたわけである。それのみならず課税品目の分類を細かくせずして從量税を一率に課したから、品物の種類によつて負擔の輕重が非常に異つてゐた。一八四〇年に英國政府から派遣された專門家の調査によれば當時この關税は木綿製品については三〇%乃至一二〇%に當り、毛織物については二〇%乃至五〇%に當つてゐたので、下等品については外國輸入品が內國品と競争する餘地は殆どないといふことであつた。若し此の報告が誤つてゐないとすれば、リストが主張した以上の保護關税が既に與へられてゐたといはねばならぬが、この點は何れが正しいか判明しない。兎も角關税同盟の時代には同盟各國間の協調は尙頗る困難であつたから、リストの主張する如き合理的の關税を實際に行ふ可能性は無かつたわけである。

二　一八六〇年以前のフランス關税

ナポレオン戰争の終結と共にフランスの工業家は極度の保護關税を要求し、それが時の政府に容れられて實施されることゝなつた。英國の新式工業は一七八六年の英佛條約の時において既にフランスの同業者を苦しめたのであるから、その後三十年を經て技術上の發明が益々完成せられ普及せられた時代になつては、愈々フランス工業の脅威となつたわけである。當時フランスでも新式工業が全く起らなかつたのでなく、英國政府の嚴重なる監視に拘らず新式の

機械はフランスに輸入せられ、それが運轉されたといふ實例もあるけれども、フランスは元來石炭に乏しい國であり人民の氣風も異つて居つたから大工業の進歩は頗る遲く、二十世紀の今日になつて見てもイギリス、ドイツと同じ程度の工業化は行はれてゐないのである。此の如き次第で當時フランスの工業を保護せんとすれば極端なる政策を用ふる外はなかつた。卽ち一八一六年に綿製品の輸入が絕對に禁止せられ、その他の製造品には重稅を課し、銑鐵の關稅は五〇%と定められた。それから以後四十年間に無數の改正が爲されたが、それは大抵引上の一方に傾いて居つた。當時のフランス議會は地主工業家の支配する議會であつて、一八三〇年の革命政府も亦ブルジョアの王政といはれた程であるから、關稅引上の傾向には毫も變化を生ぜしめなかつた。フランスの經濟學者中にはリストの如き保護論者は現はれないで、却つてバスチア Frédéric Bastiat といふ極端な自由貿易論者が出て來て關稅引下げの運動を試み、それについて一部の資本家の後援もあつたけれども、これは何等の效果をも持つに至らずして、つまり保護を受ける所の產業が完全に關稅政策を支配することゝなつたのである。

然るに第二帝國の時になつて形勢は一變した。一八四八年の革命は勞働者の革命であつて、その新政府の急進的政策の多くは間もなく廢止されて了つたが、その後を受けた所のナポレオン三世は專制君主であると同時に民衆を味方とする態度をとり、溫情的社會政策の思想を懷いて居つた。關稅問題についても斷乎たる方針をとり、卽位の直後にその改革に着手し、一八五三年、五五年及び五六年の三回に亙つて石炭、鐵、鋼、毛織物、綿織物並に種々の原料品に對する稅率を引下げ、又すべての輸入禁止制度を全廢した。この改革の後に毛織物は三〇%、綿製品は三五%を與へらるゝことゝなつた。併しながら、此の改革は勿論工業家の大反對を冒して遂行したものであつた。一八六〇年の條約を締結した時にナポレオン三世は輿論の反對を恐れて祕密の中に交涉を進め、皇帝の特權を以つてこれを斷行したといふことである。それ故ナポレオン三世が沒落して共和政府が再び出來た時に、關稅政策がこれと反對の方向に

逆轉したのである。

併しながら、フランスの關稅改革は他の大陸諸國の改革を誘發し、通商條約による稅率の協定が一時の流行となつた。フランスは一八六〇年から六七年までの間に英、白、獨、伊、スキス、スウェーデン、ハンザ同盟、メクレンブルグ、スペイン、ポルトガル、オランダ、オーストリヤ、ローマ教會國の十三ケ國と通商條約を締結した。日本と初めて條約を結んだのも此の時代のことであるが、日本は別として歐洲諸國間の條約はすべて相互的最惠國條款を含んで居つたから、事實上協定稅率に代ることゝなり一般的に關稅牆壁は低下せられた。又その結果として各國の貿易高は非常なる增進をなしたのである。

三　一八七〇年以後の獨佛關稅

一八七一年の普佛戰爭の後に保護主義の傾向は先づフランスに現はれ、やがてドイツにも現はれて保護關稅が再建されることゝなつた。此の大勢の轉回された理由は何であるかといふと、第一は戰後の好景氣時代における工業の大膨脹であり、第二は戰後財政上の收入を要すること急なるものがあつたことであり、第三は戰爭による國民的反感の復活であり、第四はアメリカの穀物の侵入による農業恐慌の出現である。此の中第一、第二、第三の理由はすべて戰爭に關係したことであり、何れの時代、何れの國の歷史においても常に見る所の事情である。一八五〇年代は歐洲において泰平の氣分の最高潮に達した時であり、各國民は戰時における物資供給の不安といふやうな問題を考慮するよりも、寧ろ國際的協調によつて互にその幸福を增進せんとする氣分が濃厚になつて居つた。然るに實際戰爭が起つて見れば外國貿易の杜絕によつて生ずる所の苦痛を改めて經驗するが故に、自然保護主義に對して輿論の同情が湧いて來るのである。而して戰爭が長く續けばその外國貿易の杜絕といふ事情の下に國內の薄弱なる產業が奬勵せられ、戰

後にはそれが既存の利益となつて保護を要求するやうになる。而して財政上收入の必要といふことがこれ亦一つの壓力となつて保護主義の進行を助けるのである。前記第四の理由たる農業恐慌は戰爭とは全然關係のないことであつて、これは交通機關の進歩の影響である。一八五〇年以後に造船の技術が一變し海上の運賃が非常に安くなつたのみならず、鐵道は各國に普及し殊に今まで未開の原野であつた所のアメリカの內地に敷設された。そのために非常に安い穀物が大西洋を越えて歐洲の市場に賣り込まれることゝなつたので、それ等の國の農業は不振に陷つたわけである。十九世紀前半の關稅問題は主として工業保護の問題であつたが、此の時に至つて農業にも亦關稅を設けねばならないことゝなつたのである。

先づドイツの事情を見るに一八六〇年代において自由貿易論が勝利を得て關稅は引下に傾いて居つた。七一年帝國統一の後においても政府は初め自由主義に傾いて居つた。然るに戰後に至つてドイツにおける最初の企業熱時代ともいふべき非常な好景氣が來て、各種の工業が急に勃興した。それが好景氣の去ると共に營業困難となり保護關稅を要求することゝなつた。帝國政府の中堅たるプロシヤの貴族は大地主であつて穀物の輸出に利害を持つて居たゝめに、從來自由貿易に同情してゐたのであるが、此の時に至つては內國市場が彼等にとつても重要となつて來たばかりでなく、その內國市場が却つて外國の穀物の侵入を受くる狀態となつたから、こゝに態度を一變して保護政策の採用に同意することゝなつたのである。卽ちビスマルクはこの時頗る廣い範圍に亙つて保護關稅を設け農業、工業共にこれを保護することゝなした。それが一八七九年の有名なる關稅法である。然るに農業恐慌の狀態はその後も恢復しなかつたから、八〇年代に至つて三回農業關稅のみの引上を行つた。この場合に戰時における食糧の自給といふことが考慮されたことは勿論である。然るに工業の方面においては、ドイツは迅速なる進歩をなし、この時代において外國の販路を開拓する必要を生じたから、通商條約によつて關稅の相互的引下を行ふの方針が樹てられ、事實において幾分引

下が實行されたのである。この時から通商條約の期限と關稅法改正の時期とが相關聯することゝなり、一九〇二年條約改正の準備として新關稅法が發布せられ、これに先立つて關稅問題に關する多くの論爭が行はれた。結局農業關稅が繼續されたのみならず却つて引上げられたのであるが、その結果が歐洲大戰中の穀物自給策と如何なる關係を持つたかといふことは本書第五章中國防關稅の項において論じた所である。

次にフランスの側を見ると、これ亦同樣の傾向を示して、普佛戰爭後の好景氣、續いて不景氣によつて關稅保護の要求が起り、一八八一年に新關稅法を行ふことゝなつた。然しフランスではこの時未だ農業に對する保護はなかつたが、八五年以後に至つてその要求が起り、農業關稅が設けられた。而してこの農業、工業共に保護するの方針は次の大改正卽ち一八九二年の關稅法に採り入れられ、そのまゝ今日に及んで居るのである。その外當時の關稅問題として注意すべきことはこの九二年の法律によつて始めて最高最低稅率といふ二重の制度が始められたことであるが、この問題については本書第三章關稅制度の中に論じてある。

第六　米國の關稅

一　アレキサンダー・ハミルトン——彼の生涯と建國時代の國情——彼の關稅論の特質——幼稚工業の保護——勞働力の利用——移入民の奬勵——安定せる市場

二　ナポレオン戰爭後の關稅——二十世紀歐洲戰爭後との比較——工業關稅引上——其反對運動——北部諸州と南部諸州との利害衝突——一八三〇年代より關稅引下——景氣と關稅

三　南北戰爭後の關稅——戰時の財政——戰後の整理——消費稅と關稅——財政關稅と保護關稅——マッキンレー關稅——ディングレー關稅——トラストと關稅——ペイン・オルドリッチ關稅——生產費を償ふ所の稅率——アンダーウッド・サイモンス關稅

四 歐洲大戰後の關稅――前の時代との比較――戰時工業の困難――農業の困難――一九二一年の緊急關稅法――フォードニー・マッカンバー關稅――一九三〇年三月の關稅法――農業關稅の效果――米國評價法――屈伸關稅法
五 保護關稅の事實と論據――幼稚產業保護論の實驗――ハミルトン時代とマッキンレー時代――中西部の開墾と工業との關係――高賃銀維持論及既存利益保護論――將來の關稅政策――農工業の利益

一 アレキサンダー・ハミルトン

一七八九年獨立戰爭終結の當時アメリカは十三の小さい植民地に過ぎずして、その產業狀態は純然たる農業地といふべきであつた。卽ち北部には穀物農業が開け、南部の諸州は棉花、煙草等の特殊の栽培が行はれた。さうして英本國の政策は努めて植民地における工業の發達を抑へ、植民地をして本國工業の販路たらしむるの政策をとつて居つたから、農業の外にアメリカ人の從事したる主要の產業は僅かに北部森林地帶から伐り出される所の木材を以つて船舶を造ること、並にその船舶を海上に運轉して本國との交通を保つこと、卽ちこの造船業と海運業だけがあつたのである。此の如き次第で人口は稀薄であり、當時フィラデルフィヤが最大の都市であつてその人口僅かに四萬二千、ニューヨークが第二の都會で人口三萬、ボストンが第三で一萬八千といふことであつた。そこで當時の政治家はアメリカの天然資源の豐富なることを知つて居り、將來において大國となることを信じてゐたから、この國を如何にして開拓するかといふ經濟問題に注意を傾けた。さうしてハミルトン Alexander Hamilton (1756-1804) はこの經濟政策に關して當時の政治家中最も貢獻した人である。彼は若くして後の大統領ワシントンの下に參謀となつて兵馬の功を立て、やがて國會議員となり、大藏大臣となり、僅かに四十七歲にして決鬪で死んだのであるが、この短い多忙な生涯

の中に米國の貨幣本位、銀行制度、關稅制度、公債制度の基礎を定め、これについて多くの報告書を書いて居る。當時米國憲法に關し各州の主權を重んずる黨派即ちデモクラット黨と、聯合の力を重んずる黨派即ちフェデラリスト黨と政界に相對峙して居たが、ハミルトンはフェデラリストに屬し、合衆國が結束したる一國民として起たねばならぬといふことを確信し、前記の經濟上の諸制度を立てるについてもこの立場からすべての立案をなし、又そのために盛に反對黨と戰つたのである。關稅政策についてハミルトンが保護主義を主張したのも、その根底においてアメリカの國民主義といふものをその精神としてゐたからである。

ハミルトンの保護關稅主義は彼の公債政策、貨幣政策等の如く直ちに實行されなかつたが、彼の研究は有名なる報告書 Report on Manufactures (1791) となつて殘されたから、後の學者政治家がその說を祖述して實際の政策を樹つるに至つたのである。彼はリストの如き理論家にあらずして徹頭徹尾實際家であつた。從つてその考察は當時の米國の實情に應ずる所のものであつて、世界各國に通ずる所の普遍的の議論ではない。けれども彼の議論の中には後の保護論者の最も有力なる論據が大抵含まれて居るといつてもよい。幼稚產業保護論は彼の主張の最も獨創的な部分であつて、これについてはリストも彼に負ふ所があるだらうと想像される。リストの米國行はハミルトンの死後約二十年であつて、リストの在米中滯在したフィラデルフィヤは當時唯一の工業地であり、ハミルトンの工業保護論の盛に行はれた地方であつたことを見れば、リストが少くともその影響を受けたことは疑を容れないのである。ハミルトンは當時既に米國に傳つてゐた所のアダム・スミスの理論を充分に理解してゐたので、彼の保護論には少しも正貨尊重、金銀偏重の傾向がない。すべて產業發達の立場から立論して居る。この點が以前の重商主義者と全然類を異にする所であり、彼の新保護論者たる所以である。

彼は先づアダム・スミス等の主張する完全な自由貿易主義についていふ。「若しも商工業の完全なる自由主義が現

在の諸國民の間に現に行はれてゐるならば、これを採用すべきであるが、事實は決してさうではなくして、現在の各國の政策はそれと反對の精神によつて動かされて居るのである。此の如き現狀の下においては合衆國はヨーロッパと對等の立場において貿易をなすことは出來ない。合衆國は自衞の道を講じなければならないのである」と。この論點は保護政策論者の常に採用する所であつて、その意味は決して明瞭なものではないが、ハミルトンの主張は恐らく外國の政策の變更によつて屢々自國の產業組織を攪亂される所の危險を防がねばならぬといふにあるらしい。然しこの大勢順應論は彼の最も重きを置く所ではないのである。彼の主たる論點はその報告の表題が示す如く、工業といふものが經濟的文化的に農業に立優つた傾向を持つて居るから、これを特に保護せねばならぬといふのである。何故に工業がそのやうな價値を持つてゐるかといふに、工業には細かき分業が行はれ人間の才能が種々の方面に發達して行く所の道が開かれる。當時の米國の如き純農業國では生活が單調であつて知識の進步が動もすれば沈滯して了ふ。この生活の單調を破るものは工業の外にない。然るに農業國において工業を新たに興すことはなか〱容易に出來ることではない。「嘗つて試みられたることなき新事業における失敗の危險、最初の試みに免るべからざる諸々の困難、外國政府がその國民に對して與ふる所の補助金その他の人爲的諸政策」はすべて自國工業の妨害となる。長く農業に從事したものはその傳統の惰力に引止められて容易に他の事業に手を出さうとしない。そこで何かの手段を以つて保護奬勵の道を開かなければならないが、それには關稅が最も有效である。關稅は物價を引上げるものであるけれども、甚しく消費者の負擔を重くすることなくして工業奬勵の效果を收むることが出來るのである。これがハミルトンの主張の焦點となつて居る。尙米國において工業が興つて來れば現在生產的に働いてゐない所の勞働力をも利用し得るであらう。卽ち農業においては婦人及子供の勞働すべき機會が乏しいけれども、工業においてはこれ等のものを働かしめることが出來る。又工業が興り多種多樣なる才能が夫々その應用の道を得られることになるから、外國からの移住

民も必ず増加するであらう。かくしてアメリカの人口を増加せしめ、富源の開發を速かならしむることが出來るであらう。而して工業が發達すれば都市生活も發達し、農業は國内においてよき販路を求めることが出來る。國内の販路は外國の販路と異なり、世界の政治上の變動卽ち戰爭とか平和とか、又外國の經濟政策の變化等に煩はさるゝことなき最も安全なる販路であるといはなければならない。

ハミルトンは以上の如くにして貨幣の問題には少しも觸るゝことなしに、單純に工業の重要なること並に政府の奬勵なくしては新事業が興つて來ないといふことにその論據を置いて、所謂幼稚産業保護論の根底を示したのである。彼の主張は生存中には實現されなかつたけれども、彼の後に政治家としてはヘンリー・クレイがあり、學界にはリストあり、又ケーリーといふアメリカ生え抜きの熱烈な保護論者があつて彼の説を祖述し、米國の保護政策の樹立を助けたのである。後に述べる如く十九世紀を通じて米國の保護政策の最も主な論據をなしたものは幼稚産業保護論であるといはなければならないのである。序でにいふが、ケーリーの經濟學（J. E. Carey, Principles of Social Science, 1848–60.）は明治の初年に我が國へ輸入されて、我が國の政治論にも影響を及ぼしたものである。當時新聞記者であつた犬養毅氏の如きもこの書の學説に議論の根據を得たことがある。

二 ナポレオン戰爭後の關税

米國の關税も亦他の諸國のそれと同じく戰爭によつて著しき影響を受けてゐる。米國の關税史は戰爭によつてその時代を區別されたといつてもよい。卽ち第一期は一八一五年ナポレオン戰爭終結から一八六一年南北戰爭の起るまで、第二期は南北戰爭の初めから歐洲大戰爭の初めまで、第三期は歐洲大戰以後とすることが出來る。

さて米國は建國當時から關税があり、建國以前にも各州別々に關税の如きものを持つてゐたが、その率は至つて低

く、目的は政府の收入を得ることに限られて居つた。保護關稅が政治上の實際問題になつたのはナポレオン戰爭以後のことである。この戰爭は二十世紀の歐洲大戰爭と同樣にアメリカの物資の輸出を大ならしめ、アメリカの富を增したのであるが、その產業上に及ぼした影響は全く同一ではなかつた。何となれば二十世紀には米國は旣に工業國になつてゐたけれども、十九世紀の初めには殆ど純然たる農業國であつた。それだからナポレオン戰爭に際して米國から輸出されたものは工業品でなくして農產物であつた。唯ヨーロッパからの輸入が妨害されたゝめに內國工業が奬勵されたことだけは前後その趣を一にしてゐる。ナポレオン戰爭の初めの間は輸出入貿易が相當に行はれたが、一八〇七年フランス側の Continental system が實施せられ、續いて一八〇九年に英國側の戰時禁制品の取締勵行となり、中立國の貿易は非常に妨害を受けた。やがて一八一二年米國自らフランス側について英國と戰を交へることになつたから、益々貿易は困難となり、そこで內地において木綿紡績、毛織物、鐵、硝子、陶磁器等の工業が興つて來た。併しながら當時の米國では賃銀が高くして而も熟練が足らないといふ狀態であつたから、戰爭後に至つて英國との貿易が再び開かれた時に、これ等の新工業は到底外國の輸入品と競爭することは出來なかつた。玆において平和同復の直後卽ち一八一六年始めて木綿及び毛織物に對して二五%、鐵に對して二〇%といふ比較的高い保護關稅を設け、尙その他の製造品にも夫々保護を加へることゝなつた。然るに一九年に恐慌があつて工業は殊に困難を感ずるといふので、二四年更に關稅の引上げをなした。この時すべての有稅品の稅率の平均は三七%に上つた。然しまだこれでも足らなくなつて、二八年に至つて再び增稅を行ひ、羊毛、麻、亞麻、鐵等の原料品にも課稅することゝなり、有稅品稅率の平均は四一%といふ極端な高さに達したのである。

此の如くして關稅の牆壁は數年の間に築かれたが、その當然の結果として物價が高くなり、これに對して有力なる反對運動が起つて來た。その反對運動の主力は何處にあつたかといふと、十三の植民地の中で工業の全く無い地方卽

ち南部諸州であつた。既に述べた如く米國では建國の當時から各州の主權と合衆國の主權とが衝突をして居つたのであるから、この關税問題について南北の利害が衝突したことは政治上非常に重大なことゝいはなければならない。元來北部諸州は穀物農業の地であつて、その人民は自ら鍬をとつて働く所の自作農であつて獨立自尊の氣風が頗る盛であり、そこに米國風のデモクラシーが生まれたのである。然るに南部地方はこれと異り棉花、煙草等の栽培が主たる仕事であつて、勞働はアフリカから輸入された所の黑人奴隷になさしめた。つまり白人が大地主であり又經營者であつて黑人の安い勞働を利用したのである。この大農經營の方法は Plantation と稱し、現今でもアジヤの熱帶地方における特殊農業卽ちインド、ジャヴァ等における茶、ゴム、砂糖の栽培に應用されて居る。現今は奴隷制度といふものが取り除かれてゐることは申すまでもないけれども、その經營者と勞働者との間には嚴然たる階級の區別が出來て、一般の氣風も階級的貴族的になつてゐる。斯樣なわけで北部と南部とは社會狀態も政治狀態も非常に差違があつたゝめに、事每に利害及感情の衝突が起り、終には米國史上最大の事件たる南北戰爭の内亂を惹起すに至つたのである。

申すまでもなく南北戰爭の起りは奴隷廢止問題について南北の意見が衝突したことであつた。一八四五年メキシコとの戰爭によつてテキサスとカルフォルニヤとを割讓せしめたが、これ等の諸州に奴隷制度を許すか許さぬかといふことはアメリカの政治上の形勢に大關係のある問題であつた。アメリカの議會では下院は人口に比例して議員の數を定め、特に黑人五人と白人三人とを同じに數へることになつてゐたから、人口の少い南部は到底北部に勝つことは出來なかつた。唯上院では各州平等の議員を出す制度をとつてゐるから、南部の勢力は僅かに上院において維持されたのである。それ故新たに出來た所の州を南部か北部かその何れにつけるか、といふことは重大な影響を生ずるのであつた。

此の如くにして關税問題に關しても早くから南北の利害は一致せず、北部は保護關税を要求し南部は結束してこれ

に反對するといふ形勢であつた。それで前記の如く平均四一%の極點まで押し上げられた關税が南北の妥協によつて幾分引下の步調をとり、三〇年代から內亂爆發まで大體下向きになつて行つた。先づ三二年輕少の引下げが行はれ税率平均三四%となつたが、三三年所謂妥協關税 Compromise tariff が成立し、當時の高い税率を徐々に引下げ、九年の後を期して一八一六年の程度まで引戻すといふことになつた。然るに間もなく三七年から三九年にかけての恐慌が起り、銀行の破綻までも生じたので工業は困難に陷り、ケーリーの如き保護論者は關税引下げがこの恐慌を起したと極論するやうになつた。そこで四二年に又逆戻りして税率平均三〇%となつた。卽ち年々引下げつゝあつたものを三二年の率に囘したのである。米國で關税の效果を非常に過大視して景氣不景氣の發生までも關税によつて左右されるものゝ如く論ずるのは、少くとも議員選擧の際などには普通のことであつて、槪して景氣のよい時には保護論が眠つてゐるが、不景氣になると忽ち其原因を關税保護の不足に歸して宣傳を試みる者が出て來る。これは他國の歷史においても見る所であるが、輿論煽動の方法としては兎も角、理論上には價値のない議論である。勿論幼稚産業は不景氣の時代に特に打擊を受けるから救濟を要望するのであらうけれども、それは不景氣の結果であつて、決して原因ではない。關税によつて不景氣を抑へるといふことは望みのないことである。

かくして四二年に一度關税が引上げられたけれども間もなく南部諸州を代表するデモクラット黨が政府に立つこととなつたから、四六年に大藏大臣ウォーカーの名を以つて呼ばれる所の自由主義の關税が成立し、鐵、羊毛、毛織物の關税は三〇%、綿製品が二五%、平均二五%といふ程度まで引下げを斷行し、五七年に至つて更にこれを引下げて二〇%に下すことゝなつた。四〇年代五〇年代は好景氣が續いたからこれでも文句が出なかつたのである。要するに一八一六年から始まつて一八年までは引上の傾向が續き、それから一轉して引下の傾向を生じて六一年の內亂に至つたといふことが出來る。

三 南北戰爭後の關稅

米國史の時代を劃する所の南北の內亂は一八六一年に起り六五年まで續いた。北軍は南軍に對し人數においても物資の供給においても優つて居り、海軍も北軍が持つてゐたから、勝敗の數は大體わかつてゐたのだけれども南軍にもリーといふ名將があつてよく戰つたから、戰爭の年數が長くかゝつた。そのため費用も莫大の高に達した。そこで五年の間に北軍は內國消費稅及關稅共にこれを盛に增徵することゝなり、關稅は六二年には平均三七%、六四年には四七%といふ建國以來のレコードに達して了つた。勿論戰時のことだから產業保護の計畫などはなく、兎も角一時の收入さへ出來ればよいといふ方針で怱卒の間に通過したものであつた。

然るに戰爭は首尾よく北軍の勝となつて終了した。そこで戰後に至つて全體の稅制を整理する時になつて非常な問題が生じた。それは減稅は內國稅を先にするか關稅を先にするかといふことであつた。戰時の關稅は稅率が高く從つて負擔も重くあつたけれども、同時に內國消費稅がかゝつてゐたから、保護の效果からいへば一八二八年のレコードよりは幾分低い位であつたといはれて居る。だからこの際消費稅を整理することは保護の效果といふ點からいへば、つまり關稅の引上げと同じことになるのである。然るに戰爭は保護工業の根據地たる北部諸州の勝となつて結末を告げたのであるから、戰後の政治上においても北部の利害が強く代表されるのは當然のことであつて、結局內國稅のみを整理し關稅には餘り手をつけないことになつて了つた。當時米國の財政は年々收入超過であつたから、減稅は頗る速かに進行し、七二年までに內國消費稅は全部廢止せられ、米國の工業は頗る大なる保護を受くることゝなつたのである。

それから關稅の整理にも着手したがこの場合にも關稅中の財政關稅を先づ廢止すべしとする說と、原料を無稅とし

て併せて製品の減税をも行ふべしとする說とあつたが、これも結局保護論が勝つて了つた。卽ち六七年の稅法では、戰爭中に發達した羊毛工業を保護する目的で稅金を逆に引上げることゝなつた。普通に米國では如何なる原料でも自給出來るといはれて居るが、實は必ずしもさうではなくして羊毛、砂糖、ゴム等は外國產を用ひなければならぬ。その中で羊毛は幾分か出來るためにこれを幼稚產業として獎勵する企てが前の時代から試みられ現今に至るまで百數十年間關稅をかけて見たり除いて見たりして居るが、まだ成功の望みはないらしいのである。

それから七〇年になつて茶、珈琲、砂糖、酒類等の財政關稅を引下げたが、保護的性質を有する稅には觸れなかつたので、こゝに又政界の波亂を起した。この政策に對してデモクラット黨の有力な反對があり、又飽くまでこれを維持せんとするレパブリカン黨の努力が行はれて、二十年の間に關稅を少しく下げたり又復舊したりしてゐたが、結局一八九〇年に斷然高率の保護政策を樹てることゝなり、外國の工業家をして非常な脅威を感ぜしめた。これが有名なマッキンレー關稅 McKinley tariff である。この時から米國は一貫して世界の保護主義の尖端に立つことゝなつたのである。

マッキンレー關稅の後にデモクラット黨が一時勝利を得て一八九四年に關稅改正を行つたけれども、上院の反對のために充分引下げの目的を達しなかつた。その間に政局は再び一轉してレパブリカン政府が成立し、九七年にディングレー關稅 Dingley tariff を通過した。この時の稅率は有稅品の稅率平均五四%であつて第二期のレコードをなして居るが、これがそのまゝ十二年の長い間繼續された。

然るにマッキンレー關稅以後は、米國において多くのトラストの組織された時代であつて、そのトラストの中にはスタンダード・オイルの如き關稅に關係なきものもあるが、又關稅牆壁の堅壘によつて獨占利潤を收むることを主要の目的としてトラストを組織するに至つたものもある。砂糖トラストの如きはその最も著しきものであつて、砂糖關

税の引上げの出來る毎に砂糖トラストの株の相場が景氣よく躍進するといふ狀態であつた。ピアース（Pierce, The Tariff and Trust. 1907）といふ人の説に一八九〇年以前には高い關税が設けられてあつても、國內の競争があつたために品物の價格はその生産費の低下と共に安くなつてゐたが、その後はトラストのために、この順當な傾向が全く停止せられ、米國の消費者は常にトラストのために税金を納めるやうになつたといふことである。事實においては必ずしもピアースのいふ如くトラストが有力でもなく、又高い關税牆壁の極點まで價格が引上げられたといふことも出來ないらしいが、併しながら同氏の説明したやうなことは理論において毫も誤りがないのみならず、事實においてそのやうな傾向の生じたことは確かである。だからトラストに對する反對が同時に關税に對する反對運動となつたことは最も理由あることゝいはなければならない。加ふるに關税問題の起る時に當業者が政治界に金錢を撒き散らして、これを自分に都合よき方に惹きつけようとする風潮も亦此の間から起つて來て、これが益々露骨になつた。政治上の腐敗といへば直ちに米國の關税を聯想させるやうになつて了つた。

そこで高率關税はトラストと共に輿論の攻撃を受くることゝなり、そのためにレパブリカン政府も漸く關税整理の重要なることを悟つて來た。タフト大統領の時に始めてこの仕事に着手し、その結果が一九〇九年のペイン・オルドリッチ關税 Payne-Oldrich tariff となつた。當時の整理の方針はすべての有税品について內國生産費を償ふことを限度として關税率を定めるといふことであつたから、これが理論通りに行はれゝば、少くともトラストの暴利を抑へるだけの效果はある筈であつた。けれども又內國生産費が非常に高い場合には幾らでも税率を高めることが理論的に認められるわけであるから、場合によつては現在の税率を更に引上ぐべしといふ結論も出て來るのである。現にこの場合において木綿織物、絹織物の税率は却つて引上げられてゐる。併しながら、引下も相當廣き範圍に亙つて居り、その著しきものには鐵鋼がある。當時既に米國の製鐵業は非常に發達して、歐洲の何れの國にも劣らない安き生産を

なすことが出來るやうになつて居たから、この引下は事實上當業者にとつて痛痒を感ずるものではなかつた。その他農業機械、靴、石炭、木材等は無税になつたが、これ等も皆米國の最も得意とする商品であつて、外國へも輸出するまでになつて居たから、關税引下は品物の價格にも當業者の利潤にも變動を生じなかつたのである。凡そ或る品物に對して保護の必要を認めた場合に生産費を償ふことを限度として税率を定めることは正當であるけれども、保護の必要あるや否やを問題とせずして、唯現に保護を受けつゝある所の産業に對し、すべて生産費を償ふまで保護を與へるとしたならば、幾割かけても足らなくなり、自然整理が行はれずして、却つて不當なる引上をなすの結果を生ずるかも知れないのである。然し米國では右の説が關税率の決定について常に主張せられ、最近にはそれが法律の文面にまで用ひられることゝなつたのであるが、このことについては尙後に述べる。

此の如く一九〇九年の關税整理は、南北戰爭以來始めて引下の方針を實現し、平均税率を以前の五四%から四〇%まで引下げたのである。けれどもこの新税率を以つてしても、外國の例に比較すればまだ餘程高い。それに一九〇〇年以來は世界的に物價騰貴の時代であつたから、關税反對の聲が引續き盛であつた。而してそれが終に總選擧の形勢を動かしてデモクラット黨が久し振りに政府に歸り、ウィルソンが大統領に選擧されることゝなつた。そこで一九一三年にアンダーウッド—サイモンス關税 Underwood-Simons tariff が通過し、有税品の平均を更に二七%まで引下げた。この時の整理方針は競爭關税 Competitive tariff の主義をとると稱したのであるが、その競爭關税といふ意味は要するに外國と競爭し得る程度において税率を定めるといふことであり、從つて内國生産費を償ふことを程度とするといつても同じことになる。だから關税表に現はれた所の税率は非常に低くなつたけれども、多くは内國の價格が既に關税の限度以下に下つて居る場合を選んでその關税を減廢したるに過ぎなかつた。それでこの税法の下においても綿布は五%乃至三〇%、絹織物は五〇%といふ高い率がかゝつてゐた。毛織物は五〇%から三五%に引下げた

がこれは羊毛を無税にしたゝめに補償の必要がなくなつた結果である。これ等は何れも殆ど禁止的の高率といはねばならぬ。併しながら何れにしてもこの法律は發布されてから僅かに一年にして歐洲大戰爭の勃發に際會し、その效果を試みる機會がなかつたのである。

四　歐洲大戰後の關稅

戰爭が米國の關稅史の時代を區別してゐることは既に述べた通りであるが、戰爭が國內の產業及財政に及ぼした所の影響は必ずしも各時代について一樣ではない。ナポレオン戰爭後には主として戰時に起つた新工業を存續せしむるために關稅を引上げたのである。南北戰爭後には財政整理の關係から保護の問題が起つて來た。他國の例では戰後財政の必要によつて關稅をかけるといへば、殆ど皆收入の不足を充たすために關稅を使ふといふ意味になつて居るが南北戰爭後にはそれと反對に寧ろ收入過剩を防ぐために保護を生じたといふべき狀態であつた。さて歐洲大戰爭後にはどうかといふに、歐洲の交戰國は皆財政困難を感じてゐたが米國にはその問題はない。又戰時には莫大なる軍事費を支出したけれども、その財政を賄つた所の租稅は戰時利得稅の如き直接稅であつたから一八六五年のやうな消費稅整理の問題も起つて來ない。そこで問題は唯戰時に膨脹した所の產業の困難を救ふといふ一點であつた。

第一に戰爭中は歐洲から工業品の輸入が杜絕したばかりでなく、米國が自から從來輸入してゐたやうな品物を作つて中立市場に賣り出すことゝなつたから、此の戰爭は米國の或種の工業にとつて一種變態の保護的效果を生じたのである。その最も著しきものはコールター染料其の他の化學工業品であつた。これ等のものを戰後に存續せしむるか否かの問題が起つた。

第二には今まで餘り例のない事實であるが、平和回復と共に米國の農業が窮地に陷つたといふことである。戰爭中

農産物の輸出は勿論盛に行はれたが、一九二一年の恐慌によつて最も打撃を受けたのは農業であつた。即ち小麥、玉蜀黍、牛肉、棉花は皆戰時の相場の半分に暴落した。それだから理由の如何を問はず何とかして農業救濟の手段を講じなければならなくなつた。さうしてその手段として農業者は關税を要求することになつたのである。抑々米國の農業は輸出產業であるから保護關税を以つてこれを救濟することは道理上不可能である。然るに何故に農業家が關税を要求したのであるか、その理由は到底合理的根據を發見することが出來ない。米國の學者の説明によれば、從來工業の不景氣に陷つた際に保護關税を以つて繁榮を恢復した例が多くあるので、農業の不況も亦同じ方法で救濟し得るかの如き空想を生じたに過ぎぬとされて居る。然るに實際においてはこの農業家の不合理なる態度は啻に直接に自己を救ひ得ないのみならず、間接には進んで工業家側の保護の要求を應援することになつて了つた。さうして農業者は農產物の下落によつて困る上に更に工業品の消費者としての負擔を增すことになつたのである。

戰後に出來た關税は第一に一九二一年の緊急法 Emergency Act 續いてその翌二二年のフォードニー―マッカンバー關税 Fordney-McCumber tariff それから本年卽ち一九三〇年三月の新關税法である。この新關税の內容はまだよく分らないけれども、大體二二年の關税引上げの方針を更に補充したものと見て差支はないであらう。要するにこれ等の税法によつて戰前に起りかゝつた保護關税整理の傾向が全く覆され、今では米國に全然生產せられざる原料品と高級奢侈品のみが輸入せられ、その他一切のものは全然輸入禁止と同樣の程度に税率を引上げられたのである。二二年の税率は一八九〇年、九七年、一九〇九年の何れよりも高いのである。

一九二一年の緊急法は前記の如き農產物の暴落に對する一時的救濟手段として設けられたものであつて、專ら數種の農業品に課税したのである。この法律には六ケ月の期限がついて居たが、それは延期となつて二二年の關税法に引繼がれることゝなつた。緊急法の保護の項目は小麥、玉蜀黍、牛肉、棉花、砂糖、羊毛等であつた。これ等のものゝ

大部分は假令保護關税を與へてもこれによつて價格を引上げることは出來ない。最も重きを置かれる所の小麥は西北部のカナダ國境に近き地方において幾分影響を生ずるだけであつて、大局においては全く無效である。この關税のために價格が高くなり、當業者を益するであらうと思はれるものはカリフォルニヤ等に僅かばかり出來る所の甜菜糖と羊毛だけである。

次に一九二二年の關税法は前記の農業關税を引繼ぐと共に戰時工業の救濟を目的とするものである。先づ毛織物五〇%、絹織物五五%、木綿織物四五%であつて、これ等は全部禁止的である。鐵類も課税を引上げたが、その大部分は農業關税と同じ理由で實際の影響は生じない。特に戰時工業として著しきものを擧げれば玩具七〇%、レース九〇%、その他に種々樣々の化學製品がある。無税となつたのは棉花、靴、石炭、農具、肥料である。この中人造肥料は所謂戰時工業の一つであるに拘らず保護を受けることが出來なかつた。それは申す迄もなく現に救濟を受くる所の農業の負擔を增してはならぬといふわけである。此の以外の化學製品、殊にコールター染料は戰前ドイツから輸入されたものであつて、戰爭中は我が國と同樣に所謂染料成金を發生せしめ、やがてその價格の暴騰のためにその製造業が急激に起つたのであるが、戰後になつては到底外國の競爭に堪えるものではない。だからこれを保護するには非常に高い關税を用ふることゝなつたのである。尙此の種類の品物に限り所謂米國評價 American valuation を用ひるといふことになつてゐる。米國評價といふのは從價税の税率を適用する所の評價をインヴォイス面の價格卽ち輸出國の價格と關係なく、輸入當時の米國の相場から割り出すといふのである。この評價法は化學製品のみならず他の品物にも適用すべしといふ議論があつたけれども、それが通過せずして唯化學製品だけについて認められたのである。此の如き評價法を用ふれば槪して税金は從來よりも重くなるわけである。抑々一九一三年の關税法はレパブリカン黨の擧つて反對したものであるから、同黨が政權を得れば工業關税の引上は當然來るべきことであつたが、大戰爭によつて

戰時工業の興つたゝめに、その主張が一層強められたわけである。この場合に農業家は寧ろ工業品の増税に反對すべき立場に立つて居るに拘らず、彼等自から保護を要求したゝめにこの工業品の増税を抑へることが出來なくなつて了つた。僅かに農具と肥料を無税とするを以つて滿足しなければならなかつたのである。

尚この二二年の關税法には有名なる屈伸關税 Flexible tariff or Elastic tariff の制度が採用されたことを附言しなければならぬ。既に述べたやうに、米國では生產費を基として關税を定めるといふ主義が政治的に認められてゐたが、此の當時歐洲諸國においては貨幣制度が混亂の極に達し、そのためにこれ等の國の輸出が所謂爲替ダンピングになる危險が充分にあつた。卽ち生產費を基として税金を定めて置いても貨幣價値の變動のために實際それが豫期の目的を達しなくなるかも知れない。そこでこの時々刻々に起る所の變化に應ずるために、大統領は議會にはかることなくして現行税率の五割を超えざる程度において税率の變更をなすことが出來る。但しその場合には現行税率が内外生產費の差額を償ふに足らざる場合においてのみこの變更は許される。さうしてその事實を確めるためには關税調査會を設置してその事實の調査に當らしめることになつて居る。この場合にも前記のアメリカ評價を用ひることが許されてゐるが、これは當時爲替相場の變動が激烈であつて、品物の輸出の時と輸入の時との間に大いなる開きを生ずるやうなこともあつたから、此の如き規定を設けたものと思ふ。右の屈伸關税法は此の如き特殊の時代において採用されたものであつて、關税率の決定を行政處分に一任するといふことは勿論非常な變則といはなければならない。それ故一九三〇年の税法の附議に際してこれを全廢すべしといふ意見が出たやうなわけである。

五 保護關税の事實と論據

以上三節に亙つて說明したのは主として米國の保護關税の事實上の沿革であるが、申すまでもなくこれ等の關税は

皆議會の議決を經たものである。然るにその議會の形勢を左右するものは一般國民の投票であるから、保護關稅を行ふには民衆の理解を得て民衆をして滿足せしむるだけの大體の論據を示さなければならない。この場合に資本家の意向は勿論有力であり、殊に不正な金錢を撒き散らすことが出來れば愈々有力となるけれども、併しながら又金ばかりですべてが動くといふわけにも行かない。矢張りそこには正當なる條理の力が働くのである。

然らば米國關稅史において如何なる論據が保護政策の主張を助けたかといふに、その最も有力にして最初から今日まで一貫して行はれ來つたのは幼稚產業保護論 Infant industries argument or Young industries argument である。即ちハミルトンの主張に基く所の論である。十九世紀の初めには米國は農業國であり、當時新に起すべき工業は英國で發明された新式の機械を採用しなければならないものであつて、つまり以前に全く經驗のない所の新事業であつたから、幼稚產業論が最もよく當てはまつたのである。然し南北戰爭の後になつても米國には尙工業上發達の見込ありと認めらるゝものが多くあつたから、此の如き主張は相當の理由あるものと認めなければならない。又實際において、關稅の結果として新に發達した所の事業も確かに列擧することが出來るから、この主張は事實によつて裏書されたものといふことが出來る。

ハミルトンは幼稚產業保護の目的を以つて課する所の關稅を出來るだけ早く撤廢するの必要を認めてゐたのであるが、そのやうな合理的な整理が米國において事實に行はれたといふことは勿論いへない。百年以上保護を受けながら今日尙獨立することの出來ない纎維工業の如きものもある。此の如き產業は如何にその事業が多くの資本を吸收し、又多く勞働者を使用しつゝあるとしても、保護關稅の成功と認めることは出來ない。寧ろアメリカの如き天然資源に富んだ國であればこそ、その保護政策の重き負擔に堪えることが出來たといふだけのことである。併しながら又他方において保護政策の成功した例を求むれば製鐵業並に機械製造業の如きものがあつた。これ等は關稅牆壁の下に發達

して十九世紀の末までに充分外國と競爭し得るまでに成長したのである。而して殊に南北戰爭以後の高率の保護が響いたゝめに、この時代の進歩は速かであつたといはれてゐる。但し十九世紀後半に米國工業の發達の著しかつたのは關稅の效果にあらずして勞働事情が變つて來たことに歸せねばならぬといふ說もある。蓋し昔米國工業の最大の缺點となつたのは勞働者の移動の激しいことであつた。ミシシッピー流域の廣大な原野は實に世界の驚異であつて、歐洲から移住して來た勞働者はこの原野において容易に新しき土地を開墾して獨立獨步の裕福な自作農となる機會を與へられたものである。從つて彼等は東部の海岸に上陸した當座工場へ行つて働いて居ても、間もなく西へ西へと移住を續けて工場勞働よりも一層有利な仕事を發見すべく努めた。それ等の人々が今日いふ所の中西部の Farmers の階級を築いたのである。然るに一八八〇年頃になると流石に廣い原野も大抵開墾し盡して、その上新しい移住者を入れる餘地がなくなつて了つた。そこで工業勞働者が東部の都市に定住することゝなり、從つて工場の組織が立ち熟練も增進するといふ結果になつたのである。これがこの時代になつて米國工業の著しき發達をなした所の主たる原因だと言はれるのである。併しながら關稅がこの發達に對して無效であつたといふのは恐らくは極論であらう。關稅は發達の主因ではなくしても、これを大いに助けたことは疑ない。このことはタウシッグ教授の如き公平な自由貿易論者の認める所である（Taussig, Tariff History of the United States.）。

此の如く幼稚產業保護論は十九世紀の末までは米國の實際に適した論であつたが、追々工業が發達して來ればこれのみでは民衆の輿論を惹きつけることが出來なくなる。そこでマッキンレー關稅の頃に現はれて來たのが高賃銀論 High wages argument と既存利益保護論 Vested interest argument である。既存の利益を保護せねばならぬといふ論は砂糖トラスト等の唱へた所であつて、要するに現に存在する所の產業は高い關稅を目標としてこれを興したのであるから、政府の都合で濫りにその保護の程度を動かされては困る、それは既存の利益を無視するものだといふ

のである。これは本書において維持關税といふ名稱を與へた所の論據であつて、必ずしも不當とはいへないが、併しながら維持關税は理論上成るべく早く廢すべきものであるから、增税よりも寧ろ減税の論據となるべきものである。これが事實において度々關税引上に役立つたことは不都合といはなければならぬ。次に高賃銀の理論上の誤は本書第五章中社會的關税の部において明かにした通りであつて、つまりこれを一種の維持關税論と見るの外はない。關税は保護を受くる所の產業だけについていへば、賃銀の高さを維持するの效があるけれども、一般的に米國の高い賃銀、從つて高い生活程度を擁護するといふ力はないものである。米國の賃銀の高いのは關税のあるためでなくして、寧ろ關税の負擔をかけられてゐるに拘らず他の事情がよいためだといはなければならない。一八八〇年以來トラストに對する反對が關税引下の有力な根據となつたことは當然の道理であるが、假令トラストなしとしても關税によつて物價が高くなるとすれば、勞働者の實質賃銀がそれだけ安くなるものと見なければならぬのである。

然るに最近に至つて米國の產業事情も非常に變化して來たことは明かである。既に述べた如く米國ではその天然資源の大なるために、多年の工業保護政策の負擔に堪えることが出來たのであるが、その所謂天然資源の最も大なるものは申すまでもなく農業であつた。農業の收益が多いために農業者は今まで幼稚工業及幼稚ならざる工業に對する保護の負擔をして來たのである。けれども近年農業が却つて自ら保護を要求するやうになつたことはこの論點から見て頗る重要である。米國の農業は今日尚輸出產業であつて、これを保護救濟することを目的として關税を用ひても決してその效を奏するものではない。これには何か別の手段を講じなければならない。例へば現に着手された所の農業金融の改善等がその適切な手段であるだらう。併しながら自由貿易論の立場からいへば、米國の農業者は自ら保護關税を求むることを止めて工業關税の撤廢を要求すべきである。それが彼等の負擔を減じ生產費を安くする道である。一九二二年の關税中に農業機械及肥料を無税の部に入れたのは、この意味において頗る道理に叶つてゐる。されば今後

農業者がこの方針を更に他の工業品に及ぼして行つたならば、米國の關稅政策は少くとも、より自由なる方向に轉回しなければならぬであらう。

轉じて工業の側を見ると、前記の如く米國の工業保護は既に百年以上の經歷を有し、各種の工業の中でその國情に適したものと適せざるものとの篩ひ分けは自然に實現されて居る。卽ち纖維工業には餘り成功しないが、鐵鋼業並に鐵鋼を使用する所の工業は既に世界中何れの國よりも秀でゝ居る。殊に米國人の得意とする所は標準化された所の品物の大量生產であつて、一般機械類、特に農業機械、自動車、裁縫ミシン、タイプライターの如きはその最も著しき例である。これ等の工業は既に農業と同じ意味において輸出產業となつてゐる。それは國內の市場を獨占するよりも、寧ろ世界に向つて販路を擴張する必要に迫られて居る。さすればこれ等の工業が關稅政策上如何なる態度をとるかといふことは今後の問題である。彼等は今迄の如く自立の基礎なき他の工業の同伴者となつて關稅の維持を求むるか、或はその輕減を主張するかといふ問題である。

以上の如くにして米國の幼稚產業保護關稅は今や大々的に淸算すべき時期に達してゐる樣に見える。獨り道理においで然るのみならず、種々の階級の利害關係を考へて見ても保護によつて得る所なく、失ふ所大なる階級が有力となりつゝある。このことは近年米國及外國の觀察者の屢々認むる所である。併しながら現今までの實際の成行を見れば、まだこの淸算が必ずなさるべしといふ見込を立てることも出來ない。現に一九二九年から三〇年に亙る議會において再び農業關稅の引上が計畫せられ、これに伴つて幾多の工業關稅も亦引上の大勢に均霑することゝなつた。

第七　英帝國の關稅

一　英帝國の構成——二種の植民地——自治領——インド——英帝國の大さ

二 植民地の關稅自主——アメリカの獨立——植民地の自治——カナダ——憲法——輕度の保護關稅——濠洲及びニユージーランド——開發——憲法——高率保護關稅——南アフリカ——南阿戰爭——聯邦成立——植民地に對する英國の輿論——英帝國の意義

三 帝國特惠關稅論——一八六〇年以後の關稅論——公平貿易——チェンバレンの帝國特惠關稅論——穀物課稅の障害

四 歐洲戰爭後の英國關稅——戰爭中保護論の發達——マッケナ關稅——戰後マッケナ關稅の變質——產業安全法——失業防止策としての關稅——勞働黨內閣の保護關稅撤廢——產業安全法の復活——その現狀

五 インドの關稅——インドの自治——貿易の狀態——十九世紀中は自由貿易——輸入稅の漸增——歐洲大戰後の保護政策——日本との關係

一 英帝國の構成

英帝國卽ち British Empire は面積三千九百萬方粁、人口四億五千八百萬、太陽の沒することなき大きな領土であるが、その內容は極めて複雜であり、又不統一であるといふことが出來る。先づ本國卽ちイングランド、スコットランド及ウェールズ〔及北部アイルランドを含むところの〕の United Kingdom と並んで歐洲大戰後分離した所のアイルランド自由國があり、その外に種々雜多なる植民地や保護國や委任統治領がある。抑々植民地の定義については學問上にも色々異論があつて、これを一定すること甚だ困難だが、その異論の生ずる根本は何にあるかといへば、要するに一株の植物の根から生え出した新芽のやうに本國の人口の一部が他の土地へ移つて行つて作つた所の新しき國を植民地といふか、又は梅の盆栽の植木鉢に植えられた福壽草のやうに本國の國民と血統上何の關係もない他の國民を一つの政權の下に統治することをいふか、又はこの二つの性質を兼ねたものをいふかの問題に外ならない。昔ギリ

シヤのアテネは多くの植民地を拓いたといふが、それは第一種の意味、卽ちアテネ人が海の彼方へ移住して獨立の新アテネを作つたといふ意味であつて、政治的に統一されたアテネ帝國が出來たのではなかつた。此の如きものを植民地といふならばアメリカは今日でも尙英國の植民地といへないことはない。これに反してローマの植民地はローマの征服した異人種の國へ少數の軍人が移住して、これを一大帝國の部分として治めたものである。その他近世においてスペインの植民地は異人種の住む國の富源開拓を目的として少數の本國人が移住したものであり、オランダの植民地はその海外貿易の根據地又は居留地に過ぎざるものが多かつた。然るに現在英帝國を構成する所の植民地はこれ等のすべてを含むと同時に全く英帝國特有の自治領なるものを含んでゐる。而もその所謂自治領は前にいつた所の第一種と第二種とを兼ねたものであつて、これが帝國の中堅となつてゐる。自治領を除けば英帝國はないといつてもよい。さてこれ等の多種多様なる領土の雜然たる集團が卽ち英帝國である。

そこでこれ等の組成分子の大いさを數字的に調べて見たら何うなるか。先づ總人口四億五千八百萬の中三億一千八百萬はインドの人口である。更に殘りの一億四千萬人の中から保護國委任統治領並に香港、海峽植民地、セイロン等の Crown colonies を差引けば人種、言語及社會制度の一様なる部分は本國を含めて正味七千萬に過ぎない。日本の六千萬と比して左程大きなものではない。併しながら等しく六千萬乃至七千萬の人口でも、狹い國土に芋を洗ふやうにして住んでゐるのと、廣々した所で豐富な天然資源を拓いてゐるのとでは、現在の生產力に大差があり、又將來發展の可能性にも大差がある。英帝國の自治領の人口はカナダが九百萬、オーストラリヤが六百萬、ニュージーランドが百三十萬、南アフリカが六百九十萬で何れも小國である。けれどもその貿易高を見ればカナダ四十六億圓、濠洲三十億圓、ニュージーランド九億圓、南阿一億三千萬圓であつて、カナダは我が日本以上、濠洲とニュージーランドを合すれば、これ又日本と伯仲し得る。從つて貿易上から見れば頗る重要な國々といはねばならぬ。

更に翻つてインドを見れば、そこには三億の人口があり、貿易高は四十一億に上つてゐる。これは他の自治領と全く性質を異にしてゐるけれども、近き將來において自治領にならんとするのみならず、現在でも既に餘程自治領に近づきつゝある。我國の立場からいへばカナダ、濠洲、インドは何れも歐洲諸國以上に密接な貿易關係を有する。日本の輸出貿易額中にインドの占むる割合は實に千分の七十五であつて、全歐洲の合計千分の六十六よりも多い。その外濠洲の千分の二十、カナダの千分の九も見遁してはならない〔三一五頁參照〕。

現在の自治領は名義においても植民地と稱せずして dominion と稱し、その政治は全然領内だけの議會によつて行はれ、本國王室の代表者たる總督が居るけれども、立法行政共に干渉しない。裁判制度も昔は本國の支配を受けたけれども、現在では各領獨立である。軍事上には小さいながら各自治領の陸軍があつて警備に任じ、本國から派遣されたものは一兵もない。海上の國防は本國海軍に依賴してゐるけれども、これについてもカナダ及濠洲はその費用の一部を負擔して居る。勿論英國は植民地の軍備に對して少しも脅威を感ずることなく、本國と外國との戰爭の際には各植民地が兵を送つて助けることになつてゐる。そこで外交は原則として本國が行ふのだけれども、これも歐洲大戰後は頗る曖昧な狀態になつて來た。植民地の代表者は英帝國の一員としてパリの平和條約に調印し、國際聯盟においては四つの自治領とインドとが他の獨立國同樣に一票を投ずる所の Member state として認められてゐる。通商條約の如きは本國と外國との條約に植民地が加入するか否かは植民地の意思によつて決められるのである。だから植民地は外國と直接に通商條約を結ぶことあり、カナダの如きは公使まで派遣してゐる。併しながら植民地は漸次本國から離れて獨立するかといへば、決してさうでない。植民地首相會議が一八八七年以來度々開かれ、一九〇四年以後は每四年に開く所の一つの制度となつた。これは勿論本國議會の上に立つものではないけれども、帝國の外交、國防、交通、關稅等の大方針に關する議決をなし、それが議會に對して大いなる影響を持つ。つまり自治領の國際的の立場

は甚だ曖昧なるものであつて、英帝國それ自身は將來如何なる制度に安定するかわからない、歴史上の未成品といふ外はないのである。

二 植民地の關稅自主

英國の植民地は十五世紀から初まつて今日に及んでゐるが、此の四百年間の歴史の上で最大の事件は申すまでもなくアメリカの獨立である。アメリカの獨立以前の植民政策は重商主義の特色たる獨占政策であつた。卽ち植民地を設くる目的は本國商工業に對して獨占的市場を與ふることの外にはないとせられ、すべての政策がこの根本方針から割り出されてゐた。然るにアメリカ獨立は實にこの政策の維持すべからざることを實際に示したものであつて、これに引續いて中米、南米におけるスペインの植民地が獨立したから、益々世界の大勢を一轉せしめたのである。そこで英國は大いに覺醒して、爾來植民地自治の方針をとることになつたのであるが、アメリカ以外の植民地の發生は極めて新らしきことであるから、本國の方針は變化しても、それが實際の制度上に現はれるまでには相當の年數が經過しなければならなかつた。概していへば、今の自治領が獨立の憲法を與へられたのは十九世紀の中頃のことであつて、その時關稅の自主權も同時に與へられて了つたのである。而して植民地がこの關稅自主權を如何に使用したかといふに、何れも工業保護主義をとり、その保護關稅を外國に對して使用すると共に本國に對しても使用したのである。

第一にカナダは最も古い植民地であつて、最初に植民されたのは東部の二州に過ぎなかつた（その中一つはフランス人の植民地を取つたのである）。西部の廣大な小麥生產地の開かれたのは米國のミシシッピー流域の開墾が終つてから後のことである。カナダ太平洋鐵道の全通したのも一八八五年である。だから東部の諸州は早くから自治を許された

が、今のカナダ全部を結合して一つの Dominion of Canada となし、これに對して憲法を與へたのは一八六七年であつた。而して一八七七年カナダ議會が保護主義の關稅を通過した時において、英國政府はこれを如何に見るかといふ質問に對し、當局の答辯は次の如くであつた。曰く「カナダが保護主義を採用したことは本國政府の遺憾とする所ではあるが、併しながら既に憲法によつて自治を許したのであるから、今更カナダの政策に干渉すべき理由はない」。これが植民地に對して完全なる關稅自主を公認した初めである。カナダの保護關稅は米國の南北戰爭後の保護主義に影響されたものであり、本國にとつて不利益なものであつた。併しながらその後になつて帝國主義の機運が動き出した時に、最先に植民地特惠關稅を行つたのはカナダであつた。一八九七年カナダが本國からの輸入品に對し、すべての關稅を四分の一割引することゝなり、而もこれに對して何等の交換條件をも求めなかつた。それ以來植民地と本國並に植民地間において、或は單獨に、或は交換的に、多くの特惠制度が設けられたのである。一九〇七年のカナダの關稅々率は酒類を除いた有稅品の稅率二二%、無稅品を入れゝば平均一五%に過ぎないのであつて、勿論米國及び濠洲の如く重いものでなく、國際聯盟の調査に從へば日本に比しても輕いのである。

カナダは一九〇七年以來フランスに倣つて最高最低の二重稅制を採用したのであるが、その以外に本國、ニュージーランド、南阿、インド、海峽植民地に對して特惠を與ふるが故に、稅率は三段に分れてゐるのである。この制度はその後オーストラリヤ及びニュージーランドにも採用せられ、今では三種の稅率が自治領關稅の特色のやうになつて居る。

次に濠洲及ニュージーランドを見る。此の兩國は十九世紀の初めには尙殆ど全く無人島であつて、オーストラリヤは一八三〇年まで、ニュージーランドは四〇年まで、本國の囚人を送るために用ひられた。自由移民は前者は一八二八年から、後者は二九年から初まり、一八五〇年オーストラリヤに金鑛が發見されてから急にその人口が増加したの

である。併しながら兩國共牧畜及穀物農業の好適地なるに拘らず、近年その人口の増加は遲々たるものである。その理由は勞働者の政治的勢力が强くして、高き賃銀を維持することが經濟政策の主要の目的となり、獨り有色人種の入國を差止めるのみならず、本國人の移住をも奬勵しないためだと稱せられる。關稅政策について極端な保護主義をとるのも又この根本方針から割り出されたものである。濠洲の植民地は初め六ケ所に分れその關稅政策もヴィクトリヤは自由貿易、ニューサウスウェールスは保護主義をとるといふが如く區々に分れてゐたが、一九〇〇年 Commonwealth of Australia の名稱の下に憲法的に統一されると同時に關稅も亦統一された。その後の方針は申すまでもなく保護主義であつて、殊に歐洲大戰爭後一九二〇年に新關稅法が通過してからは米國に次ぐ所の高率の關稅國となり、最近益々引上に傾いてゐる。昨年卽ち一九二九年十一月の引上に次いで、更に今年卽ち一九三〇年三月增稅を行ひ、我國から輸出される絹織物は四〇%の重稅を負ふこととなつた。僅か六百萬の人口を有する新開國が此の如き自給政策に成功するや否やは頗る疑問としなければならぬ。一九二七年濠洲政府が關稅調査を委囑した所の數名の專門家報告は、此の國の保護關稅が豫期の效を奏せずして徒らに物價を高め、而も國內產業の能率增進を妨ぐるのみだと言つてゐる (Economist, Nov. 16, 1929)。然しオーストラリヤの輿論は米國と同じやうに關稅は高賃銀を維持するといふ俗說によつて支配されてゐるやうである。

南アフリカ聯邦は一九一〇年成立したものであつて、それ以前には喜望峰、トランスヴァール、オレンジ、ナタルの四個の植民地に分れてゐた。喜望峰は十七世紀にオランダ人の植民した地であるがナポレオン戰爭當時英國がこれを占領してから、オランダ人の子孫たるブーア人は漸次北に遁れてオレンジ及トランスヴァールの二國を建てた。然るに一八八〇年代トランスヴァールに金鑛が發見されてから英國人の企業が盛に起り、ブーア政府と利害の衝突を起

したことが原因となつて、遂に一八九九年有名なる南阿戰爭を惹起し、終に英國が南阿全部を領土とするに至つたのである。英國がブーア人を英國人と同等の地位に置いて自治を許したことは最も大膽且賢明なる政策だと認められてゐる。その新憲法は勿論他の自治領に與へられたものと同樣であり、從つて關税自主權も聯邦が持つて居るのである。

昔は植民地の關税は全く本國商工業の便利のために設けられたが、前記の如く一八七七年カナダの先例が開かれて以來植民地は植民地自身のためにこれを設くることゝなつた。即ち財政關税でも保護關税でも必要に應じてこれを設くることゝなつた。それのみならず保護關税は外國に對すると同じく本國に對してもこれを用ふることゝなつた。このことは後の帝國主義者セシル・ローズが頗る遺憾としたことであるが、併しながら右の先例が開けた當時にあつては歐洲を遠く離れた植民地が本國と共に一つの帝國を組織するといふことは、少くとも一般には空想とされてゐた。植民地はやがて株を分けた植物の如くに獨立するものと考へられてゐた。それのみならず一部の極端なる自由主義者は植民地の獨立こそ寧ろ歡迎すべきことゝなしたのである。その理由は植民地が本國と同一の民族に屬し、同一の國語、同一の政治組織を有する限り、本國の資本、本國の移民は自由に植民地に行き得るであらう。本國の商品が他國品以上に好んで使用されるのも自然の傾向である。されば別段政治上の結合を維持する必要は何處にもない。既に植民地を本國の獨占市場とする方針を棄てた以上は、植民地をしてその住民の意志に從つて發達せしむるがよい。英國は植民地を持つてゐる爲に非常に多くの海軍費を負擔してゐるのに植民地はこれに對して一文の割前も出さないとすれば、植民地の獨立こそ寧ろ望ましいといふのであつた。かくして植民地は早晩獨立すべきものであるが、唯その分離は本國の面目を傷つけず、且雙方の友好關係を傷つけないやうな方法によつて爲さねばならぬとされたのである。

併しながら事實は植民地が完全なる自治を許されたといふそのことが原因となつて英帝國の結合は毫も搖がずして、却つて漸次强固になつたといふことが出來る。植民地は英國の領土たることによつて苦痛を感ずること少しもなく、而も英帝國の構成分子たるが故に受くる所の利益が頗る大であつた。本國の側から見れば、植民地のために多大の國防費を負擔することは不利であるには相違ないけれども、若しも植民地の領土が他の强國のために征服されたとすれば、その國は忽ち關税牆壁を築いて英國の人と物と資本とを排斥するやうになる。だから一八八〇年以後他の列强の領土擴張運動が盛になると共に、英帝國の意識は本國においても植民地においても次第に明瞭となり、これに伴つて帝國關税同盟又は特惠關税の主張が現はれるに至つたのである。

三 帝國特惠關税論

英國の關税政策は一八四六年の穀物税撤廢、一八六〇年のグラッドストンの關税改革によつて完全なる自由貿易主義に歸着した。その結果は輸出工業に對し大いなる利益となつたのみならず、農業も亦當分無事に發達を續けることが出來た。然るに一八八〇年代に至つて世界的不況時代が來り、特に英國は工業においてドイツ、アメリカの競爭を受け、農業においてはアメリカ及植民地の競爭を受くることゝなつたために、保護を要求する聲が一時盛に起つて來た。

當時保護といふ言葉は甚だ不人望であつたから、その代りとして公平貿易 Fair trade の名稱を使用し、自由貿易同盟に對して公平貿易同盟 Fair Trade League と稱する團體が組織された。蓋し嘗つて一八六〇年英佛條約の締結された時代には英國の自由貿易主義は他國にも傳播し、世界を擧げて國際分業の發達を促進するやうになると豫想されたけれども、普佛戰爭以後この豫想は全く裏切られ、フランス、ドイツ、アメリカ等皆高率關税を設けて英國の工

業品を排斥しながら中立市場において英國品の販路を犯すことゝなつた。されば英國も亦自國の國内市場を自國工業のために保留することは止むを得ざる自衞の策である。又他の諸國は夫々保護關稅を設けてゐる故に、外國との間に協定條約を結んで自國の關稅を引下げることを條件として他國の關稅をも引下げしむる便宜を持つてゐるが、英國は自由貿易のためにこの種の交渉すらなすことが出來ない。これでは公平なる競爭とはいへないといふ論が起つたのである。併しながら英國の工業は主として輸出産業であるから假令保護關稅を設けても、トラストを組織して獨占價格を消費者に課せざる限り工業の利潤を增すことは出來ない。又農産物の課稅は忽ち勞働階級の生活を脅かすといふ理由によつて、公平貿易論は遂に實際政策を動かすまでの勢力を得ることが出來なかつたのである。然るに前節に述べた事情の下に、英帝國の意識が明瞭となつたから、保護主義は帝國の結束を固くする手段として主張されることゝなり、そのために再び輿論を動かすの時代が來た。抑々植民地に對する特惠關稅の制度は重商主義時代において盛に實施せられたことであり、又議論としては公平貿易論者も主張したのであるが、これを帝國主義といふ大きな背景に結びつけたのは一八九五年に成立した保守黨內閣の植民大臣ジョセフ・チェンバレンである。チェンバレンは初め自由黨に屬してゐたが、グラッドストンのアイルランド自治法案に反對するために同志を率ゐて保守黨に走つた人であるが、その始めて植民大臣になつた時は、彼程の人物がこの伴食の位置に著いたことを世人が不思議に思つたといはれて居る。けれども彼の在任中植民地の行政は改善せられ、本國と植民地との關係は非常に親密となり、植民地首相會議がその重要性を增し、カナダは始めて本國に對する特惠制度を行つた。尙その上に彼は南阿戰爭の危機に善處して帝國の建設者といはれることになつた。チェンバレンが帝國の資源開發並に帝國內の貿易の振興に力を注いだ一つの理由は社會問題の解決といふことであつた。彼は「現下の社會問題を解決する手段は植民地開發の外にこれを發見することは出來ない。國に職業が多くならなければ人心は安定しない。職業を多くするには販路の開拓が最も肝要であ

る」と演說したことがある。十九世紀の末葉は深刻なる不景氣の時代であり、激しき失業の生じた時代であつたから、當時の政治家は皆この社會問題について深き關心を有してゐたのである。然し特惠關稅によつて社會問題の解決が出來るといふチェンバレンの意見に對しては保守黨內にも反對者が少くなかつた。偶々南阿戰爭中に設けた所の小麥の戰時輸入稅を整理すべき時期において、彼はこの關稅を永久の制度として維持せんことを主張したが、それが容れられなかつたので、遂に職を辭して輿論に訴ふるの外なきことゝなつたのである。

かくて一九〇三年野に下つてから一九〇六年の總選擧までチェンバレンは Tariff Reform League を率ゐて猛烈なる宣傳運動を續けた。特惠制度について彼の具體案は次のやうなものであつた。卽ち

小麥一クォーターにつき二志（シルリング）（但し玉蜀黍は無稅）

肉類從價五分（但しベーコンは無稅）

製造品從價一割

原料品無稅

を一般の外國に適用し、植民地に對してはすべて免稅するといふのであつた。この案の趣意は一方においては食料品につき植民地からの輸入を奬勵し、他の一方には製造品につき外國からの輸入を阻止せんとするのであつて、つまり單純なる保護と帝國關稅とを結びつけるにあつたことは疑なき所である。併しながら、この案を掲げて國民の投票を集めることは困難である。といふのは、抑々英國が植民地から買ふものは全部食料品か原料品かであるによつて、苟も特惠を與へるといふ以上はこれ等のものに課稅しなければ實效がない。然るに英國の人口は大部分都市に居るのだから、小麥や肉類の價格を高くする政策は通り難い。これ卽ち一八四六年以前の穀物法の不人氣を再び買ふことになるのである。そこでチェンバレンの案には消費者に對して、一方においてパンと肉類の價格を少しく引上げる代り

に、他の一方に茶、珈琲等の減税によつて幾分埋合せをするといふ條件が付いてゐたけれども、これは不滿足な條件であつた。この食物の價格を引上げなければ植民地を利益することが出來ないといふことが實に英國特惠制度の最大の難點であつて、チェンバレンはこの難點のために失敗したのである（歐洲大戰爭後のボールドウィンも亦この點で敗れたことは後に述べるであらう）。かくして當時の保守黨はチェンバレンの具體案から食物の課税を取り除いたものを旗印として總選擧に臨むことゝなつたが、これでは特惠制度は全く骨拔となり單純なる保護關税のみを殘したことになる。それ故一九〇六年に保守黨は分裂し選擧は失敗に終つたのである。加ふるに二十世紀に入つてから景氣は恢復し、植民地との貿易は特惠を用ひずして速に增大し、自由黨政府は盛に社會政策を實行したから、特惠關税論は一時全く政治の外に葬られることゝなつた。これが再び勢力を得るに至つたのは歐洲大戰爭の影響であつた。チェンバレンは失意の人として死んだけれども、彼の主張は英帝國の建設といふ大きな背景を控へてゐるために大いなる底力を得たのである。外國が保護關税を採用して英國品を排斥するならば、英國は外國の不安定なる販路を棄てゝでも帝國の廣大なる領土の上に自足自給の安定なる大組織を立てようと考へるのは必ずしも不自然でない、併しながら現在の英國植民地は未だ輸出入共に本國の貿易の一部を充たすに過ぎないから、所謂自給自足の大組織を完成する迄に英國人は少からざる負擔を負はなければならないのである。而して英國の植民地を販路とする所の外國から見れば、此の如くしてその販路の閉鎖されることは大いなる脅威といはなければならぬ。

四　歐洲大戰爭後の英國關税

歐洲大戰爭後帝國特惠關税論は再び復活して英國の政界を騒がしつゝあり、自治領の側においてもこの主義を漸次實現すると共に、本國の側にもそれが些少ながら現實の制度中に採用されることゝなつた。かくして帝國は一時に全

般に亙る制度を起すことはないけれども、徐々に特惠關稅網を作りつゝあるといふのが今日の形勢である。此の如く形勢の變化した原因は、大體において戰爭による國民的敵愾心の勃興、戰後の國際市場の混亂、英國大工業の不況等に歸せねばならないのであるが、その事實上の成行は種々の事情によつて影響されてゐるから次にその複雜なる經緯を述べて見る。

先づ開戰の當時ドイツとの貿易が絶えたゝめに最も困難を感じたのは高級ガラス製品、精密機械、染料其他の化學製品の供給であつた。これ等の品物はそれ自身消費高の非常に大なるものではないけれども、これが無ければ他の大工業をして大いなる不便を感ぜしめ、差向き望遠鏡が足りなければ軍隊の出動にも支障を來すといふことになる。それ故此種の品物は假令多少の負擔をなしても平時から國内で自給し得るやう準備すべきであるといふ論が現はれた。そしてこれに關する調査が始められた。本書の中に度々用ひた所の關鍵工業 Key industries といふ言葉はこの時に始めて用ひられたのであつた。

次いで戰爭が益々大規模になり兩軍相對峙して互角のまゝ年數を經過するやうになつてから、聯合國側も獨墺側も、共に戰後の經濟戰爭についての考究を始めた。獨墺側にはこの兩國を中心として北海からペルシャ灣に達する廣大な範圍を統一して一大關稅同盟を組織するの計畫を樹つるものあり、聯合國側では一九一六年パリに經濟會議を開いて、現在の敵國には戰爭後にあつても最惠國條款を與へず、工業所有權の保證を與へず、又生產、海運、金融についても、聯合國間にのみ協調を保つて敵國工業の侵入を阻止せんことを議決したことがある。從つて英國內でも敵國の經濟戰爭に對抗するために帝國の各部が協同するの必要ありとなし、パリ會議の翌年、卽ち一九一七年に開かれた帝國軍事會議において、各自治領の代表者が特惠關稅運動促進の議決を通過することゝなつた。

かくして保護政策の空氣は濃厚となつたけれどもそれが戰爭中に實現されたのではなかつた。一九一五年戰爭中に

設けられた所謂マッケナ關税 McKenna tariff 卽ち大藏大臣マッケナの立案した關税は産業上の問題を全然考慮しないで、唯當面の戰時政策の一つとして設けられたのであつた。當時軍需工業の多忙なりしために勞働者の所得が多くなり、奢侈品の輸入が增進したから、一つには國民の勤儉を奬勵するため、一つには外國から來る船舶の積載力を節約するために、この關税を置いたのである。だから課税される品目は自動車及び自動自轉車、樂器、時計並にそれ等の附屬品、部分品と活動寫眞のフィルムであつて、その税率は一率に三三・三％としてあつた。この關税は戰爭の終つた時に當然廢止すべきであつたが、當時の政府はこれを廢止せずして、却つてこれに三分の一割引の特惠條項を加へてその永續的制度たることを暗示し、更に從來純然たる財政關税であつた所の茶、コーヒー、ココア、砂糖、乾果物、煙草、酒の關税についても植民地品に特惠を與へることゝした。これは一九一九年のことであつて、卽ち前々年の帝國軍事會議の議決の趣意に則つたものである。而して英國多年の傳統たる自由貿易主義に保護主義の楔を打込んだのも實にこれを以つて初めとするのであつた。マッケナ關税は産業上の關係を離れて課税品を選んだのであるから、これをそのまゝ保護關税に引直すといふことは全く不合理といはねばならぬが、それが事實に行はれたのは、つまり偶然に生れた所の保護の惰性と見るの外はない。

然るにこの頃から戰後の不景氣は漸く深刻となり、且大陸諸國では貨幣制度紊亂のために爲替が亂調となり、所謂爲替ダンピングが發生し、英國工業界に保護を求める聲が高くなつた。そこで一九二一年保守黨内閣は所謂産業安全法 Safe-guarding of Industries Act を出して議會を通過せしめた。これが戰後の保護政策の第二段である。此の法律は二部に分れ、第一部は Key industries の保護を規定し、第二部にはダンピング防止を規定した。Key industries として保護さるべき品目は硝子、光學機械、學術機械、度器、アークランプの芯、メリヤス針、有機化學製品であつて、税率は三三・三％で五年の期限が附してある。第二部は豫め品目を定むることなく、新たに關税調査局を設

けダンピング及爲替ダンピングにより打擊を受くるものは當業者の陳情に基き、調査の上で保護を與ふることゝしてある。但しそれは外國品がその本國の生産費以下にて賣り込まれ、又は爲替下落のために英國の生産費以下にて賣り込まれたること、その保護を受くる所の英國工業は現に相當よき能率を示してゐること等の條件が定められ、且食料品は全然除外さるべきものとしてあつた。税率は矢張り三三・三%であつた。戰時の非常手段たりしマッケナ關税の税率が戰後種々の理由の下に設けられたる所の關税に一樣に適用されるのも不合理極まる話であるが、これ亦一つの惰性といはねばならぬ。

戰後の英國は産業安全といふ新熟語の下に保護關税を實施することゝなつたが、一九三〇年現行の税法は前記のマッケナ關税や産業安全法（一九二一年）がそのまゝ維持されたのではない。この間に關税問題は英國政界に一大波瀾を起してゐる。一九二四年最初の勞働黨内閣が成立したことは歷史上の一大事件であるが、この成立は實に關税問題を主題とした所の總選擧において保守黨が失敗したから出來たのである。保守黨内閣の首相ボールドウィンは當面の大問題たる失業問題を解決するには大々的保護關税を設くる外にその手段なしといふ意見を採用し、この一策を實行するために進んで議會を解散して輿論の贊同を求めたのであるが、その時勞働黨は自由黨と共に自由貿易主義の維持を主張して保守黨を破り、多數を得たるによつて政權をとつたのである。當時ボールドウィンの主張した保護關税の内容は如何なるものであつたか、詳細には示されなかつたけれども、一般に各種産業を保護することを目的とし、唯主要の食糧 essential food には課税せぬことを明示してゐた。これは勿論生活費の騰貴を生ぜしめないために穀物、肉類、バタ等を無税とする趣意であるが、然しこれ等を無税とすれば農業者のみが獨り犧牲にされるといふ所から、その方面の反對を受くる恐れがある。そのために政府は又一案を具して、農業者には耕地一エーカーに付毎年一磅の助成金を付與することゝし、この助成金の財源は新關税收入中より支辨することゝしたのである。卽ちこれは嘗つて

チェンバレンの提唱した案と異り、殆ど純然たる工業保護關税に外ならないのであつた。

勞働黨內閣はこの總選擧の當然の歸結として、一九一五年以來のすべての保護關税の中僅かに產業安全法の第一部のみを殘して、その他を全廢して了つた。併しながらこの內閣は成立十ヶ月の後に共產黨問題のために自由黨の援助を失つて辭職の止むなきに至り、その次に又保守黨內閣が成立した。此の時の總選擧には保守黨は前年の主張たる一般的保護關税案を持ち出さなかつたから、政權を得た後にも同案を實行することが出來ない。そこで「保護」と「安全」とは違ふといふ口實の下に新しき「產業安全法」を通過するを以つて滿足しなければならなかつた。「保護」と「安全」と如何にして區別されたかといふに、首相の說明した所によれば、安全法の下に保護される產業は「爲替の下落、外國の輸出奬勵金、助成金及外國における賃銀の低廉なること、勞働時間の長きこと等のために例外的競爭を受くる」ものでなければならぬといふのである。此の如き保護は保護でないといふ議論は固より詭辯に過ぎないけれども、二年前に主張された所の一般的保護政策に比すれば遙かに小規模なるものである。事實においてそれはマッケナ關税若くは前の產業安全法と殆ど全く違はぬものである。卽ちその品目は絹、人造絹竝にこの兩者を含む製品、ホップ、時計、自動車及自動自轉車、樂器、活動フィルム、レースの九種である。而して三三・三%といふ税率まで先例を維持し、植民地からの輸入品に對し三分の一割引の特惠を與ふることも同樣である。而してこれには五年の期限が付いてゐる。尙又產業安全法に附帶して前の關税調査局を復活し、當業者の陳情を受くることゝなつた。而して陳情に對して調査すべき點は次の通りと定められてゐる。

一、問題とされた產業はその大いさ又は性質において重要であるか

二、外國品の競爭は abnormal であるか

三、外國品は英國品の生產費よりも安く販賣されてゐるか

四、外國品の競爭は內國の失業に影響するか
五、競爭の原因は外國における爲替の下落、補助金、低劣な勞働條件に歸すべきか
六、當該內國產業は能率と經濟を示してゐるか
七、當該產業の保護は他の產業に惡影響を及ぼすことなきか
八、若し該產業を保護するとすれば何程の稅率を適當とするか

爾來この調査局に陳情されたものは色々あつたが、その中でメリヤス、刷子、琺瑯器の如く前記の條件に適せずとして拒絕されたものもあり、又刃物、皮手袋、ガスマントル、包紙の如く條件に叶ふとして採用されたものもある。されぱこの法律はその運用によつて漸次保護される品目を增加し得るのであつて、鐵鋼の如きも一時は陳情をなすべしとの意見が當業者間に起つたけれども、鐵鋼を原料として使用する者の側に有力なる反對があつたゝめに中止になつたといふことである。以上は一九二五年の產業安全法卽ち現行の關稅法であつて、これには五年の期限があるから今年卽ち一九三〇年には同法を存續すべきか否かゞ決定されなければならない。

右の如くにして英國は大戰後多少の保護關稅を設け傳統的の絕對自由貿易主義に對して例外を認むることゝなつたけれども、今日までの所では同國の保護主義は甚だ遠慮勝ちな小規模のものたるに過ぎずして、而かも之を大に擴張することも容易でないらしい。現行法の下に課稅さるゝ品物の價額は輸入總額の僅か二%乃至三%に止まると報告されてゐる。

五　インドの關稅

インドは勿論英國人の植民地でなく〔英國は〕單にこの異人種の國において主權を握つたといふだけのものであ

る。而もインドの文化は英國のそれとは非常に違ふから、インドに自治領の制度を行ふことは極めて困難である。十九世紀の中頃迄に東印度會社の特權は廢止せられ、インドの政治は絕大なる專制權を與へられたる所の總督に委任せられ、總督はその下に多數の英國官吏を置いて强大なる官僚政府を打建てることゝなつた。然るにインド人が英國風の敎育を受け、歐洲のデモクラシーの思想を輸入するやうになつてから、この官僚政府は以前の如く圓滑に仕事をすることが困難となつて來た。抑々インド人の自治獨立運動は一八八〇年代からのことであるが、その頃は世界中に白色人種の外、政治能力を有するものはないとする考へで、インド人自身も專制政府の下に雌伏してゐた。所が日露戰爭以後有色人種も亦强國を打建てる力があるといふので、インド人の間に國民主義が眼覺めて來た。そこで英國はこの新しき形勢に應ずべく、始めて中央及地方の政府に民選の諮問機關を設けたのは一九〇九年であつた。然るに歐洲大戰爭に至つて又形勢は一大飛躍をなした。凡そ世界に事ある時、インドが英國の助けになるとは考へない人が多かつたが、實際は寧ろ意外であつて、インドから百萬の軍隊が出動したのみならず、軍事費までも負擔して他の英領植民地同樣の態度を示した。戰爭が續く間に幾分不安の空氣もあつたけれども兎に角無事に四ヶ年を經過した。そこで本國でも棄てゝ置けないから一九一七年政府は今後益々多くのインド人を官吏に任用すべく、インドにおける自治機關を漸次擴張して、やがては英帝國の一員として責任內閣を立つるに至らしむべしといふ根本主義の聲明をなした。而して戰爭終結の後一九一九年に現在のインド議會及各州議會を開設したのである。けれどもインド人は現制度を不充分なりとして完全なる自治權を得るか、或は進んで獨立しなければならぬと主張し、そこでガンヂー等の非協同運動が起つて來た。今では更に進步したる制度を許さなければならぬ狀況になつて居る。現行の憲法は議會に官選議員を置いてあるのみならず、總督が否認權を握つてゐるからそこに缺點があるけれども、兎も角議會は年々開會せられ、關稅についても一九二一年以來自主權を與へられてゐるのである。

そこでインドの貿易の狀態を見るに十八世紀以前にはインドからの輸出は藍、硝石の外に綿織物、絹織物があり、インドへの輸入に金銀及毛織物があつた。然るに十九世紀の初め二、三十年間に英國の新式木綿織物がインドへ逆に輸入されることゝなり、インドの各地にあつた舊式の織物業は見るかげもなく衰へたのである。殊に十九世紀後半にはスエズ運河が開かれ、汽船が通じ、インド內地に鐵道が敷かれたから、英國及歐洲の工業品が盛に輸入せられ、インドは米、小麥、茶、棉花、ジュート、植物油、生皮等の輸出國となつて了つた。此の如くインドが純農業國となり、從來の工業を失つて了つたのは、英國の利己的政策の結果であると稱してインド人は憤慨するのであるが、これも全く道理なきことではない。何となれば英國は本國の自由貿易主義をインドにも適用したが、それはインドの自由貿易が本國のために有利なりと考へられたゝめであらう。併しながら英國の政治の下にインドが疲弊したといふことはないのであつて、前記の如き農業の發達がインド人のために有利であつたことは申すまでもなく、又工業においても自由貿易制度の下にボンベイの盛なる紡績工場と、カルカッタの同じく盛なるジュート工場が起つて居る。殊にその木綿紡績工業は一八五〇年から發達したもので、日本の木綿工業の先輩であるが、全部インド人の資本並に經營によつて立つてゐるのである。現今インド議會がその關稅自主權を使用するに當つて、先づ第一に木綿工業が保護を求めてゐるのは、實にこのインド人の獨自の工業があるからである。

十九世紀の後半を通じてインドは殆ど完全なる自由貿易を實行してゐたが、一八九四年始めて財政上の目的のために、すべての輸入品に對して五分の課稅をなした。然るにランカシャ工業家の反對運動のためにインド工場に對しても同じく五分の生產稅を課して保護の效果を消滅せしめることゝし、特に內地の手織業に供給する所の綿絲は輸入生產共に之を無稅とした。次いで綿布輸入稅の五分を更に三分半に引下げ、生產稅も之と同率にしたのである。それから久しく變化が起らなかつたが、歐洲大戰爭中一九一六年に再び財政上の必要によつて一般輸入稅を七分半に引上げ

たが、木綿だけは元の三分半に据え置かれた。然るにその翌年木綿織物の輸入稅を七分半に増した時に、生產稅を元のまゝに止めておいたから、そこで始めて僅かの保護主義が採り入れられたわけである。更に二一年關稅自主權を認められるに至つて一歩を進めて木綿製品を含む所の一般輸入稅を一割一分に高め、內國生產稅を七分半となした。二二年には一般輸入稅を一割五分とし、木綿製品のみ一割一分に止めたが、このとき同時に從來無稅であつた所の綿絲に五分の課稅をなした。それから二五年に內國綿布生產稅を全廢した。此の如くにしてインドの紡績業は漸次にその保護關稅の率を高め來り、本年(一九三〇年四月)又一割一分を一割五分に引上げ、これと共に英國以外の輸入品に對し從價五分若しくは從量稅一封度につき三アンナ半の附加稅を課するの案を通過した。我が國の木綿工業は最近インド市場に年額一億圓以上の綿絲布を輸出してゐるから、二二年の綿絲稅並に本年の綿布稅引上によつて打擊を受くること少くないのであるが、殊に本年の綿布關稅の如く英國に對する特惠制度が今後擴張される場合には頗る脅威を感ずることゝなるであらう。

インドにおいても關稅自主權を認められて以來關稅調査局を設け、當業者の陳情を受くることゝなつてゐるが、その調査の方針が幼稚產業保護の趣意に基き將來發達の見込ある產業はこれに保護を與へんとするのである。今までにこの調査に合格して保護關稅を得たものは鋼鐵並に燐寸であつた。燐寸の保護關稅は禁止的の高率に達し、我が國の輸出の如きも全く杜絕した狀態である。インド人の議論は多くはリストの學說を全部受け入れ工業自給を主張するのであるが、現在のインドに木綿工業以外如何なる工業を興すことが出來るか、又貧乏なる消費者大衆の負擔を重くして內國工業を保護する政策を如何なる程度まで實現し得るかといふことは頗る疑問としなければならないのである。

第八　歐洲大戰後の關稅と國際聯盟

一 國際聯盟――バランス・オブ・パワーと聯盟――外交と經濟――聯盟の組織――アメリカと聯盟――日本と聯盟
二 大戰後の歐洲經濟――政治的不安――貨幣の混亂――產業組織の變調――戰時工業――カルテル――保護關稅――一、爲替ダンピング防止――二、小國の數の增加――三、交涉關稅濫用
三 國際聯盟と關稅政策――一九二七年の國際經濟會議――關稅政策轉回の必要――多角的關稅協定――一九三〇年關稅休戰會議――何國が加盟するか――歐洲經濟聯盟

一 國際聯盟

國際聯盟は歐洲大戰終結の直後世界の平和を維持する目的を以つて創立された所の新しき機關である。戰前の歐洲には英佛露の協商と獨墺同盟と相對立して所謂 Balance of power により辛うじて武裝的平和を維持してゐたが、そのバランスが持ち切れないで平和が破れ、四年の長い間歐洲全土を兵火の中に投じて了つた。それのみならずこの戰爭のために各國民間の猜疑心は益々高まり、一旦回復された所の平和も何時再び破壞されるかわからない狀態であつた。それ故パリの平和會議において、こゝに世界的聯盟を結んで互に攻勢的戰爭をなさゞることを約し、國際爭議を平和手段によつて解決し得るやうにしようと試みたのである。併しながら此の如きは全く新しき試みであつて、この聯盟が果して豫期の通りに發達するや否や、今日でも未だ明言は出來かねる。唯最初は聯盟そのものが中止さるべき恐れさへもあつたが、幸にして今日まで分裂もせず、二、三小國の間に或は戰爭が起りはせぬかと疑はれたやうな場合に、聯盟の調停によつてこれを未前に防いだ實例がある。少くとも歐洲だけに就いて見れば國際聯盟によつて平和が保たれてゐる。聯盟は戰前の同盟對立に代つたものである。

然るに國際平和を維持するには單純に政治外交の問題のみを取扱つてゐるのでは不徹底である。戰爭の原因は主と

して經濟上の衝突にあるのだから、平和の促進は經濟上の不安を除くことを先決問題としなければならぬ。よつて國際聯盟は經濟財政の方面にもその力を用ひることゝなり、戰爭直後には歐洲各國が貨幣混亂のために惱まされ國民生活は極度の不安に陷つてゐたから、聯盟はこの貨幣問題を解決するために屢々國際會議を開き、オーストリヤ及びハンガリーの如きは聯盟の援助によつて貨幣制度を囘復することが出來たのである。更に近年になつて國際聯盟は各國間における關稅政策の衝突を防止せんとしてその努力を傾けつゝある。これが何程の效果を生ずるか未だ明瞭になつて來ないけれども、今までに「輸出入禁止及び制限の撤廢に關する條約」（一九二七年）又は所謂「關稅休戰條約」（一九三〇年）の如き稍々重要なる條約を成立せしむることが出來たやうなわけで、現今關稅問題を論ずるものは最早國際聯盟を無視することは不可能である。

そこで國際聯盟は如何なる組織を有してゐるかといふに、先づジュネーヴを本據としてこゝに事務局を設け、每年九月總會を開く以外に度々理事會を開いて當面の事件を處理しつゝある。その外種々雜多の問題について夫々委員會が設けられ、その會合が絕えず行はれてゐる。理事會は常任理事國たる英、佛、獨、伊、日の五大國並に三年每に交替する所の九個の非常任理事國の代表から成るものであつて、これが聯盟の主腦部である。聯盟が國際爭議を仲裁するといふのは、つまりこの有力な國々の一致した意見によることである。而してその實際の仕事をなすものはジュネーヴの事務局である。經濟問題についてはこの事務局內に政治部と相對して經濟部なるものを設け、これが經濟委員會（主要國代表より成る）と連絡を保ちつゝ調査立案に從事するのである。聯盟に加入してゐる國はアルファベット順にしてアビシニヤからヴェネズェラに至るまで五十六ヶ國の多きに達し、五大洲を網羅したる觀がある。殊にロカルノ條約以後舊敵國たるドイツも常任理事國として他の諸國と同樣に理事會に列することゝなつた。併しながら世界の大國の中でアメリカ及びロシヤの加入してゐないことは聯盟の大いなる弱味といはなければならぬ。元來パリの平和

會議で國際聯盟の創設を主唱したのは米國大統領ウィルソンであつたから、アメリカは當然加入すべき筈であるが、同國の上院は意外にもこの條約の批准を拒絶して了つたのである。米國の聯盟に加入しない理由は米國は歐洲の外交問題に干與して、その紛糾せる渦中に捲き込まれてはならぬといふ建國以來傳統的の政策を守るのだといはれてゐる。

國際聯盟は元來全世界の平和を目的とする所の全世界の聯盟たることを期してゐるが、併しながら今日まで歐洲以外の問題に手を出したことはない。又これをなすの實力を持つてゐない。將來或は極東の問題、太平洋の問題並に西半球の問題に關係するやうになるかも知れないが、それには聯盟の實力が一層充實し、その權威が一層高まつて來なければならぬ。米國が國際聯盟を恰かも歐洲聯盟の如くに看做してこれに加入しないと稱する理由も全くこゝにある。我が國の如きも形式上は聯盟の重要分子でありながら國民一般にこれを重要視しないのは、矢張り聯盟の取扱ふ問題が歐洲以外に出づること少きがためである。併しながら現今の世界の各國は相互に複雜なる關係を持つてゐるから、歐洲以外の國が歐洲における事件の發展によつて必ず影響を蒙らねばならぬ。米國は歐洲に對して莫大なる貿易をなし、又歐洲の債權者になつたといふだけの理由を以てしても、歐洲に對し無關係の地位を維持することは不可能であつて、この事實は米國が聯盟に加入すると否とを問はないのである。日本は歐洲に對し米國程に深い經濟關係を持つてゐないけれども、それでも一度歐洲戰爭が起れば忽ちこれに參加しなければならなかつたといふ一事を明記せねばならぬ。

二 大戰後の歐洲經濟

大戰終結から今日までの十年間は歐洲各國が非常な困難を經過した時代であることは申すまでもない。戰爭終了の

直後は舊敵國間に感情の離反が強く根ざしてゐたから、動もすれば再び開戰の危險を感ぜしめるやうな事件が度々發生した。それのみならずドイツ、オーストリヤ、ロシヤの三大帝國の崩壞と共に、これ等三國の國內にも、又その近國にも、絕えず社會的革命及び反革命の運動が行はれてゐた。此の如き政治上の不安が殘されてゐる間、經濟上の復興は殆ど不可能であつた。財政、金融、交通はすべて混亂狀態に陷り、勞働者の失業も夥しくあつた。殊に不換紙幣濫發のために物價の變動は常軌を逸し、すべての經濟政策は唯一時的の應急手段以上に出づることは出來なかつた。幸にして一九二五年ロカルノ條約を一段落として國際的及び社會的關係が安定し、產業は不振の中にも前途の見通しを付け得るやうになつたのである。

この時大戰爭といふ地雷火によつて荒らされた產業界の地盤は砂煙の收まるにつれて明白に見えるやうになつた。その產業界の地盤の變化は何かといふに、一言にしていへば戰前に存在してゐた平時經濟の產業組織が全くバランスを失つたといふことである。戰爭中には總ての產業を動員して戰爭に必要なる物資の供給を豊にすることが最緊要の仕事であつた。卽ち軍器の製造は盛に擴張せられ、船舶の建造はあらゆる手段をつくして促進せられ、又これ等のものゝ原料として鐵鋼の生產は大擴張をなさねばならなかつた。然るに戰後になつて世界の販路はこれ等の生產設備を充分利用し得る程大きくなつて居らない。現在の設備を盛に運轉すれば當然生產過剩となる。故にこれに從事する所の企業は操業短縮を行ふの外なく、その職工は失業しなければならぬ。

更に又同樣の現象は次の原因から生じて來る。戰前には各國間に比較的自由な交通が行はれ國際分業の組織が自然に發達してゐたが、それが戰爭によつて破壞せられ、各國間に不自然なる新事業の發生を見た。當時我が國に製鐵業や化學工業の盛に新設されたのと同樣の事實が歐洲諸國にも現はれてゐた。これ等の產業は戰後になつて以前の輸出國の同業者と競爭することは勿論困難である。尙又戰爭中技術の進步したゝめに不慮の影響を蒙る所の產業もある。

例へば燃料節約の進步、石油燃料の競爭、水力電氣の競爭等のために石炭業が不況に陷つた如きはその一例である。

此の如くにして戰後の歐洲は非常に不景氣に陷つたが、これに對して如何なる對策がとられたかといふと、その一つはカルテルであり、その二は保護關稅である。戰後における國際カルテルの發達は顯著なる傾向であつて、これによつて國際市場における商品の價格を維持し、その事業の地位を或る程度まで安全ならしむることが出來た。一九二六年に佛、白、獨及びルクセンブルグの製鐵カルテルが成立し、次いでオーストリヤ、チェコスロヴァキヤ並にハンガリーの同業者がこれに參加したるが如きはその一例である。この外銅、ポタシュ、アルミニューム等の國際カルテルが有力なるものだといはれて居る。併しながら國際カルテルと雖も世界の消費を增進することは出來ないから、過剩なる生產設備は操業短縮を繼續する外はない。從つて不景氣及失業も繼續する。

關稅及び輸入禁止及び制限法も亦右の混亂狀態の下に盛に使用せられ、各國の關稅は戰前に比して遙かに複雜となり、高率となり、且屢々變更された。それが國際貿易を非常に阻害したことは言を俟たない。凡そ古來の關稅史を見るに戰爭の後に、產業の困難と、政府の財政の窮乏と、國民的敵愾心の旺盛と、この三つの原因によつて不合理なる保護主義の勃興することは殆ど通例となつてゐるが、現今の歐洲では戰爭の大規模であつただけにこれ等の弊害が一層甚だしいのである。

第一に貨幣制度の紊亂してゐた間は所謂爲替ダンピングの現象が屢々輸入國の產業界を脅かし、これに對して或は關稅率を引上げ、又は特別の付加稅を徵收する所の手段がとられた。これは市場の動搖を防ぐために止むを得ずして取る所の手段であるけれども、その一時的手段は外國の貨幣が復舊した後までも持ち越されて、不當に內國產業を保護するやうな結果になつたことは少くない。

第二に歐洲の獨立國は戰爭の結果として以前の二十ヶ國から二十七ヶ國に增加したといふこと、それ自身が貿易を

妨ぐる所の大原因である。何となればこれ等の國々は各々獨自の貨幣制度を設け、獨自の鐵道系統を設け、獨自の關稅政策を行ふからである。舊オーストリア・ハンガリー帝國の領土が七個の新舊諸國に分裂して、而も相互の間に何等の經濟的協同を行ふことなく、却つて國產自給を試みんとするが如きは弊害の最も大なる一例である。

第三に政治上の形勢が安定するに從つて各國間に新條約の締結が盛に行はれたが、戰時外交の精神が繼續され交涉關稅の方法が濫用されてゐる。例へば鬪爭關稅 Tarif de combat と稱して、稅率協定の前に殊更關稅の引上を行ふが如き、又は稅目を極度に細分して談判の掛引を便利にするが如き、又は輸入品の原產地によつて稅率を差別するが如き、皆交涉關稅の趣意に基くものであるが、その結果は往々互惠とならずして報復となり、關稅戰爭となつて居る。そこで條約による稅率協定の期限の如きも、戰前には十年又は十二年とするものが普通であつたが、近年は非常に短期となり、百八十の條約中百五十三は僅かに一年以下の期限を定めたといふことである。

三　國際聯盟と關稅政策

國際聯盟は創立直後には專ら貨幣問題に力を注いだが、一九二七年始めて大規模なる國際經濟會議を開き歐洲產業の難局を根本的に研究することゝなつた。この會議は五十國の代表者を集め、農、工、商各般の問題について討議をなしたが、その決議の焦點はつまり關稅政策の轉回、即ち今まで引上に引上を重ねてゐた所の傾向を止めて反對の方向に動かねばならぬといふことであつた。戰時の自給的狀態を戰後までも維持して居れば世界全體として生產設備は重複し、從つて金利の低下を望むことも出來ない。殊に歐洲の小國が相互に外交的小競合をなして關稅牆壁を高めることは、歐洲の產業不振を長引かせるものである。此際早急に關稅の充分なる引下を行ふことは望まれないけれども、各國政府は宜しく戰後の變態なる關稅を廢止して、漸次通商の障害を撤廢するの計畫を即時に考究せんことを希

望する、さうして關稅は出來るだけその制度を簡單にし、稅目分類法は各國一樣となし、且つ一旦定めたる稅率は頻繁に變更せざることを必要とする、といふのであつた。

そこで國際聯盟は爾來特別の經濟諮問委員會を設けて、前記國際經濟會議の決議を實現する方策を研究することゝなつた。關稅引下の方法は、各國單獨に國內法を以つてこれを行ふもよし、又二國間の條約によつて相互に引下を協定するもよし、更に多數の國々の間に共通の條約を設けてもよいのであるが、その中で聯盟の狙ふ所は多角的條約の成立である。蓋し關稅は軍備と同じく傳染性を有するものである。一國が保護主義に傾けばこれと貿易をなす所の他の國々も報復的に、若しくは對抗的に、若しくは單に模倣の意味において保護主義を採用するやうになる。この場合に一國若しくは二國が獨り他に先だちて自由通商の方向に向ふことは困難であるが、多數の國が同時に協定をなす時は個々の國は安心してこれに加入し得る道理である。併しながら條約に參加する所の國が多ければ多い程、個々特殊の事情を考慮しなければならないから、協定の手續は繁雜になる。理想案としては

（一）國際的に輸入稅の最高率を協定し、各國はこの率以上の高率を必要とするやうな極端な保護をなさゞること

（二）各國の現行關稅を漸次或る程度まで引下ぐるの方針を決定し、その引下の率を國際的に協定すること

といつたやうなものがある。卽ち第一案の趣意は國際勞働會議において各國の勞働時間について八時間の原則を定めたやうに、關稅についても二割とか三割とかの最高限を協定せんとするものである。國際分業の原理から推して行けば三割以上といふが如き高い稅率によつて始めて生存し得るやうな產業は、本來その國に適當したものとはいへないから、寧ろ全然その保護獎勵を企てないことが至當である。併しながらこの最高限を三割にするか二割にするかといふことは、現に種々の關稅を實施してゐる所の各國から見れば頗る重大なる利害關係を生ずるが故に、到底各國の一致を見ることが出來ない。又第二案の如く現行關稅を漸次に引下ぐるといふことも、これを實現するためには引下の

率、程度、時期等について各國利害を異にするが故に、一様に通則を見出すことが出來ない。そこで一九二八年の經濟諮問委員會においては、商品別に調査を行ひ引下の可能性を研究することゝなり、現に數種の品物について詳細なる調査を遂げたけれども、遂に各國の一致點を發見することが出來なかつた。唯生皮及び獸角の輸出稅廢止について十一ヶ國の協定が出來たゞけである。

此の如くにして多角的關稅引下條約の試みは未だ適當の成案を得るに至らないから、更に一つの試みとしては本年卽ち一九三〇年二月から三月にかけて關稅休戰會議なるものを催すことゝなつた。これは軍備制限會議と同樣に各國に對して當分現狀維持の約束をなさしめんとするのである。嘗つて歐洲戰爭以前に英獨間に海軍擴張の競爭が行はれてゐた當時、Naval holiday と稱して軍艦の建造を一定年限の間停止せんとする提案があり、それは遂に實現されなかつたが、戰後になつて、ワシントン會議が開かれ、日、英、米の間に十年間現狀維持の條約が成立した。關稅の場合には十年の据置は到底出來ないが、二、三年の期限を以つてすれば或は各國の一致が得られるかも知れぬといふので、昨年九月の聯盟總會に英國商務大臣がその案を提出し、從つて今春會議を開いて研究を盡くしたのである。併しながらこの場合においても各國の中、戰後の形勢に適したる新關稅法の既に制定せられた國と、未だ制定せられてゐない國がある。又農業國の利益と工業國の利益が一致しない點もある、等のために原案の成立は不可能に終り、唯現に存在する所の條約上の協定を向ふ一年間据え置くといふ約束だけが出來たのである。

此の如くにして今日までの經過を見れば、多角的關稅條約の成立は極めて困難なるものといはねばならないが、併しながら種々の方法を試みてゐる間に何時かその目的を達するといふことは決して空想でない。そこで重大問題となるのは如何なる國々が此條約に加入するかといふことである。今回の會議にはアメリカを始めとして支那、インド、カナダ、濠洲の如き我が國と貿易上の關係深き國が、何れもその代表者を送ることとすら見合せることゝなり、條約は

全く歐洲諸國だけのものになつて了つた。從つて我が國としてこれに加入しても利益を受くること甚だ少いのである。將來においてこの形勢が如何に發展するか豫め判斷は出來ないが、若しも歐洲以外の國々が相率ゐてこの運動に參加することゝなれば、日本のために頗る有利なる條件が與へられるであらう。又若しもこれに反して歐洲諸國のみの條約が漸次完成されることになれば、それは一種の歐洲經濟聯盟となるであらう。歐洲經濟聯盟といふことは既に多くの有力なる人々によつて主張せられ、昨年の國際聯盟總會においてフランス首相ブリアンの口から提唱されたものである。歐洲各國間の經濟關係が頗る密接であるに拘らず、その政治上の分裂のために、全體の發達を阻害されてゐる所の現狀から見れば、この種の聯盟の成立も亦必ずしも空想といへない。これを妨ぐるものは唯各國民の感情の離反のみである。假りに歐洲經濟聯盟が實現されるとして、其日本に及ぼす利害關係如何といへば、種々の見解が立てられるであらうが、こゝに其問題を論ずるは尙早と思ふ。

第九　日本の關稅

一　日本における產業革命――其の特質――外國の產業革命と明治維新――官僚政府の指導――明治大正史を四期に分つ――西南役以後十年每に躍進す――日淸戰爭後の進步著し―日本の工業化

二　通商條約と關稅

（一）舊條約時代――安政五ヶ國條約――慶應二年改稅約書――寺島、井上、大隈の努力報いられず――輸出稅全廢運動

（二）第一改正條約時代――陸奥の成功――明治三十二年新關稅――片務的協定稅率――日露戰爭當時の財政上の不利――穀物關稅――三十九年關稅改正――砂糖關稅の不合理

（三）第二改正條約時代――雙務的協定稅率――工業保護の方針――歐洲大戰爭の影響――大正九

年以後の保護的傾向――大正十四年協定税率滿期――大正十五年全般的改正――其の後の税率引上
三 關税政策の現狀――關税と其の他の保護手段――工業關税――農業關税――自由通商運動――濱口內閣の關税審議會――民衆の輿論――輸出産業の要求――官僚の理解

一 日本における産業革命

明治大正の日本經濟史は要するに産業革命の歷史である。資本主義の發展史である。尙換言すれば武士と百姓から成つてゐた所の社會が實業家と勞働者を要素とする所の社會に變つた所の歷史である。併しながら、等しく産業革命といつても英國その他の産業革命と日本のそれとは大いにその趣を異にしてゐるのである。卽ち彼にあつては民間實業家の實力の充實によつて形勢が變化したのであるが、我が國においては寧ろ外國からの影響の下に政府が産業革命の先鋒となつて國民を曳きづゝて行つたのである。抑々明治維新以來六十餘年間の日本の發達は我が國の歷史において空前のことであるのみならず、世界の歷史上にも比類なき出來事である。蓋し二千年間極東の海上に孤立して支那、インドの東洋文化の影響を受けつゝ獨自の發達を遂げた所のこの國が、忽ち地球の反對面に發達した所の西洋文化を一も二もなく採用し、而も直接に外交關係を結び貿易を開くといふことは非常な冒險であつたといつてもよい。幸にしてこの冒險が效を奏して日本が歐米諸國と對立するまでに漕ぎつけたのは僥倖である。このことについては最も深き研究を爲さねばならぬが、今この問題に立入つて論ずることは出來ない。こゝには唯關税史の序論として簡單に讀者の注意を惹かんとするのである。

明治維新の意義は何であつたかといへば、第一に王政復古、第二に封建制度の打破、第三に西洋文明の採用である。併しながらこの三つの事件は連絡なしに發生したのではない。何れも我が日本が世界の大勢に順應して國民の力

を伸ばして行くために必要なりしが故になされたのである。日本自らの內部の發展がこれを惹き起したのでなく、外部の壓力が原因となつてゐる。內部においても德川時代は資本主義の初期の發達はあつたが、それだけではまだ封建制度を打破するだけの力がなかつたのである。然らばその世界の大勢とは何であるか。それはつまり外國の資本主義の發達、歐米における產業革命の完成である。機械の發明、交通の進步、商工業の發達は歐米人をして遠く離れた所の極東にまでその經濟的活動舞臺を擴張せしめることゝなつた。それが具體的にロシア、アメリカ、イギリスの軍艦の日本訪問となつて現はれた。この經濟上の西力東漸の勢は止めんとして止めることの出來ないものである。東洋諸國は必ずこの勢力に對抗する所の道を發見しなければならなかつた。そこで先づこの形勢を漠然ながら洞察して、我から進んで西洋文明の採用に突進すべく決心したのが我が日本の支配階級たる士族であつた。殊に薩長土肥の青年政治家であつた。彼等は初め父祖の遺法を護つて鎖國攘夷を唱へ、又これを實際に試みんとしたけれども、それでは遂に國の獨立を失ふに至るべきことを知ると共に、態度を一變して反對の開國進取を國是とすることになつたのである。此の如く外國との關係がこの決心を固めしむるに至つたといふ證據は、彼の明治元年「億兆安撫の宸翰」の始めに「何を以つて萬國に對立し列祖に事へ奉らんや」と仰せられ、四年廢藩置縣の詔書に「內以つて億兆を保安し、外以つて萬國と對峙せんと欲せば」云々と仰せられたるを始めとし、當時頻々として提出された所の大官等の建白書に「歐米列强と對立して國家を富嶽の安きに置く」といつたやうな文句の必ず用ひられてゐるのを見れば充分である。要するに明治維新は我が國民主義の覺醒を意味するものである。そのために萬世一系の皇室の下に全國一團となつて外國の勢力に對抗することが必要であつた。又それには三百諸侯が分れてゐてはならぬ。武士と平民とが分れてゐてもならぬ。是において縱橫に張り廻されてゐた國內の繩張りを取つて了ふことになつたのである。

そこでこの內外の風雲に乘じて天下を取つた所の所謂藩閥政治家の仕事は、先づ以つて强大なる中央集權の政府を

立てゝ、その力によつて國民を率ゐて行くことであつた。爾來六十年間西洋人の侵略政策と日本政府の歐化政策と競走を續けた結果、終に日本政府が優勝したのである。この六十年間の歴史を試みに小さき時期に分割して見れば次のやうになる。

第一期は混亂及び改革の時代で、それが明治十年、西南の亂まで續いてゐる。第二期は整理及び建設の時代で、西南の亂から日清戰爭までを含む。憲法發布並に條約改正がこの間に行はれた。第三期は膨脹發展の時代であつて、内に貯へられた力が外に伸びて行つたのである。即ち日清戰爭、日露戰爭が起り、臺灣、朝鮮、滿洲の經營がなされた。又日本の西洋風工業の產物が幾分外國に輸出せられ、日本の船舶が海外航路に進出した。第四期は歐洲大戰及びその以後の時代であつて、前期と同じく膨脹發展の勢を續けて居つた。日本は單に東洋の强國たるのみならず世界の强國と認められるに至つた。然るに內部においては明治維新以來の官僚政治が衰へて政黨政治が起り、實業家の政治的勢力が增大し、資本主義に反抗する所の社會運動が發生した。これは正に日本の中心勢力の移転を意味するものであり、恐らく今後の六十年は以前の六十年に比して頗る異つた特色を示すであらうと豫想されて居る。つまり右に揭げた四つの時期の中で第一期第二期は產業革命時代といふよりも寧ろその準備時代であり國力發展の最も速かなりしは第三期以後である。

そこで明治政府の產業政策を見るに、最初は政府自ら率先して西洋風の事業を興し、これを國民に示すことであつた。鐵道、電信、海運、銀行等を設け、農工業方面では模範農場、模範工場を開いた。維新改革の際には種々の舊勢力の反抗があり、佐賀の亂、山口の亂、熊本の亂に引續いて西南の亂があつたに拘らず、一方において右の如き活潑なる產業政策が實行されたのである。而して西南の亂以後は政府の基礎が安定したから益々民業を奬勵すると共に財政の整理に着手することが出來た。十四年農商務省が內務省から獨立した頃から政策稍々一變して以前の如き政府自

身の企業を縮少する方向に向つたが、併しながら政府が民間の新事業を鼓舞奬勵する態度は明治時代を一貫してゐたといふことが出來る。

卽ち新事業を興すものがあれば中央及び地方の政府は必ずこれに對して補助金を與へ、又は貸下金をなし、又は機械を貸與し、技師を養成してやる等、直接に且個別的に援助手段をつくしたのである。この時代は外國との古き條約によつて我が國の關税自主權が束縛されてゐたゝめに、政府は關税政策を用ひることが出來なかつたから、或はこれを稱して自由貿易時代となす者があるけれども、それは關税だけのことであつて、保護關税と同様以上の效力ある保護政策が盛に實行されてゐたことを注意せねばならぬ。

第二期以後における産業の發達は大體十年毎に起つた所の戰爭とその戰爭後の企業熱の發生によつて段階を付けられてゐる。先づ西南の亂以後徐々に不換紙幣の整理が行はれ、それが十八年に完成したが、二十一年に至つて早くも日本に於る最初の近代的企業熱が發生し、鐵道會社が各地に起り、その株式が投機の目的物となつた。それから以來景氣不景氣が循環し、二十九年及び四十年に同様の企業熱が起つた。而してその各時代に行はれた新しき投資の方向を見るに、二十一年の際には銀行及び鐵道が主たるものであつて、工業は比較的重要でなかつた。二十八、九年の好景氣においては銀行が幾分重要性を減じ、工業が頭を擡げて來たが、最も重要な企業は鐵道であつた。

然るに日露戰爭後に至つては鐵道、銀行も盛に起つたけれども、それ以上に工業に對する放資が多くなつた。更に歐洲戰爭及びその以後の時代になると工業、鑛山、電氣等の割合が非常に強くなつて居る。高橋龜吉氏の調査（『明治大正産業發達』）によれば

明治二十三年現在の會社資本は百分比にして（二一二五頁）

銀行　二八・二%

其他　一四・一％

明治二十八年から三十年までの新計畫會社資本は（二九〇頁）

鐵道　五八・三％
銀行　一四・九％
其他　二六・八％

明治三十八年より大正二年までの新計畫會社資本は（三二三頁）

工業　二九・四％
運輸　一八・三％
商業　一六・〇％
銀行　一四・九％
電氣　一二・三％

明治四十三年及び大正十三年現在の會社資本は（五七七頁）

	農	商	工	鑛	運輸
明治四十三年（％）	一・一	四六・四	三九・二	―	一三・三
大正十三年（％）	一・五	四四・六	三七・四	七・一	九・四

となつてゐる。

此の如くにして、日清戰爭以前と以後と引續いて產業は發達して來たが、その中にも後の時代において國民經濟の工業化といふべき形勢が顯著に生じて來た。この形勢は外國貿易上にも反映せられ、輸出にあつては工業品の割合が

内地輸出入貨物分類價額表（百分比）

	食料品		原料品		原料用製品		全製品		雜品	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
明治26年	20.49	23.16	10.45	21.55	40.77	19.67	24.52	33.11	3.77	2.51
36年	11.94	32.65	10.53	30.87	47.24	13.58	27.92	21.48	2.37	1.42
大正元年	10.44	11.64	8.44	48.36	50.29	19.84	29.55	19.58	1.28	0.58
8年	7.14	16.16	5.25	50.32	43.12	20.77	42.95	12.02	1.53	0.73
昭和3年	8.17	13.61	4.63	53.12	43.09	17.45	42.52	15.16	1.58	0.66

（註）『金融事項參考書』による

年を追ふて增加し、輸入にあつては原料品、食料品の割合が增加してゐる。又貿易の相手國の比較において、歐洲の工業國との貿易が曾て首位を占めて居つたが、後にはその割合を激減し、農業工業を兼ねたる北米並に農業國たる東洋、南洋との貿易關係が益々重要を加へつゝある。（上掲の二統計表參照）

二 通商條約と關稅

明治大正の經濟的發達は主として政府の保護奬勵に基いたものであつて、それだけの意味から見れば歐洲の重商主義時代の特色があるといはねばならぬ。但し我が國の重商主義は產業革命を伴つたといふことによつて異彩を放つてゐるのである。從つて產業開發の手段として保護關稅政策を行ふべき機會が多くあつたのだけれども、それが實行されなかつた理由は、實に安政以來外國との間に締結した所の通商條約のために關稅自主權を制限されてゐたからである。安政の舊條約は我が國を全く劣等の位置に立たしむる所の不對等條約であつたから、國家の體面上國民の忍ぶ能はざる所なるのみならず、これがために財政上には收入を增すことが出來ず、產業上にも保護手段を講ずることが妨げられたから、政府はこの條約の改正に對して非常に力を注ぎ、この問題が明治外交の中心問題とされたのである。けれども政府の勢力は容易に報いられることなくして條約改正は日清戰爭の後まで遲らされた。而もこの改正の後にあつても、關稅率の片務的協定のため

輸出入國別表 (千分比)

對輸出入國		輸出之部 明治26年	明治36年	大正元年	大正8年	昭和3年	輸入之部 明治26年	明治36年	大正元年	大正8年	昭和3年
亞細亞	支那	87.2	234.0	217.9	213.0	189.2	198.1	147.4	88.6	148.2	106.8
	關東州	—	—	52.3	71.5	55.9	—	—	41.5	74.7	68.5
	香港	177.4	107.0	54.5	28.2	28.5	95.8	5.6	1.4	0.7	0.5
	英領印度	27.9	29.1	44.9	55.7	74.0	100.6	226.7	217.7	147.0	130.0
	海峽植民地	—	25.5	16.9	14.2	10.4	—	4.2	7.6	13.0	17.0
	蘭領印度	—	3.2	8.2	27.3	37.2	—	35.1	30.8	30.1	51.0
	比律賓	1.3	6.0	10.5	8.9	14.7	6.5	11.1	8.5	7.1	7.4
	其他	7.3	9.0	9.9	36.2	13.5	22.3	89.4	24.0	73.5	30.0
	計	301.1	414.0	415.1	455.0	423.4	423.5	519.8	420.1	494.3	411.2
歐羅巴	英國	56.5	59.5	56.5	53.1	29.9	323.7	158.1	187.6	58.7	75.1
	佛國	220.9	123.4	83.3	31.8	32.2	38.3	16.5	8.8	4.1	10.9
	獨逸	15.3	18.6	25.6	—	6.4	84.8	87.4	98.7	0.1	60.8
	其他	29.0	51.4	51.5	8.0	12.8	21.1	49.6	33.4	12.1	37.0
	計	322.0	253.1	216.9	92.9	81.3	468.0	311.8	328.5	75.0	183.8
北米	合衆國	313.7	297.8	320.1	394.6	418.9	70.6	150.1	205.2	352.6	284.8
	加奈陀	19.4	10.5	9.1	11.8	13.7	0.1	1.6	1.1	2.8	30.3
	其他	—	0.2	0.1	2.0	2.8	—	—	—	0.5	0.7
	計	333.2	308.6	329.3	408.4	435.4	70.8	151.7	206.3	355.9	315.8
濠洲		10.0	12.0	16.4	14.7	21.8	3.6	3.8	20.7	26.1	59.4
埃及		—	1.1	1.7	7.6	12.0	—	7.7	10.3	7.4	9.3
其他		33.5	10.9	20.6	21.4	26.1	33.8	4.8	14.1	41.3	20.5
總計		1.000.0	1.000.0	1.000.0	1.000.0	1.000.0	1.000.0	1.000.0	1.000.0	1.000.0	1.000.0

(註) 統計年鑑に據る
明治26年，36年は「外國貿易五十六年對照表」より計算

に税權が束縛せられ、眞に獨自の保護關稅政策を行ひ得るに至つたのは明治四十四年の第二次改正以後のことである。此の如き次第で從來我が國の關稅史を書いたものは何れも稅權同復の形式問題に熱中するの餘り、關稅の經濟的側面を看過して居る。產業上及び財政上から關稅の沿革を硏究した所の眞の關稅史はまだ書かれたことがないといつてもよい。これは今後の硏究者の力をつくすべき新しき分野として殘されてゐる。

(一) 舊條約時代

明治時代を通じて長い間國民の憤慨の種となつた所の舊條約は卽ち所謂安政の五ヶ國條約である。米國が主動者となつて安政五年我が幕府と新條約を結び、これに次いでイギリス、オランダ、フランス、ロシヤとの條約が出來たのである。この條約の大缺點は第一に領事裁判權、第二に關稅自主權の束縛であつたことは申すまでもない。關稅については各條約に附帶した所の貿易章程並に運上目錄によつて規定されてゐるが、その運上目錄は輸入稅の部として第一種無稅品(主として金銀)、第二種五分の定率を拂ふべきもの(當時盛に輸入せられたる綿織物及び毛織物を含む)、第三種三割五分を拂ふべきもの(酒類)、第四種二割を拂ふべきものを區別し、輸出稅の部には金銀貨幣及銅の外積荷として輸出するすべての產物に五分の稅を課することを許してゐる。さうして米並に麥の輸出は禁止されて居る。この稅率は當時の米國領事ハリスといふ人の起草したものであつて、この人は日本の官吏に對して外國貿易の利益なることを知らしむると共に、甚だしく貿易の障害にならざる程度を見計らつたものだといつて居る。實際この程度の課稅制限ならば甚だしき不利益といふことは出來ない。併しながら當時國內に攘夷論が盛に行はれ、幕府は一方において數個の港を貿易のため開港することを外國と約束してゐながら、その約束を果たすことが出來ないために、開港延期の交換問題として度々減稅を强いられ、遂に慶應二年の改稅約書によつて輸出入共すべて五分を以つて最高限とすることになつて了つた。これがそのまゝ釘付けとなつて三十餘年間維持された稅率であつて、而も多くの品物については稅率が從量稅に換算されてゐたゝめに、物價の騰貴に伴つて實際には非常に低き課稅となり、中には一分に足らぬ樣なものが出來て了つた。

明治政府は最初から條約改正を志し、四年に岩倉具視を大使として歐米各國を巡遊せしめたのも半ばは此目的を懷いてゐたのであるが、それは全く不可能なることがわかつたので中止した。その後八年には寺島宗則、十三年乃至十

九年の間は井上馨、二十二年には大隈重信、更に續いて靑木、榎本が外務大臣となつて條約改正談判の局に當つた。寺島は法權の囘復を後廻しとして先づ稅權囘復に着手し、アメリカとの間に新條約が成立した。この條約には「日本の海關稅竝にその他の諸稅を自由に賦課し及び日本開港場、外國貿易に關する諸規則制定の權利は獨り日本政府に屬することを合衆國政府は承認すべし」といふ一ヶ條を挿入することが出來た。けれども他の國はアメリカの例に倣はなかつたゝめにこの條約は實施されなかつた。井上、大隈の兩氏は稅權、法權共に半分づゝ囘復する方針で進んだが、これも民間の輿論の猛烈なる反對を受けたるために不成功に終つたのである。この時代に若し稅權が囘復されたならば、政府は如何なる方針をとる考へであつたか。それは寺島の時代に立案された所の稅率表の外には參考とすべきものは見當らない。而してその稅率表はすべての輸入品を十六類四百四十二種に區別し、平均一割七分强の課稅をなすものであつて、大體財政上の收入を得ることに重きを置いたものと思はれる。但し明治の初年に輸出品は主として生絲であり、輸入品は綿絲綿布であつて、政府は直接奬勵策として新式の製絲工場竝に綿絲紡績工場を設けた程であるから、外國に氣兼ねする必要のない限りこの方面に關稅保護政策をとらんとしたであらう。又明治十二、三年以後、英米の經濟書が研究されたので、議論としては田口卯吉氏の自由貿易論、犬養毅氏の保護貿易論の論爭などもあつたけれども、實際には稅權が束縛されてゐるからこれ等の議論もつまり空論に終つたのである。唯、輸出稅だけはこれを廢すべしといふ意見が古くより行はれ、寺島時代の稅率表にも輸出稅は廢止することになつて居つた。さうして二十年代になつて實際輸出稅を免除された品物の數は多くあつた。併しながら、當時の貧弱な財政狀態ではこれによつて生ずる所の收入百四十萬圓を補充することが困難であるために全廢論は實現されなかつたのである。輸出稅全廢については明治二十四、五、六の三年に亙つて、田口卯吉氏を中心とする所の有力な運動が起り、殊に生絲業者が熱心な運動を試み、議會の問題となつたけれども、矢張り財政上の困難のために全廢案は採用さるゝことなく、僅かに

明治二十七年に綿絲輸出税の免除が實行されたのである。當時輸出税は外國人の負擔に歸するものだといふ誤つた議論を公然唱へるものもあつたけれども、生絲の輸出税が据え置かれて、綿絲の輸出税が解かれたといふことは、當時財政問題が如何に重要視されたかを示してゐるといはねばならぬ（輸出税全廢問題については昭和二年七月ヘルメス第八號に勝山律次氏の「輸出税全廢運動を顧みて我が關税政策の基調に及ぶ」といふ論文がある）。

（二） 第一改正條約時代

こゝに第一改正條約時代といふのは最初の對等條約の實施期間たる明治三十二年から四十四年までをいふのである。前に述べた通り多くの外務大臣の改正談判が失敗に歸した後に、陸奥宗光がその局に當り、遂に明治二十七年七月、日清戰爭の直前に至つて始めて日英通商條約を改正することが出來た。但しこの條約は五年の後に至つて實施するといふ條件がついて居り、又他の强國卽ち米、伊、露、獨、白、佛、墺とも改正の交渉をなすために時日を要したから、その實施は三十二年七月となつたのである。これによつて領事裁判權は完全に撤廢されたけれども、關税に關しては尙片務的協定の原則が行はれた。我が政府においては、これより先關税定率法を發布し、始めて近代的關税の體裁を具備し、輸出税の如きは勿論廢止することになつたのであるが、事實においては外國との協定のために國定税率の大部分を無效とするの止むを得ざる狀態であつた。協定はイギリスに對して六十四種、ドイツに對して五十九種、フランスに對して三十九種、オーストリヤに對して八種であつて、その中重複せるものを除き總計百四種に達して居つた。國定税率の品目は五百三十四あつたから、その中百四種といへばさまでの束縛を受けないやうに見えるけれども、その實、綿布、毛織物、銑鐵、鋼材、鐵釘、砂糖、アニリン染料等の如き輸入品中の最も重要なるものが、五分乃至一割位の低い率に定められたのである。重要輸入品中協定の束縛を受けなかつたのは僅かに小麥粉、石油、綿絲等の數種に過ぎなかつた。

此の如き協定税率が我が國にとつて如何なる不便を生じたかといふに、先づ財政の方面においては日露戰爭の際關税收入を增さんとしても税率を增し得る所の品物の數が限られてゐるために、止むを得ず石油、麥粉、米といつた様な原料品に近きもの、而も必需品の性質を持つたものについて增税を行つたといふことである。當時政府は織物消費税、砂糖消費税、酒の税を重課し、煙草及鹽の專賣までも敢てして、軍事費の財源を作つたのであるが、獨り關税については多くの增收をなすことが出來なかつたのみならず、右の理由によつて非常に不權衡なる税率を實施することとなつたのである。當時我が國は工業發展の初期を經過しつゝあつたから幼稚產業保護のために關税政策をとる必要を感じたに拘らず、事實においては毫もこの種の手段に出づることが出來ずして、却つて粗製品に重き税を課するといふ奇觀を呈することゝなつたのである。而して日露戰爭後戰時税の多くが永久税となされたゝめに、この狀態は三十九年の關税率法の中に殆どそのまゝ取り入れられて了つた。米の關税は一割五分であつて、これを戰後に繼續するについては議會及び議會外において猛烈なる論爭を生じたけれども、結局農業者の主張が勝を制することゝなつて米の關税が据え置かれ、今日に及んでゐるのである。

次に產業保護の立場から見ても第一改正條約の協定は非常な不便を生ぜしめたが、その最も著しき一例は砂糖の關税である。我が國は日清戰爭後間もなく精製糖業が起り、外國の粗製糖を輸入してこれを原料として用ひて居つた。然るに戰爭の結果臺灣を領有することゝなり、臺灣において砂糖の栽培を奬勵する方針が決定されてから、臺灣に粗製糖業が勃興した。然るに外國との條約には精製糖について協定があり粗製糖についてはなかつたから、一方において粗製糖の關税を引上げて臺灣の糖業を保護せんとしたけれども、それでは內地の精製糖業が立ち行かぬ、といふので、この二つの事業の間に猛烈なる利害の衝突が起り、議會においては金錢を以つて議員の投票を爭奪することゝなり、非常な醜態を演ぜねばならなかつた。結局三十五年になつて輸入原料砂糖戻税法なるものが實施せられ、

輸入原料を內國で精製した場合には輸入稅を拂戾すことゝなつて、それで精製糖業者を救つたのであるが、併しながら精製糖業者を救つただけ粗製糖業者の保護は不徹底に歸したことは當然である。粗製糖がそのまゝ消費される場合についてのみ臺灣糖業は外國糖の競爭に對して保護を受けられるのであつた。この精粗兩糖の爭ひはその後も繼續せられ、四十一年には砂糖官營論が議會に現はれ、そのために議員の買收が盛に行はれて有名なる日糖事件を惹き起して政治界の腐敗を暴露することゝなつた。當時砂糖業に關して早く獨占的傾向の現はれたのも亦この關稅制度の無理なることが原因となつたのである。而して四十四年第二回目の條約改正に至つて改めて精製糖の協定を廢することが出來た。こゝに始めて精粗兩糖を共に保護するの政策が實施せられ、多年の問題を辛うじて解決することが出來たのである。

(三) 第二改正條約時代

最初の改正條約の實施期間は十二ケ年であつたから、明治四十四年を以つてこれを廢棄することに方針を定め、この時期に先つて政府は關稅の調査をなしたのである。當時關稅の協定を全然廢止すべしとする意見があり、又フランスの例に倣つて複關稅率を採用すべしとする意見もあつたが、結局更に稅率協定を行ふことゝなつた。然しこの時は我國の國際的地位が稍々高くなつてゐたから前回の如き片務的協定を止めて雙務的協定となしたのである。當時協定の品目は形式上は前回以上に多くなつてゐるけれども、これは稅率表の分類が細かくなつた結果であつた。協定の範圍は大いに縮少されたのであつて、雙務的協定を行つたのはイギリス、ドイツ、フランス、イタリーであつたが、この中で聊か問題を惹き起したのはイギリスであつた。イギリスは自由貿易國であつて我が國に對して特に讓るべき關稅がないから、協定の必要はないやうに思はれたのであるが、これに對しては英國商人の盛なる反對運動が起り、遂に英國は我が國から輸入する數種の品物に對して將來課稅せざることを條件として、我が國は英國からの輸入品の課

税を引き下げることゝなつたのである。

第二回條約改正の前に政府は我が國産業の實際を調査したる上で、新國定税率法を通過した。この法律は以前の種目五百三十八であつたのを六百四十七に増加し、從量税を出來るだけ増加したのであるが、その税率の盛り方は農産物に對しては日露戰爭後の税率を承繼して大體一割五分を標準とし、その中で我が國に生産せざる原料に對して税率を低くし又は無税となして工業の發達を便ならしめた。さうして工業品に對しては二割五分を標準とし、最高六割、最低五分の範圍内において保護主義を實現したのである。明治四十四年は既に我が國において各種の工業の起りつゝあつた時であるから、此の如き政策は相當にこれ等の幼稚工業に對して刺戟を與へるものと期待されたのである。

以上の如くにして第二改正關税は成立したが、この關税を實施してから三年の後に意外なる事件が起つて、我が國の産業は保護關税以上の保護を受くることゝなつた。それは卽ち歐洲大戰爭の突發である。此戰爭のために歐米からの製造品の輸入は困難となつて、我が國における同種商品の價格を著しく高めたのみならず、東洋、南洋の諸國が歐米品の代りに我が國の製造品を盛に輸入し、更に歐洲交戰國も亦戰爭の必要上我が國から物資の供給を仰ぐことゝなつたのである。大戰爭中染料その他の化學工業品の價格が暴騰して、從來無配當であつた所の化學工業會社が急に利益を增加し、又鐵の價格暴騰のために製鐵工業は勃興し、その他各種の製造工業が思はざる繁榮を極めたことは今日尚一般の記憶に新なる所である。併しながら此の如き戰時非常の場合に濫設された所の不自然なる工業は、戰後に至つて外國との競爭上困難に陷るべきことは當然のことであるから、そこで戰爭終結と共に保護關税の要求が盛に起り、大正九年以來今日に至るまで增税に次ぐに増税を以てすることゝなつたのである。

一方において外國との條約は何うなつたかといふに、四十四年に實施されたものゝ中、ドイツ並にオーストリヤに對する條約は開戰と共に當然廢止せられて、その他の國との協定だけが維持されたのであるが、これも大正十四年三

月を以つて十二ヶ年の有效期限が滿了したゝめに協定稅率の多くは廢棄せられ、僅かにフランス及びイタリーとの協定が暫行的に殘つてゐるのである。四十四年の協定は英國に對して五十七稅目、ドイツに對して十九稅目、フランスに對して二十二稅目、イタリーに對して十六稅目であり、合計百十四稅目であつたから、以上の理由によつてその大半が破棄されたことになるのである。

そこで戰爭後如何なる稅率改正が行はれたかといふに、大體において戰時に勃興した所の新工業に對して强度の保護が加へられ、尙在來の重要工業にして困難に陷つたものも亦保護を加へられたのであつて、關稅引下の傾向は少くとも今日まで少しも現はれてゐない。戰爭後政府は世界の經濟狀態の變化に應じて一般的改正の準備を進めたが、事業界の困難はその調査の完成を待つだけの餘裕を持たなかつたから、度々部分的改正を行ひ、最後に大正十五年に全般的改正をなした。併しこれも內外の經濟狀態の變化多きが故に、其後更に部分的改正を餘儀なくされる狀態である。

先づ大正九年改正の方針は左の如くであつた。

一、戰時勃興せる重要產業にして保護の必要切迫せるものに對しては、一般經濟界の安定を待つ遑なく、この際適當に關稅率を改正するの要あり

二、各種原料品の輸入稅を免ずるは一般に本邦產業の獎勵上必要のことに屬し、敢て時機を問ふの必要なし

三、尙右の外列强產業政策の大勢に順應して外國品の不當廉賣に對し本邦重要產業保護の方針を樹つる必要あり

四、酒類の稅率改正に伴ひ、權衡上輸入酒類の關稅改正の必要あり

次に大正九年改正の要點は次の如くであつた。

一、不當廉賣防止に關する規定（現行關稅定率法第五條ノ二）を新設せること

二、燃料價格騰貴による內地產業の困難を救濟する意味を以つて直接燃料に供する重油の輸入税を免除したこと

三、內地產業保護の目的を以つて政府の許可を受けたる者の輸入する種用動物、獸疫免疫血精及び獸疫豫防接種液に免除したること

四、博覽會、展覽會、共進會又は品評會に出品するため輸入する物品に對し、輸入の際税金に相當する擔保を提供せしめてその輸入税を免除したこと

五、染料、藥品の輸入税を從價一割乃至二割に相當する率より一率從價三割五分に引上げたこと

六、金屬工、木工、機械の輸入税を定價一割五分に相當する率より、從價二割に相當する從量税に引上げたこと

七、酒類の輸入税を引上げたこと

八、種介、蠶種、鹽、牛脂、鑛物等約四十種の原料品につき內地產業保護の目的を以つて輸入税を撤廢したこと

次に大正十年の改正は主として製鐵、造船、化學工業の保護奬勵を目的としたものであつて、その要點は次の如くであつた。

一、關税定率法第二條の字句を改め、到着價格を以つて定價算定の標準となす主義を明かにした

二、關税定率法第九條を改め、輸出貿易振興の意味を以つて、命令を以つて指定した輸出品の製造に使用する原料品に對し、從來の輸入税拂戻の特典に加ふるに、新に輸入税免除の特典を設けたること

三、造船業保護奬勵の意味を以つて關税定率法第十條を改正し、船舶建造修繕用鐵鋼材、艤裝品、部分品、機關又は機關部分品に對する免税に關し「輸入の日より二年以內に該船舶と共に輸出するもの」との條件を全く撤廢したること

四、製鐵業保護の意味を以つて幾多の税目につき鐵類輸入税の引上を行ひ、從來の從量税を改め、多くは一割五分

の從價稅を設け、品によりては一割又は二割の税率を設け、又鋼その他機械器具等については從量稅のまゝ稅率引上を行つた

五、化學工業保護奬勵の意味を以つてスチアリン、パラフィン、苛性曹達、曹達灰及び天然曹達、過酸化曹達、安息香曹達、鹽酸コカイン等の税率引上を行つた

六、亞鉛の税率引上を行つた

次に大正十一年銅の世界的激落により我が國の舊産業たる銅鑛業の滅亡を豫防する目的を以つて、銅、眞鍮及び青銅の關税を引上げた。

大正十三年「贅澤品等の輸入稅」引上が行はれた。この法律は奢侈の惡風を一掃し、且つ在外正貨の減少を防止することを目的としたものであつて、百四十七稅目に對し從價十割の輸入稅を課したのである。然るにその品目中には贅澤品と稱すべからざるものを多く含んでゐるがために一般の反對少からず、その後數十種のものについて稅率を改正した。併しながら最初風俗矯正の目的を以つて設けられたものは、事實においては極端なる保護關稅の效果を生ずることゝなつてゐる。

次に大正十五年の改正は一般的の改正であつて、その趣意は一方において內國產業の地位を有利ならしむると共に、他方において國民生活の安定を期するものであつて、歲入の增加といふことは全然考へなかつたと稱せられてゐる。今議會における濱口大藏大臣の說明に從つて改正の要點を擧げれば次の如くである。

一、我が國內に生産がないか、又は生產の極めて少い原料品については無稅又は低率の現行法を維持すること

二、重要產業にして發達の見込あるものに對して保護を與ふること

三、事業の基礎强固にして外國品との競爭に堪え得るものに對して幾分稅率を引下げること

四、生活必要品に對しては稅率を輕減すること

五、嗜好的消費に屬する品物に對してはその消費を抑制する趣旨を以つて相當の高稅を課すること

併しながら實際においては政府案には木綿工業の如き事業の基礎が充分强固となつた所の產業に對して關稅を引下ぐるの企てさへなかつた。必要品の中で小麥、小麥粉、鳥卵等について政府は据置又は引下を提案したけれども、それは議會において反對に引上げられることになつて了つた。結局引下はなくして引上のみなされたのである。原料品の中で羊毛トップは無稅であつたのを五分位の從量稅に改め、人造絹絲も三割見當の保護を與へられた。但し關稅定率法制定の當時に比して物價は概して騰貴してゐるから、從量稅についていへば据置は實質的に引下を認めたことになるのである。然るにこの大正十五年の一般的改正に洩れた所の品物にして尙保護を求むるもの少からずして、その中砂糖は昭和二年に引上の目的を達し、木材は昭和四年に同じく引上となつた。尙以前に稅率を引上げられた所の染料、化學製品、鐵鋼類等は更に引上を要求して居るが、今日まで未だその目的を達するに至らない。

三　關稅政策の現狀

我が國の關稅自主權は久しく外國との條約によつて束縛されてゐたから、近年に至るまで日本獨自の關稅政策を施すべき餘地が甚だ少なかつた。明治三十二年對等條約が始めて出來た時は關稅自主權そのものは形式上回收されたけれども、この條約の有效期間たる十二年間は尙主要商品の多數について片務的協定があつた。明治四十四年第二回の條約改正以後でも矢張り少からざる協定の束縛があつた。實際完全なる稅權の回復は第二の協定稅率の期間が滿了した大正十二年に至つて始めて出來たといふべきである。併しながら明治維新以來の產業政策の基調は飽くまで幼稚產業保護主義に終始してゐたので、何物によらず外國輸入品と同じ品物の生產を內地にてやつて見るといふ方針が採用

せられ、その目的のために助成金の下附、低利資金の融通等の手段は惜し氣なく實現されてゐた。從つて保護關稅の手段も條約の許す範圍內では拔目なく使用されたのである。又條約上の束縛の減ずると共に保護關稅はその數を增し、その稅率を高めて來た。石油及び砂糖の關稅政策がその著しき例である。さればこの束縛の全廢された後におけ る我が國の政策が極端なる保護主義に向ふべきことは自然の成行といつてもよいのであるが、特に歐洲大戰に原因する新事業の勃興はこの傳統の傾向を一層强むる所の力を有してゐる。鐵鋼、人造肥料、人造絹絲の如き最近關稅政策上の問題となつた所の品物は何れも多少戰爭の異常なる影響を受けて發生したものである。これ等の工業は幼稚產業保護の意味を以つて關稅を要求するのであるが、併しながら近き將來において國際市場に外國品と競爭し得る程度まで發達するか否かは頗る疑問とされて居る。勿論これ等の工業と雖も當業者が要求するだけの高い關稅を與へれば、これを維持擴張せしむることは可能であり、やがて國產自給の域に達することも亦望みなしとしない。けれどもそれが現在の砂糖と同樣今後尙數十年に亙つて國民に多大の負擔をなさしむるの虞あることを考慮しなければならない。

現今我が國において保護論の旺盛なる理由は第一に有力なる大工業がこれを要求するからである。現在我が大工業と稱せられるものは木綿工業、生絲工業の外に造船、機械、砂糖、製紙、セメント、石炭、石油、銅等があるけれども、これ等のものは大抵保護なくして存立し得ざる狀態であり、それがために大工業家の團體は恰かも保護論の中堅たる觀がある。今、更にこれ等に加ふるに前記の新工業たる鐵鋼その他のものを加へるか否かといふことは國民の前に提出せられた一大問題である。保護を受けねば存立し得ざる所の多數の大工業が並立して、而もそれ等のものが各各カルテルを結んで國內市場を獨占するやうになつたとして、我が國民が果してその負擔に堪へるかといふことは、海陸軍備費の問題と同樣に深き硏究を必要とするのである。

然るに我が國の保護關稅は新工業の保護にのみ使用されてゐるかといへば決してさうではない。舊來の農業たる

米、大麥、小麥、大豆等も亦一割乃至三割の保護を與へられてゐる。これ等の農產物は最初の關稅定率法により五分の低率を課せられてゐたが、日露戰爭當時の財政上の理由で一時增率されたのが、その後永久の制度となつたのである。而して歐洲大戰後我が農村の疲弊せるがために、この種の關稅の撤廢は殆ど全く不可能と看做されてゐるのみならず、機會さへあれば更に增率の要求が提出される狀態である。現に大正十五年の關稅改正の際に小麥の關稅は從來の倍額卽ち百斤に付一圓五十錢に引上げられた。近年外國小麥の輸入が逐年增加して國民食糧の不足を補つてゐる所の狀態を顧みれば假令それが一方において一部農民の收入を增すことになるとしても、國民全體の利害何れであるかは頗る疑はねばならぬ。この小麥關稅引上の當時議會には米の關稅も同時にこれを引上げんとする意見があつたけれども、これは米穀法の運用により適宜に保護を加へることが出來るといふ理由の下に見合されたのである。米價暴騰のために所謂米騷動を經驗し、又度々行政處分として米穀關稅一時停止の手段を用ひなければならなかつた。その時代において此の如き農業關稅が提案されることを思へば、今後においても農村の狀態が改善されざる限り農業者の主張は依然として保護主義に固定することを豫期しなければならぬ。

併しながら此の如く農業工業の各部門に亙つて保護政策を實行することが果して現在の國情に適するものであるかといふことについては、大いに疑を懷くものがある。抑々我が國は人口が多く、且つその增加率が高くして、而も領土が狹く、天然資源の乏しき國であるから、あらゆる品物について自給自足の目的を達することは事實において到底不可能である。又これを企つるは極めて不利益である。寧ろ世界の國際分業の大組織の中に投じて外國の資源を利用せねばならぬ。卽ち低廉なる外國產の食料及び原料の輸入を盛にして、輸出產業の發達に資せねばならぬ。殊に日用外國品の價格を騰貴せしめる所の政策は社會問題の解決を益々困難ならしむるものといはねばならぬ。これだけのことは大體論として動かすべからざる道理である。されば現今の如く粗糖、石油、銑鐵、染料、肥料、人絹等の如き原

料品並に穀物に對して一般的に保護關稅を課し、更にこれを增率するが如きは、國民生活の根本問題として非常に考慮しなければならぬ所である。それ故に我が國の實業界にも近年における關稅引上げの傾向を阻止し、進んで從來の保護關稅中不合理なるものゝ整理減廢を必要なりとする議論が現はれ、それが所謂「自由通商」の運動に具體化されることゝなつた。この運動は一九二七年ジュネーヴに開かれた國際經濟會議の刺戟を受け、その翌年卽ち昭和三年一月、東京及び大阪における自由通商協會の設立に初まり、その後神戶、京都、名古屋、門司、靑森、大連の各地に自由通商協會が設立せられ、これ等のものが自由通商協會日本聯盟を組織し、講演並に印刷物の配付によつて宣傳に努めると同時に、屢々關稅問題に關して政府に進言することゝなつて居る。

實際の政治界においては未だ自由通商を有力に主張する政黨は現はれて來ないけれども、民政黨總裁濱口氏が昭和三年秋、大阪における演說の中に、我國は將來自由通商の方針を採らねばならぬといふ聲明をなし、同四年濱口內閣成立の後この趣意に基いて關稅審議會を設けたことは、我が國の關稅史上注意を要する一事である。右の關稅審議會に對し政府が諮問した事項は左の二つであつた。

諮問第一號

我國關稅率中には徒らに過當なる保護を持續し又は旣に其必要を失ひたるに拘らず尙之を改訂せざるものなきや之に對する改正の方針如何

說明

我國現行關稅が過度又は不適切ならざるやに關してはその國民生活に影響を及ぼすこと重大なるに鑑み愼重なる注意を拂ふ必要あり。特に保護關稅政策にして徒らに國民をして政府に對する依賴心を增長せしむるに過ぎざる如きことあらば速に之を矯正する要あるべし。卽ち保護關稅にして到底發達の見込なき產業又は旣に完全なる發達を遂

げたる產業に對し附與せらるゝものあらば之を撤廢するを可とすべく、その他現に保護關稅を課するを適當とする場合においても稅率の過度なるものあらば之を輕減するを可とすべし。

諮問第二號

金輸出解禁に際し經濟政策上考慮すべき事項如何

說　明

金解禁は周到なる準備を調へたる後之を實行するものなるを以て經濟界に對して急激なる變化を與ふることなかるべしと雖も萬全を期するために關稅政策上特に施設を要する事項なきや、此の際之に關する審議を可とすべし。

右諮問案の第一號は不合理なる保護關稅を減廢せんとするものであつて總裁の聲明に一致して居るが、第二號に至つて、金解禁の場合例外的に關稅引上を行ふ必要はないかといつて、保護關稅要求の陳情を誘ひ出すやうな態度を示して居る。そこで事實においては、一方において關稅引下の陳情が起ると同時に引上の運動も亦盛になり、審議會においては金解禁に處する一時的手段として、米國の例に倣ひ或程度の關稅引上の權限を政府に與ふべしといふ決議を通過することゝなり、第一號諮問に對する答申としては、綿絲關稅の現行率五分五厘乃至七分に當るのを約三割五分減となすの外、僅かに鐵筒及び鐵管(特殊品)、或種の生絲、牛肉、高粱、或種のセメントにつき減稅又は撤廢を議するに止つた。これは政府としても、又實業界一般の輿論としても、關稅改革の氣運が未だ熟せざるものあることを示すといはなければならぬ。

國策の轉換は議論の問題にあらずして、政治的勢力の問題であるとすれば、今後保護關稅加重の傾向に對抗する所の實勢力は如何なるものであるかといふに、第一は民衆の要求、第二は輸出產業の要求、第三は官僚の理解であらう。第一に實際關稅の負擔をなすものは一般民衆に外ならぬ。又政界勢力の消長を決するものも結局民衆の投票即ち

一般の人氣に外ならないのであるから、關稅引下に對する民衆の要求は最も有力でなければならない道理であるが、併しながら何れの國においても所謂民衆の輿論には組織が缺けてゐるのである。從つて各政黨の內部には保護されたる產業の利益を代表する所の分子があつて、この民衆の要求と相對抗することゝなる。

そこで次に、組織されたる力として輸出產業の方面を見るに、現今我が國の主要輸出品は生絲、絹織物、綿絲、綿布、メリヤス、小麥粉、茶、罐詰、薄荷、帽子、硝子器、陶磁器、玩具、精糖、石炭等であつて、これ等の品物の生產者は關稅により直接間接にその生產費の增加を餘儀なくされてゐること申すまでもない。但しこの中石炭及び精糖の如きは保護產業と密接に結びついてゐるから利害の關係は他のものと同じくない。從つてこの二品を除いて見れば、我が國の輸出品の多くは中小企業の產物であつて、その團體組織も不充分である。現に保護を受くる所の大工業に對抗する程の力はない。而もその中でメリヤス業者が綿絲關稅撤廢を唱へ、絹織物業者が生絲及び人絹關稅の撤廢に熱心なることは注意を要する所である。我が國の輸出品中嶄然群を拔いてゐる大工業は木綿工業及び蠶絲業であつて、これ等のものは輸出高において輸出總額の大半を占むるのみならず、强大なる同業組織を有してゐる。然るにその兩者は未だ自己の現に受くる所の保護を維持せんとするに忙しくして、一般的關稅引下の必要を感ずるに至らざるものゝ如くである。併しながら近年これ等の工業は外國の關稅引上のために屢々打擊を受けてゐるから、若し我が國と外國との間に互惠的協定をなすの機會あらば、我が國の關稅についても他の產業に先だつて引下の主張をなすこととなるであらう。尙輸出產業の外、海運業者、貿易業者等も關稅その他の貿易上の障碍物を撤廢することに努力すべき筈であるが、併しながら海運業の一部は現に政府の補助金によつて成立し、又貿易の大部分は保護產業の關係者たる大財閥によつて營まるゝことはこの問題の進行を害する所の一原因といはねばならぬ。

最後に官僚の理解といふことであるが、曾て我が國は官僚政治の下にあり、關稅政策の方針にしても第二回條約改

正の頃まで殆ど全く官僚によつて左右されたと聞いてゐる。今日は官僚の勢力昔日の如くでないけれども、尙國家の政策を決定する所の一要素であることは疑を容れない。從來產業行政に干與する所の官廳は槪して明治以來傳統の保護主義者であり、國產自給論者であり、自由通商の反對勢力であつたといはなければならぬ。けれども將來この問題に對する理解が進んだならば、その方針を一轉するに至るべきこと決して望みなしとしないのである。

第十　支那の關稅

一　支那の對外關係——支那の開國——南京條約——日淸戰爭の影響——支那分割の危險——革命の成功——國權囘復運動
二　關稅自主權の束縛——南京條約——天津條約——抵代稅——從量稅改訂——陸境關稅——關稅行政權の喪失
三　最近の變化——現實五分稅の改訂——一九一八年及一九二二年上海の會議——一九二六年北京會議——關稅自主權の承認——日支關稅協定

一　支那の對外關係

支那が歐米に對して貿易を開いた事情は日本の安政開國と大體同樣であり、その時期も相前後して居る。正確にいへば一八四二年〔卽ち日本の開國に先だつこと十六年に支那は〕始めてイギリスとの間に南京條約を結び廣東、厦門、福州、寧波、上海の五港を開き、外國人の居住及び商業を許したのであつて、この時代は歐米が蒸汽力を利用する所の新式交通機關を完成したる結果、遠國における貿易及び企業の歐洲經濟に對する重要さを加へた時代であつた。〔而して支那の第二開國條約ともいふべき天津條約の締結は正に一八五八年安政の條約と同年であつて、日本に

おけるアメリカの公使ハリスは實に支那の實例を詳說することによつて日本の開國を幕府に迫つたのであつた。」即ち奢侈品貿易より日用品貿易に移つた時代である。

支那は日本と同じく十六世紀以來ポルトガル、オランダ、イギリス、フランスの商人の訪問を受けたが、前記の南京條約を結ぶまでは僅かに廣東の一港を開き政府の特許を受けたる商人のみに限り外國人と取引することを許して居つた。その狀態は日本の德川時代と全く同一であり、而も當時の支那人は自から中華と稱し、夷狄をして國內に入らしむることを好まなかつたから、度々開國の要求があつてもこれに應じなかつたのである。けれども歐米の極東貿易に對する要求は益々強くなつて來たから、遂に阿片戰爭まで起して支那をして止むなく開國を承諾せしめたのである。この條約の內容は前記の如く五港を用ひて居留地を營むことを許し、特許商人の制を廢して、內外人をして自由に取引することを許す外、關稅についても公正なる稅則を設くべきことを誓つたのであつて、その翌年更に追加條約を以つて稅率は輸出入共すべて均一に五分に限るべきことを協定した。これが支那の關稅自主權を失つた初めである。

此の如く支那の開國は日本のそれと事情を同じくして居つたが、併しながら西洋文明に對する日支の態度は非常に異つて居つた。卽ち日本は早く歐洲の長所を認めて自からこれを採用したが、支那はこれに反して自尊、傲慢の態度を改めなかつた。そこで歐米人も亦支那の實勢力を測ることが出來ずして、單に商業交通によつて利益を得れば足りとすることになつて居つた。然るに一八九四年日清戰爭が起り、その結果日本の大勝利に歸したことは實に支那の對外關係に一轉の機會を與へたものである。爾來歐洲戰爭まで二十年間、支那に對する歐米の態度は政治的となり、ロシヤ、ドイツ、イギリスは各々租借地、鐵道敷設權、勢力範圍を獲得することに努めた。その中最も露骨なるロシヤの進出は日露戰爭のために阻止されたが、それでも尙北滿に純然たるロシヤの植民地を打樹てることが出來た。かくして清朝の末には支那分割の勢が熟し、その獨立は危險に瀕するものゝ如く見えた。

そこて清朝の政府も變法自强と稱して日本と同樣に西洋文明を採用するに傾いたけれども、一方には保守黨の反對があり、遂に一九〇〇年義和團事件の突發により、清朝の權威は全く失墜するに至つた。こゝにおいて南方の革命運動が徐々にその力を增し、一九一一年叛旗を飜して革命を成就し清朝を廢することゝなつた。この革命運動は一面において內政の改革を目的とし、一面には外國に對して民族的團結を固うせんとしたものである。併しながら當時は革命が出來たといつても南北の妥協を必要としたのであつて、それだけでは時局は拾收せらるべきものでない。卽ち各省の督軍は各々兵を養つて互に勢力を爭ふことゝなり、一九二七年國民軍が蔣介石の指揮の下に北京に進軍するまで國內は群雄割據の狀態に陷つた。今日でも南京政府の基礎全く安定したりといふは尙早であるかも知れない。併しながらこの間に支那の對外關係が再び一轉したことは明らかに認められる。

蓋し歐洲の大戰は世界の弱小民族に對する歐洲の權威を著しく減ぜしめ、東洋各國に國民運動を惹起さしめ、支那においても國民主義の成熟を助けたのである。從つて國權囘復の氣風が盛になり、兵力の足らざる所は民衆運動によつてこれを補つて、以つて外國の侵入に對抗することゝなつた。イギリス及び日本に對する不買同盟の如きはその民衆運動の著しきものである。加ふるに大戰後ドイツ及びロシヤが支那に對して對等條約を許したことは益々支那人の自信を高めた。さうしてロシヤは資金と軍人とを以つて物質的に支那の革命運動を助くるのみならず、精神的にも帝國主義を宣傳して、資本主義國の勢力を挫かんとしたのである。

こゝにおいて他の列强の支那に對する態度も亦從つて變化せざるを得ない。一九一九年パリの平和會議、一九二一年ワシントンの軍縮會議を經て現今に至るまで、支那は漸次に國權を囘復し、最近南京政府は各國をして關稅自主權を認めしむることゝなつた。卽ち本書脫稿の前日（一九三〇年五月六日）南京において日支兩全權の間に關稅協定が成立したのである。この外交上の成功は同時に財政上の成功ともなるのであつて、從つて又南京政府の基礎を固める

上にも大效あるべきを疑はない。

二 關稅自主權の束縛

現今までにおける支那の關稅制度は明治三十二年以前の日本の狀態よりも一層甚だしく外國の制肘を受けてゐた。即ち支那は當時の日本と同じく古き條約により低き輸出入稅を片務的に强制されてゐるのみならず、關稅徵收機關たる稅關の管理を外國人に押へられてゐる。外國人をして稅關を管理せしめねばならぬといふことは世界中他に類例なきことである。又支那には釐金稅といふ內國通過稅が現に行はれてゐるが、これに對しても外國との間に協定があつて、少くとも公然これを徵收することは出來ない。これは外國人をして支那人以上の特權を得しむるものである。

支那の片務的協定稅率はその開國の初めに溯ることは既に述べた通りである。一八四二年の南京條約に次いで翌年追加條約を以つて輸出入稅を五分に制限し、重要商品についてはこれを從量稅に換算されたのである。さうしてこの條約はイギリスとの條約であるが、支那は他の歐米諸國に對して最惠國條款を與へたから、この稅率が支那の一般的稅率となつたのである。やがて一八五八年卽ち日本の安政條約の出來た年に支那は英佛と戰つて敗れ、その結果として天津條約を結んだが、この時抵代稅の協定をなした。支那には以前から常關なるものが各地に設けられてあつて商品に通過稅を課したのであるが、一八五三年長髮賊の亂につき更に釐金稅と稱する新しき通過稅を設け、全國各地に採用された。そこで外國はその通過稅のために輸入品の價格を高められるのみならず、商業上の手數を煩雜にされることを恐れ、右の條約によつて商品輸入の時輸入稅の半分卽ち從價二分五厘の抵代稅を納める時は、國內何れの地方に行つても釐金稅を課さるゝことなしといふ約束を取り極めたのである。釐金稅は商品が內地稅關を通過する毎にかけられるものであるから、これを一回の抵代稅に換へることは大いなる特權といはねばならぬ。尙この天津條約に

より輸入税の改訂を行つたが、それは當時物價の下落に伴ひ從來の從量税の負擔が重くなつたから、これを改訂して現實五分税となす趣意であつた。而してこの時十年毎に輸入税を改訂する約束が成立したのであるが、實際においてこの時以後物價は騰貴の傾向であつたから、外國は四十餘年の間何等の改訂を加ふることを許さず、僅かに一九〇一年北清事變の償金を支辨せしむる目的を以つて、關税收入の増加のために改訂を許したのみである。最近に至つて國權回復運動の起ると共に、支那は再び改訂の要求をなし列國はこれに應じたけれども、そのために非常の手數を費さなければならぬ狀態である。

又支那には海關卽ち海港における關税の外に陸境關税なるものがある。一八六九年ロシヤとの間に陸路通商章程を定め、國境より百清里以內の地を自由地帶となし、その他は海關同樣の税率を協定した。更に一八八一年蒙古その他の貿易を無税とし、その後シベリヤ鐵道の開通するに至つてこの鐵道による輸入品に對し輸入税を三分の一輕減することゝなつた。この例はロシヤ以外にも及び、イギリス、フランスはビルマ及びトンキンの國境において輸入税十分の三、輸出税十分の四の輕減を協定し、日本も亦朝鮮滿洲の間に鐵道を連絡せしめた際に輸出入共三分の一の輕減を約束せしめた。

次に關税行政權は如何にして失つたかといふに、長髮賊の亂に際し上海城は叛徒の占領する所となり、英、米、佛の三國は聯合軍を組織して居留地を守る狀態であつたから、税關も亦外國人の管理に移されたのである。而して內亂の治まつた後にも外國人はこの管理權を拋棄することなく、天津條約の締結と共に外國人を總税務司としてすべての海關を統一せしむることを定めた。これは一面外國の橫暴といへるけれども、その實、當時の支那税關は非常に腐敗してゐて、外國商人のみならず支那商人も亦税關吏の不正行爲に惱まされてゐたから、海關の國際管理は寧ろ內外人の均しく喜ぶ所であつたといはれて居る。而してその後間もなく總税務司の職についた所のサー・ロバート・ハート

は四十年の長い間終始一貫して公平嚴格なる態度を以つて事務を處理したから益々內外の信用を收め、一八九八年支那政府はイギリスの對支貿易が他國のそれ以上に重要なる間は必ずイギリス人を總稅務司に任ずるといふ聲明を發することゝなつた。然るに支那が外債を募る場合には關稅收入の外擔保とすべきものなく、日淸戰爭の償金の如きも同樣の方法によつて英國から借り入れた金を以つて支辨し、又一九〇〇年北淸事變の償金も關稅收入中より支拂はねばならなかつた。それ故支那の財政上における總稅務司の勢力は益々增大し、近年國權同復運動が起つても、英國はこの既得權を決して引渡さうとしないのである。

三 最近の變化

支那の國權囘復は歐洲戰爭中に初まつたもので、この時關稅自主權の囘復も當然要求された。關稅について先づ問題となつたのは現實五分稅の改訂である。これは關稅自主權そのものゝ囘復にあらずして現行條約の勵行に外ならないけれども、それでも國權囘復の一端をなすのみならず、やがて自主權の囘復に近づく所以となつて居る。それのみならず、支那政府の財政困難は關稅增收によらなければこれを救ふことが出來ない。そこで革命後直ちに外國と交涉して十年前に定めた稅率の改訂を要求したが、間もなく歐洲戰爭となつて交涉は暫く停滯した。一九一八年各國の委員が上海に集つて改訂の會議を開いた。各國の利害一致せざるがために議論百出して會議は十一ヶ月の長きに及んだ。何故各國の利害が一致しないかといふに、歐米品は概して上等品であり、日本品は下等品であるから、これを平等に課稅することは日本にとつて固より不利益である。而も一九〇二年以來日本の輸出高は著しく增大してゐるから、最早會議において日本の利益を無視することは出來ない。そこで英國は一九〇二年の稅率をそのまゝ增加することを主張し、日本は改めて評價せんことを主張し互に爭つたが、當時戰爭中であるために日本の主張が比較的多く容

れられたのである。併しながらこの税率は戰後二年にして再び改訂さるべきことを條件とした。從つて支那は戰後二年即ち一九二〇年に再び改訂を要求し、二二年又上海に十二ヶ國の委員が集つて討議した結果新税率が出來上り、それが一九二三年一月より實施されたのである。税率は前年よりも幾分引上となり支那の收入は增加した。

然るにワシントン會議の時支那の主權を尊重するの原則が認められ、關税を七分五厘に引上ぐることも認められた。その趣意を實現するために一九二五年改めて北京に特別關税會議を開いた。この會議は途中で支那の內亂のために中止されたのであるが、併しながら會議の劈頭日本が初めて支那の關税自主權を承認すべしとの提議をなしたことは極めて重大な歴史的事實である。而して會議中協定した所の七種差等税率なるものが後に至つて各國の承認を經て一九二九年から實行されることになつたのである。七種差等税率といふのは、この五分の本税の外に最低二分五厘最高二割二分五厘の附加税をかけるのであつて、その附加税を割當てるために、すべての有税品を七級に分つたのである。だからこの税率を決定するについて問題となるのは下等品と上等品との分類を公平ならしめることである。日本の輸出品は多く下等品であるから最低二分五厘を課せられるものが多い。支那の輸入品全體としては平均七分の附加税即ち本税を加へ一割二分となるが、日本品は平均五分の附加税即ち本税を加へて一割となつて居る。この關税改正の結果支那の關税收入は九千萬元となり、これによつて釐金を廢止し外債を整理することが出來るはづである。

支那の關税自主權要求に關しては一九一九年のパリ平和會議において支那代表から要求があつたけれども、それは殆ど全く顧みられなかつた。次に一九二一年ワシントン會議においては各國は若干の税率引上に同意したけれども、それでも尚支那が釐金を廢止することを條件として居つた。然るに二五年の北京會議に至つて急轉して、日本が先づ關税自主權の承認を提議し、極力其實現を圖つたから、その後各國も同樣の態度をとることゝなり、二八年から三〇年までの間に支那と各國との間に關税自主權回復に關する交渉が行はれて、アメリカを先がけとしてイギリス、フラ

ンス等との間に最惠國條款を含む所の條款が成立した。特に日支間には複雜な問題があつて、交渉が長びいたけれども、最近雙務的關稅協定が成立し、條約は一九三〇年五月六日調印さるゝことゝなつた。之によつて支那は實に一八四二年の南京條約のために失はれた所の自主權を殆ど九十年目に取戻したことになる。支那はこゝに初めてその獨立國としての當然の權利たる輸出入稅、戻稅、通過稅、トン稅の制定を自らすることを得るに至つたのである。固よりこの條約は關稅制度のみに關する取極めであるから關稅行政權の囘收には及ばず、況や治外法權の撤廢には及ばないものであるが、既に此一事を決すれば、やがて他の問題も順を逐つて解決さるゝに至るべきは明かなる所であるから、これを以つて支那外交の新時代を畫するものといつて宜しい。

日本との交渉が長びいた一の原因は日本が關稅の互惠的協定を要求したからである。他の諸國は協定稅率を要求しなかつたが、日本はさうは行かない。日本からの輸出品は既に述べた通り安價品が多いから、之に對して一時に高き稅率を課せらるゝことは到底忍び得ざる所である。從つて原則として自主權を讓るにしても、當分の間主要の輸出品に對し少くとも現行稅率卽ち昨年より實施されたる七種差等稅率を動かさぬといふ約束を得たかつたのである。此要求に對して支那は最初容易に應諾しなかつたけれども、結局非常に短き年限を限つて之を容れることゝなつた。協定品目は日本輸出品の首位にある綿製品を初めとして海產物、小麥粉、並に珐瑯鐵器、ボタン類、唐傘、鏡、時計、帽子、電氣機械、織機、玩具、運動用具、靴、等の雜品數十種に亙り、此內最初の三種については三年間、その以外の雜品については一年間だけ現行稅率を引上げないことになつてゐる。而して之に對して、互惠的に日本が支那からの輸入に付現行傘を引上げない約束をしたのは絹織物、痲布、刺繡布の三種である。以上の協定品の輸入金領は日本より支那への輸入は一億五千萬圓に上り、支那より日本への輸入は僅かに六百萬圓であるから、形式は互惠であつても、日本に取り特に有利な協定といはねばならぬ。けれども日本が曾て稅權恢復した時には純然たる片務的協定を十

二年間つゞけたのであるから、それに比すれば今回の條約は支那に取つて頗る成功とせねばならぬ。現に日本の輿論は此協定の年限の短きことを非常に不滿足としてゐるのである。且右の協定品中綿製品につき二分五厘以內の增率を留保する條項の加へられてゐるのは甚だ不安だとされてゐる。

當面の事實は右の如しとして、さて今後の支那が其自由になし得る所の關税政策を如何なる方向に向けるかといふことは、實に支那及日本の國民生活の前途に取つての重大問題である。たとへ支那が高率關税を課するとしても支那に鞏固なる政府が打立てられ、支那の產業が進步するならば、而して日本の產業も亦高級品の生產に成功するならば、日本の輸出貿易は決して增進の勢を止められるものではない。けれども現在の日本輸出品は綿製品を除く外は多くは中小工業の生產物たる雜貨類であつて、此等のものが支那の輸入税の打擊を受くることは避け難き所といはねばならぬ。しかも國權囘收熱の盛なる、而して財政窮乏せる現在の支那では關税引上論の起るは當然豫期されるのである。此の如き時代に日本が自ら高率保護關税の實例を示して支那をして之に倣はしむるが如きは甚だしき淺見なること申すまでもない。併しながら支那政府が今後自主權を濫用して極端なる保護政策を取るとすれば、これ亦支那人のために不利益なること確實である。現今の支那には新工業を起すだけの技能もなし、大企業の典型たる株式會社制度さへ理解されてゐない。此の如き國において如何に高率關税を設けても、決して產業保護の效を奏することなくして、唯徒らに物價を高め、貧弱なる民衆の生活をして益々貧弱ならしむるに過ぎないだらう。幸に外國人が支那の法律を信用して盛に資本を投ずるとしても、その結果は外國の資本的侵略を受くるだけのことであつて、勿論支那人の支那を建設する所以ではない。だから關税の濫用を制するの必要は支那においても亦日本同樣に痛切なるものがある。少くとも關税の作用を正當に理解することは新支那の指導者に取つて極めて重要な仕事である。

尚一言を添えねばならぬことは支那の輸出税である。今日の支那では明治二十年代の日本におけるが如く、輸出税

の負擔が皆外國商人に歸するなどといふものは恐らくあるまい。出來るだけ早く他の文明國同樣に輸出税を撤廢すべく努めるであらう。併しながら財政の窮乏は何れの國でも不合理なる關税政策を生んだ前例がある。日本で明治三十二年の新關税實施まで生絲輸出税を廢止しなかつたのも全く財政上の關係が唯一の原因となつてゐる。支那は原料の輸出國であるけれども決して獨占的の產物を有するわけではない。支那の輸出品が高くなれば外國は他から同種の品物を買ふことが出來る。輸出税は支那の產物をして國際的競爭力を失はしむるものである。併しながら日本においては或は多少事情が異つてゐるかも知れない。何となれば同じ品物を他から買得るとしても一衣帶水の支那から買ふ程に便利に安き運賃を以つて買ふことの出來ない場合があり得る。從つて日本だけは支那の輸出税のために原料や食糧の價格を高められる危險がある。だから支那の輸出税は支那自身の不利である如く日本にも不利である。こゝに日支共存の自然的根據がある。日支の國際分業が何程實現されるかといふことは兩國にとつての大問題である。

附録　商業政策年表

（我國に關する事項は末行に記し本邦の年號を挿入す）

一四九二 コロンブス、アメリカを發見す
一四九七 ヴァスコ・ダ・ガマ喜望峰を廻る
一五一七 ルーテル、宗教改革を唱ふ
一五四三 ポルトガル人日本に來る（天文十二年）
一五七九 イギリス人始めてインドに至る
一六〇〇 英國東印度會社創立
一六〇一 オランダ船堺に來り通商を請ふ（慶長五年）
一六三九 オランダ以外は西洋人の通商を許さず（寛永十六年）
一六五一 英國航海條例を發布す
一六六四 トマス・マン著 England's Treasure by Foreign Trade 出づ
一六七〇 英國穀物法の制定
一六八八 英國名譽革命
一六九四 英蘭銀行創設さる
一七六二 ルウソー著『民約論』出づ
一七六四 ジェニー紡機の發明
一七六九 ワット、蒸汽機關の特許を得。アークライト、紡績機の特許を得
一七七六 アダム・スミス著『國富論』出づ
米國の獨立宣言
一七七九 ミュール紡績機の發明
一七八一 米國獨立戰爭終了
一七八三 イギリス、合衆國の獨立を承認す
一七八五 蒸汽機關、紡績業に應用さる
一七八六 英佛條約成る（自由貿易への轉回）
一七八七 カートライト、力織機を發明す
一七八八 英國、オーストラリヤに刑囚植民地を設く
一七八九 フランス大革命勃發
一七九一 ハミルトンの Report on Manufactures 出づ
一七九三 英佛開戰
一七九七 英蘭銀行兌換停止（一八一九年まで續く）
一八〇二 英國に最初の勞働法制定さる
一八〇三 英佛再び開戰
一八〇六 ナポレオン、Continental system を行ふ
一八〇七 フルトン、汽船を發明す
一八一二 米英開戰
一八一五 ナポレオン戰爭終る

英國に十九世紀最初の恐慌起る
英國新穀物法の制定
一八一六 アメリカ保護關税を設く
フランス極端なる保護主義を實行し綿製品の輸入を禁止す
一八一七 リカルド著『經濟及租税原理』出づ
一八一九 英蘭銀行兌換制度を回復す
ドイツ關税同盟漸次擴大さる
一八二〇 メキシコ獨立す、この頃南北アメリカに植民地の獨立多し
一八二三 モンロー主義發表さる
一八二四 ハスキッソンの關税改正
アメリカの關税引上、有税品税率平均三七%に達す
一八二五 十九世紀第二回の恐慌起る
一八二八 英國の關税改正、穀物法にスライディング・スケールを用ふ
アメリカ更に關税を引上ぐ、有税品税率平均四一%
一八三〇 フランス七月革命
リヴァプール、マンチェスター間に世界最初の鐵道敷設さる
一八三二 イギリス選擧法改正
アメリカ關税引下に向ひ税率平均三四%となる
一八三三 アシュレー卿初めて工場法運動を指揮す
一八三四 アメリカの「妥協關税」成立
ドイツ關税同盟十八ケ國の多きに達す
一八三六 ロンドン勞働者協會成立（チャーチスト運動の始め）
十九世紀第三回の恐慌（後數年間沈滯）
一八三八 コブデン及ブライトの穀物法反對同盟成立
汽船始めて大西洋を横斷す
一八四〇 英清阿片戰爭始まる
一八四一 リスト著『國民主義經濟學』出づ
一八四二 英清間に南京條約成る（支那の開國）
ピールの關税改正（第一回）
アメリカの關税改正、税率平均三〇%となる
一八四三 南京條約追加規定成り、支那、關税自主權を失ふ
一八四四 英國に鐵道企業熱大いに起る
イギリス銀行條例改正
一八四五 ピールの關税改正（第二回）
米墨戰爭によりアメリカはテキサス及びカルフォルニヤを得
一八四六 英國、穀物法を全廢す
リスト自殺
アメリカ、ウォーカーの自由主義關税成立、税率平均二五%
一八四七 十九世紀第四回の恐慌起る

イギリスの十時間勞働法通過す
一八四八 フランス二月革命
カルフォルニヤに金鑛發見さる
ジェー・エス・ミルの『經濟原論』出づ
一八五〇 オーストラリヤに金鑛發見され移民漸く增加す
長髪賊の亂、上海海關の行政權外人に歸す
一八五三 グラッドストンの關稅改正
ナポレオン三世の第一回關稅改正
米國ペルリは浦賀に、露國全權プーチャンは長崎に
來り、何れも通商を求む（嘉永六年）
一八五四 米國と和親條約卽ちペルリ條約を締結、次で日英、
日露、日蘭修好條約成る（安政元年）
一八五五 ナポレオン三世の第二回關稅改正
一八五六 ナポレオン三世の第三回關稅改正
ベセマー製鐵法を發明す
一八五七 アメリカの關稅引下、稅率平均二〇%となる
十九世紀第五回恐慌
一八五八 英國東印度會社廢止
清國と英佛との間に天津條約成る
米、蘭、露、英、佛の諸國と順次に條約を改正す（安
政五年）
一八五九 米、蘭、露、英、佛五ヶ國との條約を公布し橫濱、
長崎、函館の三港を開く（安政六年）
一八六〇 ケリー著 Principles of Social Science 1858-60 出づ
グラッドストンの第二回關稅改正、自由貿易完成す
櫻田門外の變（萬延元年）
一八六一 英佛條約成る、以後歐洲に稅率の協定流行す
米國南北戰爭起る（一八六五年終る）
一八六二 アメリカ內亂において北軍消費稅及び關稅（稅率平
均三七%）を增徵す
一八六四 アメリカの關稅改正、稅率平均四七%に上る
一八六六 十九世紀第六回の恐慌
米、英、佛、蘭四國代表と水野筑後守との間に改稅
約書調印、これにより我國は關稅自主權を失ふ（慶
應二年）
一八六七 マルクス『資本論』第一卷出づ
德川慶喜大政奉還を奏請（慶應三年）
一八六八 明治維新、戊辰の亂（明治元年）
一八六九 スエズ運河竣工す
支那、ロシヤと陸路通商章程を定む
前橋藩橫濱に生絲賣込店を設く（明治二年）
版籍奉還（明治二年）
武士の家祿を公債に改む（明治二年）
一八七〇 普佛戰爭起る、翌年終る
アメリカ財政關稅の引下を行ふ
鐵道建設のため外債を英國に募る（明治三年）

岩崎彌太郎九十九商會を起す、後三菱會社と改稱
一八七一 ドイツ帝國の統一成る
廢藩置縣（明治四年）
岩倉具視、特命全權大使として歐米を巡遊す、明治六年歸朝（明治四年）
澁澤榮一『立會略則』、福地源一郎『會社辨』、中村敬太郎『ミル自由之理』、小幡篤次郎『英氏經濟論』等出づ（明治四年）
一八七二 アメリカ、內國消費税の整理を終る
條約更正期に當り改正論議多し（明治五年）
東京横濱間の鐵道成る（明治五年）
國立第一銀行創立、國立銀行條例頒布（明治五年）
この頃模範工場多く設立さる（明治五年）
一八七三 地租改正（明治六年）
一八七四 佐賀の亂（明治七年）
一八七五 鈴木重孝譯『ミル經濟論』出づ（明治八年）
一八七六 熊本の亂、秋月の亂、山口の亂起る（明治九年）
一八七七 カナダ議會に保護關税通過す
西南の亂（明治十年）
一八七八 日米對等條約成立、但し實施されず（明治十一年）
田口卯吉『自由交易日本經濟論』出づ（明治十一年）
一八七九 ビスマルクの保護主義關税成る
『東京經濟雜誌』創刊され、自由貿易を主張す（明治十二年）
一八八〇 『東洋經濟新報』創刊され、『東京經濟雜誌』と相對立す（明治十三年）
一八八一 フランス新關税法制定
農商務省、內務省より獨立す（明治十四年）
紙幣下落の頂點（明治十四年）
一八八二 日本銀行創立（明治十五年）
一八八四 犬養毅譯ケリー原著『圭氏經濟學』出づ（明治十七年）
一八八五 日本兌換制度立つ（明治十八年）
一八八七 英國植民地首相會議開設、一九〇四年以後每四年に開くことゝなる
一八八九 日本帝國憲法發布（明治二十二年）
大島貞益譯リスト原著『李氏經濟學』出づ（明治二十二年）
一八九〇 米國マッキンレー關税成立、極端なる保護主義を行ふ
日本第一回帝國議會を招集（明治二十三年）
一八九二 フランス關税法制定、最高最低税率を採用す
一八九四 米國の關税改正
インドに始めて從價五分の財政關税設けらる
日清戰爭起る（明治二十七年）
日英通商條約成る（次いで明治三十年までに諸外國

との改正條約成る（明治二十七年）
綿絲輸出税撤廢（明治二十七年）

一八九五 英國保守黨內閣成立しチェンバレン帝國特惠關税を唱ふ
日清戰爭終り下ノ關條約成る（明治二十八年）
露獨佛の三國遼東還付を勸告し來る（明治廿八年）

一八九六 日本棉花輸入税を免除す（明治二十九年）

一八九七 アメリカ、ディングレー關税通過し税率平均五四%となる
カナダ、英本國に對して特惠制度を設く
日本金本位制を採用す（明治三十年）

一八九八 支那政府英人を總税務司に任ずることを聲明す
日本民法施行（明治三十一年）

一八九九 南阿戰爭起る（一九〇二年終る）
日本商法施行（明治三十二年）
日本、改正條約實施、始めて關税定率法を行ふ（明治三十二年）

一九〇〇 オーストラリヤ聯邦成り關税統一さる
北清事變（明治三十三年）

一九〇一 支那關税の現實五分改訂（一八五八年以來最初の改訂）

一九〇二 ドイツ關税改正
日英同盟成る（明治三十五年）

一九〇四 日露戰爭起る（明治三十七年）

一九〇五 關税問題に關し英國保守黨敗れ自由黨內閣成立す
日露戰爭終了、媾和條約成る（明治三十八年）

一九〇六 日本新關税法を行ふ、協定税率實施せらる、期限十二ケ年（明治三十九年）

一九〇七 カナダの關税改正、平均一五%、最高最低の二重税制を行ふ
アメリカに恐慌起り各國に波及す

一九〇九 米國ペイン――オルドリッチ關税成り關税整理に向ふ、税率平均四〇%
英國、インドに民選の諮問機關を設く

一九一〇 南アフリカ聯邦成立
日韓併合（明治四十三年）

一九一一 支那革命
日本、通商條約滿期、新關税法を行ふ、雙務的協定税率實施、期限十二ケ年（明治四十四年）

一九一三 米國アンダーウッド――サイモンス關税通過し税率平均二七%に引下ぐ

一九一四 歐洲大戰爭勃發

一九一五 英國マッケナ關税實施さる
佛、獨等金輸出を禁止す

一九一六 パリに聯合國側の經濟會議開催さる
インドの財政關税引上、但し綿布は据置

一九一七　米國歐洲大戰に參加す
ロシア革命
英帝國軍事會議において各自治領の代表者により特惠關稅運動促進の議決通過す
英國インド自治に關する聲明を發す
アメリカ、日本、金輸出を禁止す（大正六年）
上海關稅會議（現實五分改訂）

一九一八　歐洲大戰爭終了
ドイツ革命
日本、米價騰貴し各地に暴動起る（大正七年）

一九一九　パリ平和會議、國際聯盟成立
英國の關稅改正、植民地に特惠を與ふ
インド議會開設さる
英國金輸出禁止

一九二〇　世界恐慌起る
第一回國際勞働會議ワシントンに開かる
オーストラリヤ聯邦新關稅法制定

一九二一　英國產業安全法通過し關鍵工業を保護し、ダンピング防止規定を設く
米國緊急關稅法發布、農業保護をなす
インド議會關稅自主權を與へらる、同時に輸入稅一割一分となす
ワシントンに海軍々縮會議開かる、同時に支那問題を議し支那の主權尊重を約す
上海關稅會議、再び現實五分改訂、翌年より實施

一九二二　英國フォードニー――マッカンバー關稅通過し稅率大いに引上げらる
日本に小作問題喧し（大正十一年）

一九二三　ドイツ、レンテン馬克の制度實施さる
米國の金解禁
日英協定稅率滿期（大正十二年）

一九二四　英國保守黨の保護關稅政策失敗し最初の勞働黨內閣成立、產業安全法の第一部のみを殘し他の保護關稅を全廢す
ドーズ案成る

一九二五　英保守黨內閣新に產業安全法を通過せしむ
英國金解禁
インドの綿布生產稅全廢
ロカルノ條約成る

一九二六　佛、獨、白等を中心とする國際製鐵カルテル成る
英國の炭坑大罷業
北京特別關稅會議、日本は支那の關稅自主權承認を提議す、七種差等稅率を協定す
日本關稅定率法大改正、小麥關稅引上（大正十五年）

一九二七　ジュネーヴに國際經濟會議開かる

一九二八　國際聯盟經濟諮問委員會において多角的關稅引下條

約につき調査す

フランスの金解禁

支那は英、米、佛等と關税條約を結び、關税自主權承認せらる

日本各地に自由通商協會設立さる（昭和三年）

一九二九 國際聯盟總會において英國商務大臣により關税休戰會議が提案され、佛國首相ブリアンにより歐洲經濟聯盟提唱さる

支那七種差等税率を行ふ

オーストラリヤ聯邦關税引上を行ふ

日本木材關税引上（昭和四年）

濱口內閣關税審議會を設く（昭和四年）

一九三〇 關税休戰會議開催され關税一ケ年据置を協定す

アメリカの新關税法

オーストラリヤ更に關税引上をなす

インド綿布關税引上、英本國に特惠を與ふ

日本の金解禁（昭和五年一月）

日支關税協定成立、支那終に關税自主權を恢復す（昭和五年五月六日）

―（終）―